

地震・津波被災地域等に係る復興施策の総括（案）

第2期復興・創生期間までの復興施策の総括に関するワーキンググループ

はじめに

東日本大震災の発災からまもなく13年半が経過する。

東日本大震災は、マグニチュードが9.0という我が国の観測史上最大の地震であり、最大震度7の地震動が観測されるとともに、広範囲にわたる甚大な津波被害を発生させ、さらに東京電力福島第1原子力発電所の事故との複合災害となった。震災により2万人近くの尊い命が奪われ、いまだ2千人以上が行方不明となり、また多くの方が生活の基盤を失って長期にわたる避難を余儀なくされた。こうした経験のない事態への対応が求められる中、困難な状況にあっても、国・地方公共団体のみならず、被災者の方々をはじめ、ボランティアやNPO、民間企業、更に一人一人の国民が協力して復旧・復興への歩みを進めてきた。

政府は、東日本大震災復興基本法第3条による基本方針に基づき、平成27年度までの「集中復興期間」、続く平成28年度から令和2年度までの第1期復興・創生期間、さらに令和3年度からの第2期復興・創生期間において、かつてない甚大かつ広域的な被害に対処するため、過去の阪神・淡路大震災等の大規模災害と比較しても、組織面、予算面、制度面など様々な点で「前例のない手厚い支援」を実施してきた。

このような取組により復興が大きく前進した一方で、地域ごとの事情や状況の違いがあり、さらには新たな課題が生まれるなど、その現状は様々である。

第2期復興・創生期間の終了まで残り1年半余り。第2期復興・創生期間の後の復興の在り方について本格的に検討を行う段階となっている。こうした検討に資するため、復興推進委員会の下に「第2期復興・創生期間までの復興施策の総括に関するワーキンググループ」が設置され、東日本大震災の発災からこれまでの間に実施された復興施策の総括を行うこととなった。

本ワーキンググループでは、現行の基本方針において、

- ・地震・津波被災地域については、第2期復興・創生期間において、復興事業がその役割を全うすることを目指す
- ・原子力災害被災地域については、令和3年度から当面10年間、本格的に復興・再生に向けた取組を行い、同期間の5年目にあたる令和7年度に復興事業全体の在り方について見直しを行う

ということが記載されており、原因となった災害を区分して方針が示されていることを踏まえ、地震・津波被災地域に係る議論と、原子力災害被災地域に係る議論を分けて行うこととした。また、地震・津波被災地域に係る議論と合わせて、震災の教訓継承についても議論を行った。総括に当たっては、可能な限り客観的な指標を基に、施策の背景も踏まえ、進捗状況や成果等に関して反省点も含めて検証している。

今般、先行して地震・津波被災地域及び震災の教訓継承に関する復興施策について議論してきたところ、その結果を「中間とりまとめ（地震・津波被災地域）」としてまとめることとした。

第 1 章

これまでの主な取組と成果

目次

1. ハード整備（基本方針1.（1）①） 災害復旧事業 等	p4
2. 心のケア等の被災者支援（基本方針1.（1）②）	p12
2-1 被災者支援総合交付金事業	
2-2 災害援護資金	
3. 被災した子どもに対する支援（基本方針1.（1）③）	p61
教員加配、スクールカウンセラー等の配置、就学支援	
4. 住まいとまちの復興（基本方針1.（1）④）	p75
宅地造成、家賃低廉化・特別家賃低減事業、土地活用ハンズオン支援事業	
5. 産業・生業（特区法以外）（基本方針1.（1）⑤）	p91
5-1 中小企業組合等共同施設等災害復旧事業（グループ補助金）	
5-2 津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金（津波立地補助金）	
5-3 二重ローン対策（CREB、産業復興機構）	
5-4 新ハンズオン支援事業、結の場	
5-5 新しい東北	
6. 産業・生業（特区法）（基本方針1.（1）⑤）	p145
東日本大震災復興特別区域法（特区税制）、東日本大震災復興特別区域法（金融特例、規制特例、復興整備計画）	
7. 地方単独事業等（基本方針1.（1）⑥）	p165
人材確保対策支援、震災復興特別交付税	
8. 復興の姿の発信、東日本大震災の記憶と教訓の後世への継承（基本方針1.（3））	p181
国営追悼・祈念施設、震災遺構・伝承施設／伝承団体、ノウハウの普及展開・復興政策の評価、万国博覧会での発信	
9. 地方創生との連携強化（基本方針1.（1）⑧）	p186

※産業・生業のうち水産業支援に関しては、原子力災害被災地域に係る復興施策の総括の中でまとめて検討する。

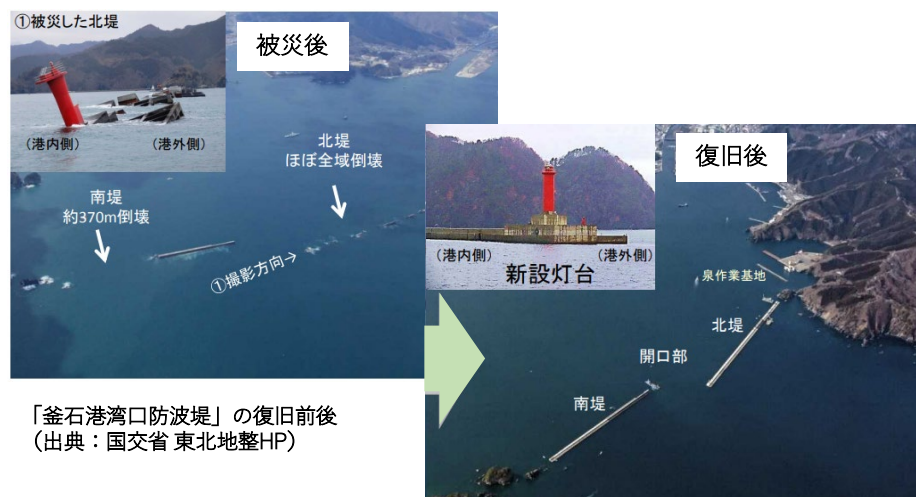
1 ハード整備

1 これまでの主な取組

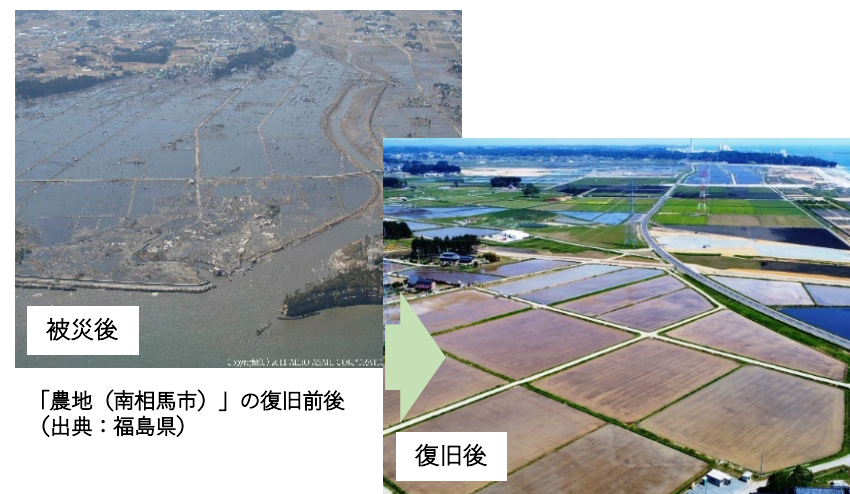
- ・ **道路**
被災した道路の復旧や復興道路、復興支援道路の整備を推進
- ・ **鉄道**
被災した鉄道の復旧や運行の再開
- ・ **港湾**
被災した港湾施設の復旧、整備を推進
- ・ **海岸（防潮堤）**
被災した海岸堤防等の復旧、整備を推進
- ・ **河川**
被災した河川管理施設の復旧、整備を推進
- ・ **農地**
被災した農地の営農再開に向け、農地の復旧や除塩等を進めるとともに、農地の復旧と一体的に農地の大区画化を推進
- ・ **漁港**
陸揚げ機能の回復に向け、漁港の復旧、整備を推進



「国道45号二十一浜橋」の復旧前後（出典：復興政策10年間の振り返り）



「釜石港湾口防波堤」の復旧前後
（出典：国交省 東北地整HP）



「農地（南相馬市）」の復旧前後
（出典：福島県）

2 成果

・道路

本復旧を令和2年3月までに直轄区間1,161kmを完了
令和3年12月までに復興道路・復興支援道路570km全線開通

・鉄道

三陸鉄道リアス線（JR東日本から運営移管）は、平成31年3月に運転再開
JR常磐線は、令和2年3月に浪江～富岡駅間が開通したことにより全線運転再開
これにより、令和2年3月までに、BRTによる復旧を含め旅客鉄道の被災路線2,351km全てで運行を開始

・港湾

平成29年度までに、釜石港湾口防波堤及び相馬港沖防波堤の復旧が完了し、
被災した港湾のうち復旧工程計画に定められた港湾施設131か所の全てで復旧が完了

・海岸（防潮堤）

復旧・復興工事を計画した621地区について、99%（616地区）で工事完了（令和5年9月末時点）

・河川

本復旧を平成27年3月までに直轄区間で被災した河川管理施設の2,115箇所の全てを完了

・農地

津波被災農地19,660haのうち96%（福島県の原子力被災市町内の一部（820ha）を除く全ての農地）
で営農再開が可能（令和5年9月末時点）
農地の大区画化等ハード事業に加え、農地の利用集積を進めることで大規模で労働生産性の高い
農業経営を展開。

・漁港

319漁港全ての陸揚げ岸壁の機能が回復（令和4年3月まで）

（※道路や河川など県市町村管理区間では、未完了事業が一部存在。）

関連指標等

公共インフラの復旧・復興の進捗状況（復興道路・復興支援道路）

○ 令和3年12月18日の三陸沿岸道路の全線開通をもって、復興道路・復興支援道路が全線開通。

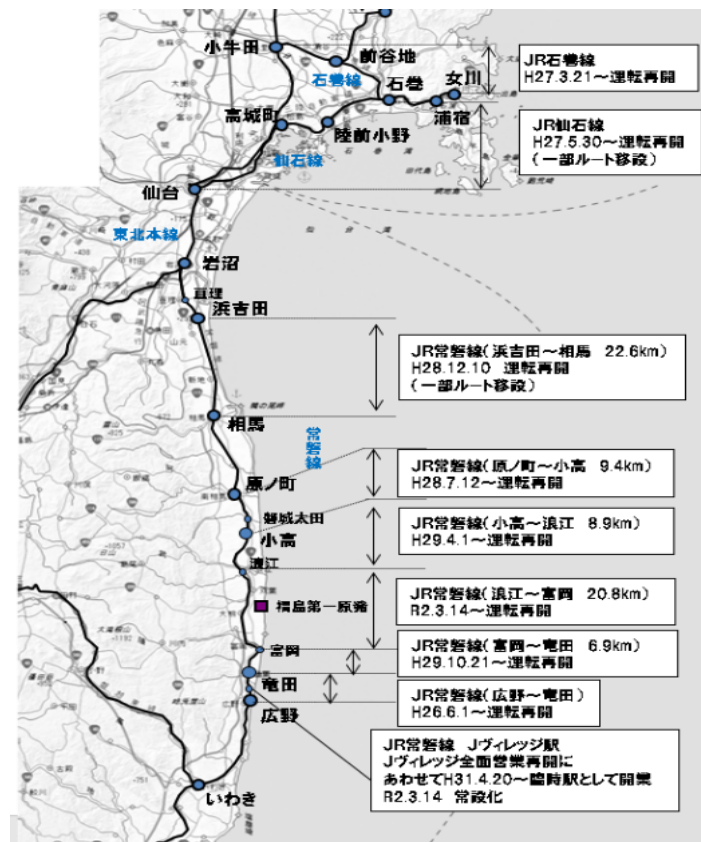
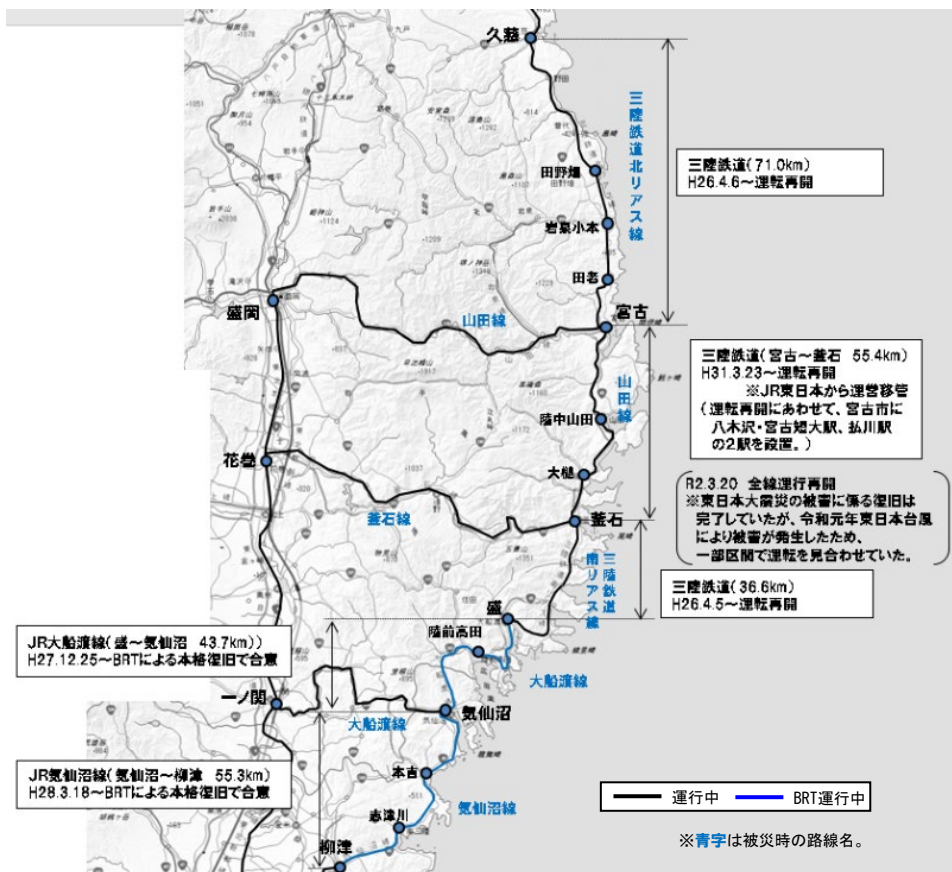


	路線名	計画延長	供用済延長	事業中箇所延長
復興道路	三陸沿岸道路 (仙台～八戸)	約359km	359km (100%)	—
復興支援道路	宮古盛岡横断道路	約66km	66km (100%)	—
	東北横断自動車道釜石秋田線 (釜石～花巻)	約80km	80km (100%)	—
	東北中央自動車道 (相馬～福島)	約45km	45km (100%)	—
	みやぎ県北高速幹線道路	約20km	20km (100%)	—
合計		約570km	570km (100%)	—

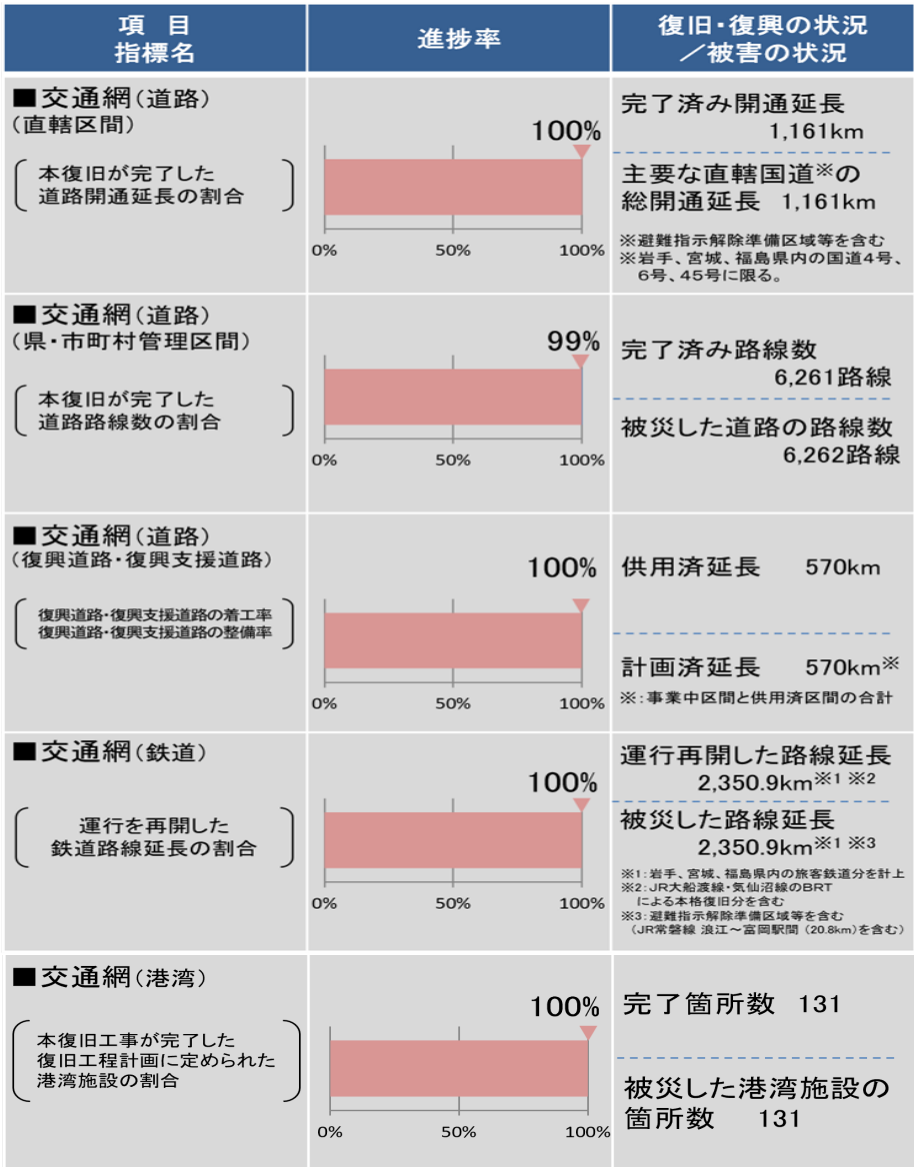
関連指標等

公共インフラの復旧・復興の進捗状況（鉄道）

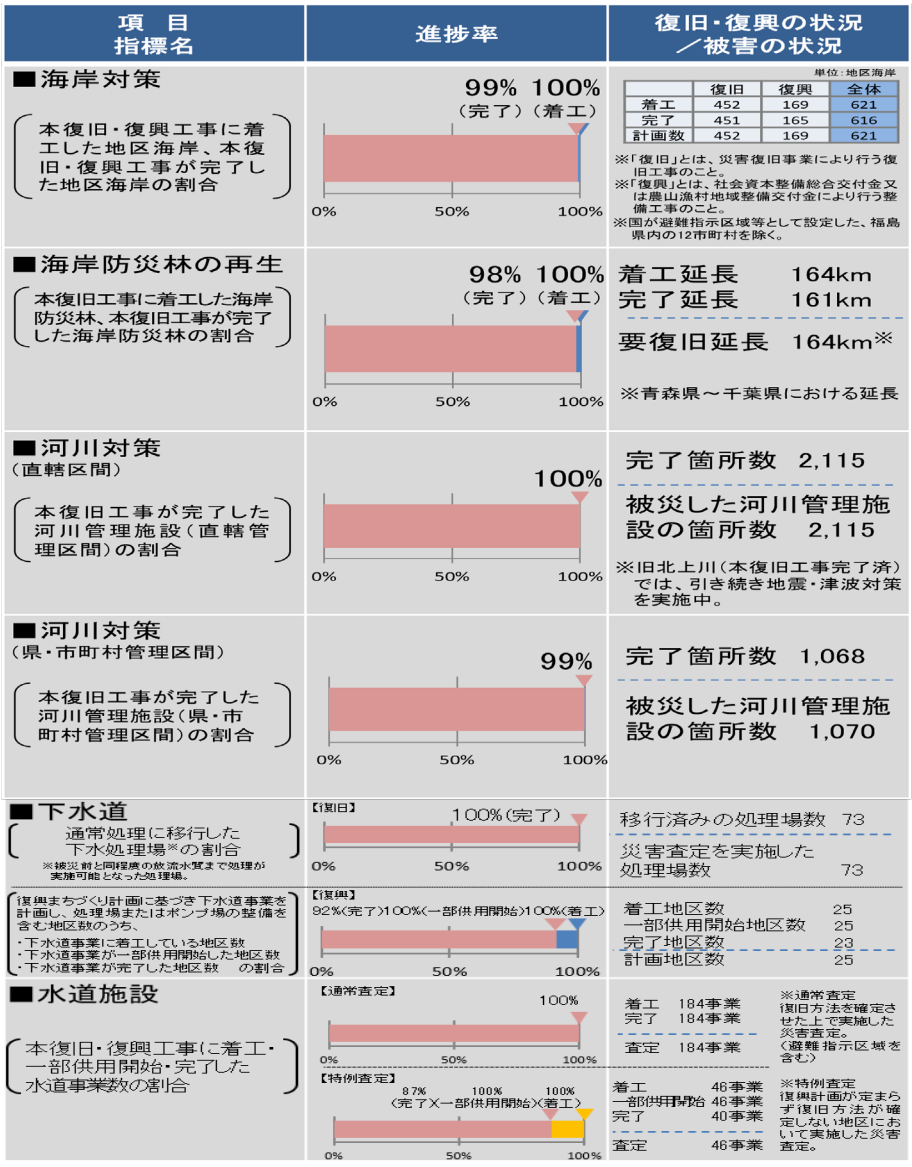
- 三陸鉄道リアス線（JR東日本から運営移管）は、2019年3月23日に運転再開。
- JR常磐線は、2020年3月14日に浪江～富岡駅間が運転再開したことにより、全線運転再開。
- これにより、東日本大震災により被災した鉄道はBRTによる復旧を含め全て復旧。



関連指標等

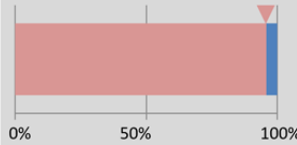
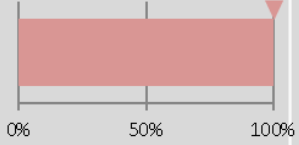
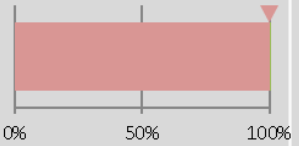
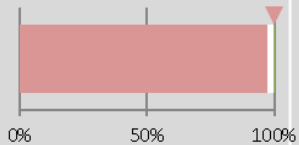


* 1 空港機能については100%復旧
* 2 福島県の避難指示区域は、原則除いている。
* 3 復興庁調べ (令和5年9月末時点)



* 1 福島県の避難指示区域は、原則除いている。
* 2 復興庁調べ (令和5年9月末時点)

関連指標等

項 目 指標名	進捗率	復旧・復興の状況 ／被害の状況	項 目 指標名	進捗率	復旧・復興の状況 ／被害の状況
■農地 〔津波被災農地面積のうち営農再開可能面積の割合〕	 96%	営農再開可能面積 18,840ha 津波被災農地面積※ (農地転用等を除く) 19,660ha ※青森県～千葉県における津波被災農地面積21,480ha(避難指示区域を含む)	■漁港 〔陸揚げ岸壁の機能が全て回復した漁港〕	 100% (完了)	全機能が回復済みの漁港数 319 被災した漁港数 319
* 農林水産省からの情報提供を基に復興庁作成 (令和5年9月末時点)			■養殖施設 〔養殖施設の復旧の割合〕	 100%	復旧した施設数 68,893※ ※岩手県及び宮城県における施設数 養殖業再開希望者の施設数 68,893※ ※岩手県及び宮城県における施設数
			■水産加工施設 〔被災3県※で業務再開を希望する水産加工施設のうち、業務再開した施設の割合 (R3.12月末時点)〕	 98%	業務再開した施設数 755 業務再開を希望する水産加工施設数 767
			※被災3県(岩手県、宮城県、福島県)		
* 水産庁「東日本大震災からの水産業復興へ向けた現状と課題(令和5年3月)」及び農林水産省「東日本大震災からの農林水産業の復興支援のための取組(令和4年12月)」のデータを基に復興庁作成					

東日本大震災の復興施策の総括（令和元年10月23日）

Ⅱ．各分野における取組 - 2．住まいとまちの復興

- （２）被災地の経済発展の基盤となる交通・物流網の構築等

○ 今後の課題

- ・復興のために整備されたインフラについて、人口減少が進展する中で、今後とも地方公共団体が自ら継続的に維持・管理していくことが必要。

○ 今後の大規模災害に向けた教訓

- ・交通・物流網等の整備に当たっては、国・県・市町村等の関係機関が連携し、個別の箇所ごとに工事の進捗管理を徹底することが重要。
- ・災害廃棄物の専門家のネットワーク構築や、各地域での計画策定・訓練等、平時からの備えが重要。

東日本大震災 復興政策10年間の振り返りポイント（令和5年8月29日）

12. 道路、海岸・河川、港湾、農地

○主な評価・教訓

■道路

- － 震災直後から、内陸から被災地への啓開ルートを集約して明確化し、集中的に点検・調査を実施することにより、迅速な応急復旧に寄与した。

■海岸・河川

- － 海岸事業の実施にあたっては、砂浜を保全した例や、海への眺望を確保した例、景観に配慮した例など、地域住民の意見を尊重しながら堤防デザインを工夫した事例が多く見られる。

■港湾

- － 東北地方の港湾におけるコンテナ取扱貨物量は、震災前から約1.5倍に増加（令和元年／平成22年）し、またクルーズ船の寄港は約2.4倍に増加（同年比較）するなど、施設整備によって機能強化された港湾は地域経済に大きく貢献している。

■農地

- － 農地の復旧と併せて大区画化が実施され、経営規模の拡大と経営の合理化が図られ、農業生産性の向上と農業経営の安定化等に寄与。

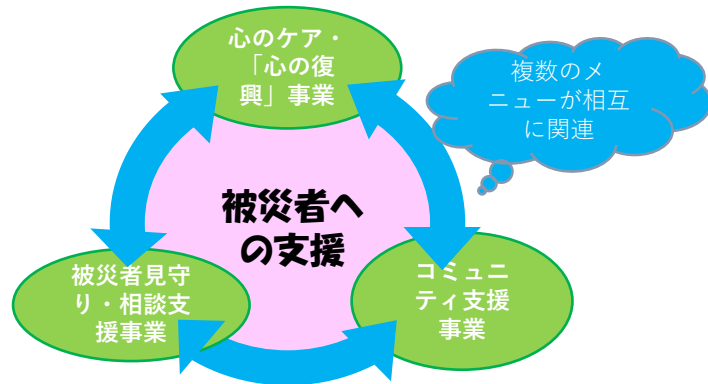
2-1 被災者支援総合交付金事業

1 これまでの主な取組（1）

【被災者総合支援交付金】

○ 復興の進展に伴い、避難生活の長期化、災害公営住宅等移転後のコミュニティ形成、被災者の心のケア、避難指示解除区域における生活再建など、被災者を取りまく課題は多様化。

○ 被災者の生活再建のステージに応じた切れ目ない支援の実現を図る。



【期待される効果】

交付金により自治体等の取組を支援することにより、各地域の実情に応じた効果的・効率的な被災者支援の展開が期待される。

I. 各地域の被災者支援の重要課題への対応支援

復興庁	1. 被災者支援総合事業
	(1) 住宅・生活再建支援事業
	(2) コミュニティ形成支援事業 : ①
	(3) 「心の復興」事業 : ②
	(4) 被災者生活支援事業 : ③
	(5) 被災者支援コーディネート事業 : ④
	(6) 県外避難者支援事業

II. 被災者の日常的な見守り・相談支援

厚労省	2. 被災者見守り・相談支援事業 : ⑤
-----	----------------------

III. 仮設住宅での総合相談・介護等のサポート拠点の運営

厚労省	3. 仮設住宅サポート拠点運営事業
-----	-------------------

IV. 被災地における健康支援

厚労省	4. 被災地健康支援事業
-----	--------------

V. 被災者の心のケア支援

厚労省	5. 被災者の心のケア支援事業 : ⑥
-----	---------------------

VI. 子どもに対する支援

こども庁	6. 被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業 : ⑦
------	-------------------------------

文科省	7. 福島県の子供たちを対象とする自然体験・交流活動支援事業
	8. 子供への学習支援によるコミュニティ復興支援事業 : ⑧

※地震・津波被災地域において実施している事業に黄色着色の上、通し番号を付している。

1 これまでの主な取組（２）

【各事業の概要】（地震・津波被災地域において実施している事業）

<① コミュニティ形成支援事業>

災害公営住宅等における住民同士のコミュニティの形成や、当該住宅の住民と住宅周辺の既存の地域コミュニティとの融合など、住宅移転後の円滑なコミュニティ形成を図る。

<② 「心の復興」事業>

閉じこもりがちな被災高齢者等が、人と人とのつながりをつくり、生きがいを持って生活できるよう、各地域の支援団体（ＮＰＯ）等と連携し、被災者自身が主体的・継続的に活動する機会を創出。

<③ 被災者生活支援事業>

災害公営住宅等に居住する一人暮らし高齢者等が、買い物や通院など、日常生活に不便が生じているケースがあるため、こうした状況を踏まえ、災害公営住宅等での被災者の日常生活に対する支援を実施。

<④ 被災者支援コーディネート事業>

復興の進展に伴い生じる様々な被災者支援の課題に対応し、各地域の実情に応じた効果的・効率的な支援活動が実施されるよう、被災者支援に係る新たな活動主体の参画や、各地域へコーディネーターを配置し、支援者間の連携強化等を図る取組に対する支援を実施。

1 これまでの主な取組（3）

【各事業の概要】

<⑤ 被災者見守り・相談支援事業>

災害公営住宅等で単身高齢の被災者等が孤独・孤立に陥らず地域で安心して生活を送れるよう、相談員が巡回して支援が必要な被災者の把握・見守り、日常生活上の相談支援、関係機関への繋ぎ等を行う。

<⑥ 被災者の心のケア支援事業>

心のケアに関するニーズが増大した被災3県に心のケアセンターを設置し、専門家による訪問支援や相談支援、ケアにあたる人材への支援や研修、後方支援を行う。

<⑦ 被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業>

被災した子どもの心身の健康・生活面等における支援（相談・援助等）を行う。

<⑧ 子供への学習支援によるコミュニティ復興支援事業>

震災の影響で学習環境が十分でない地域の子供を中心に、地域と学校の連携・協働による学習支援等を実施する自治体の取組を支援することにより、子どもの学習環境の好転やコミュニティの復興促進を図る。

1 これまでの主な取組（４）

【事業例】

① コミュニティ形成支援事業 ～ 移転後のコミュニティ形成を円滑に進めるための活動を支援

- ・ 災害公営住宅等における茶話会、自主的な勉強会等の実施（宮城県）
- ・ 専門家の派遣、コミュニティ活動のスタートアップ支援（気仙沼市）
- ・ コミュニティ活動定着に向けた伴走型支援の実施（岩手県）
- ・ 入居者同士のスポーツ交流、サロン活動等への支援（釜石市）



② 「心の復興」事業

～ 被災者自らが参画し、活動する機会を創出し、人とのつながりや生きがいを持つことができる活動への支援

- ・ 被災者が花を植える事業（東松島市）
- ・ 復興まつりの開催（名取市）
- ・ 映画鑑賞を通じた生きがいづくり（岩手県）



③ 被災者生活支援事業

～災害公営住宅等で暮らす被災者の日常生活上の困りごとに対応

- ・ 弁護士、ファイナンシャルプランナーなどの専門家等との連携による伴走型支援（岩手県）
- ・ 社会福祉協議会によるアンケート調査（宮古市）
- ・ 生活支援員等の派遣（塩竈市）
- ・ 心のサポート拠点事業（石巻市）



1 これまでの主な取組（５）

【事業例（続き）】

⑥ 被災者の心のケア支援事業

～被災者へのこころのケア活動を支援

- ・ 震災による損害・体験・生活の変化からくるストレス、不安、PTSD等の被災地における心のケアのニーズの高まりに対応するため、被災３県に専門職（医師、精神保健福祉士、保健師など）を中心に構成される心のケアセンターを設置し、訪問・来所・電話等による個別相談を実施。また、地域の当該心のケアに係る各種支援者への技術的指導、助言、研修なども実施（岩手県、宮城県）

⑦ 被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業

～被災したり、親を亡くした子ども等へのケア活動を支援

- ・ 沿岸被災地域における巡回診療、相談支援等を実施する拠点（いわてこどもケアセンター）の設置（岩手県）
- ・ 子どもの心のケアを行うことで社会的自立や学校復帰を目的としたアウトリーチ型の支援拠点（みやぎ子どもの心のケアハウス）の設置（宮城県）

1 これまでの主な取組（6）

【①コミュニティ形成支援事業の事業例】コミュニティ支援事業【岩沼市】（令和5年度で終了）

◆岩沼市は、避難所から仮設住宅及び集団移転先地へ地区ごとに入居できるようにするとともに、仮設住宅入居中には「玉浦西地区まちづくり検討委員会」を設立し、集団移転先地のまちづくりの検討を行ったことから地区単位で移転することができ、集団移転先地でのコミュニティ形成は比較的順調に進んだ。他方で、隣接する災害公営住宅への入居者は、自力再建が困難な高齢者世帯等が多く、移転元も異なっていたことから住民同士の繋がりが弱くコミュニティの形成が遅れていた。

◆岩沼市の津波被害を受けた沿岸部の集落跡地は、災害危険地域に指定されたため、荒れ果てたままの状態となっていたことから、集落跡地の有効利用について検討していた。



【事業主体】

（公社）青年海外協力協会（JOCA）

【対象地域】

玉浦西地区
（防災集団移転地域・災害公営住宅地域）

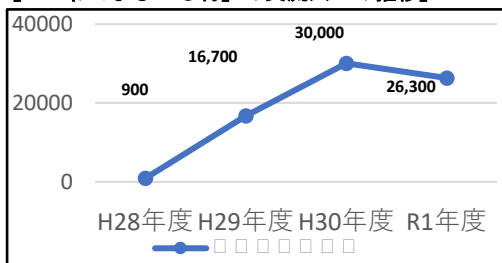
【対象者】

防災集団移転地域住民及び災害公営住宅入居者（約360世帯）
その他

【取組概要】

- 被災者の見守り・相談の総合窓口として「岩沼市スマイルサポートセンター」の運営を（公社）青年海外協力協会（JOCA）に委託し、コミュニティ形成支援、交流・生きがいをづくり、被災者見守り・相談支援を実施した。
- （公社）青年海外協力協会（JOCA）と協力して、東日本大震災の津波により災害危険区域に指定され、荒れたままの集落跡地（移転元地）を有効活用しようと除草を目的として2頭の羊の放牧から始まった「いわぬまひつじ村」を整備した。
- 「いわぬまひつじ村」は、住民参加による管理・運営を通じて地域・世代を超えた交流が行われる広場とし、また、震災の記憶や地域の記憶の風化防止の場としても再生され、コミュニティ形成にも利用された。
- 被災者の見守り・相談の総合窓口として運営してきた「岩沼市スマイルサポートセンター」については、令和2年度に閉所したが、引き続き令和3年度からは規模を縮小しつつ事業を継続している。

【「いわぬまひつじ村」の交流人口の推移】



コミュニティ形成の様子



「いわぬまひつじ村」での活動の様子



1 これまでの主な取組（7）

〔②「心の復興」事業の事業例〕花の香るまちづくり事業【東松島市】（令和7年度で終了予定）

- ◆被災者が、仮設住宅から防災集団移転地や市内各所に移り住み、新しい生活の中で落ち着きを見せつつある中、新しいコミュニティになじめずにいる不安や心配から屋内にとどまりがちになったり、さらには大震災で負った心の傷を抱えたままの方も少なくない。
- ◆東松島市は、平成29年度に各地区自治会が設立し、令和元年度に災害公営住宅の整備も完了するなど、生活基盤の復興は進んだものの、新たな生活環境において被災者が抱える負担は多種多様化しており、大震災により負った心の傷の回復経過も様々である。
- ◆本事業は、花壇の土を耕し、植物に触れ、植える作業を行うことにより、土や草花の感触、匂いをかぐことで、自然と触れる心地良さを得られ、ストレスを緩和する効果を体験できるとともに、同じ作業を地域の住民と共同で行うことにより、心の交流や一体感が生まれ、孤立化を防ぎ、新しい知り合いや友人作りにつながることを目的として実施した。

【事業主体】

まちづくり協議会

【対象地域】

矢本東地区、矢本西地区、小野地区、大曲地区、赤井地区、大塩地区、野蒜地区、宮戸地区

【対象者】

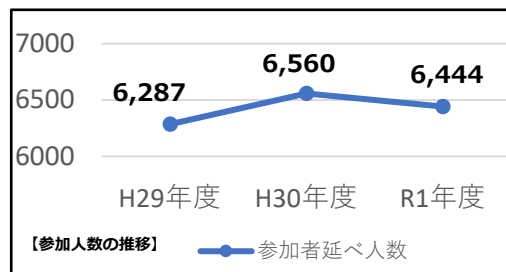
災害公営住宅入居者（750人程度）
その他（1550人程度）

【取組概要】

- ・被災者が仮設住宅から災害公営住宅等に移り住む背景を踏まえ、既存のコミュニティに入り込む被災者に配慮し、花の植栽を実施。年間を通して土に触れ、花を管理する作業の中で、世代を超えた地域での交流を深めている。
- ・市内8地区の市民センターが主体となり、同じ作業を同じ地区内の住民と協働で行うことで、心の交流や一体感・充実感が生まれ、被災者の孤立化を防ぐとともに、顔の見える関係の構築により見守り機能も強化。
- ・本事業は市内全地区で通年行われており、市民が一体となって復興に取り組む姿を広く発信している。



【参加人数の推移】



事業ごとの現状（１）

（例１）【①コミュニティ形成事業】

<事業の現況に関する認識>

- 令和３年に災害公営住宅の供給が終了したこともあり、岩手県、宮城県における災害公営住宅の約９割ですでに自治会が設立されているが（令和６年３月現在で、岩手県が約９４．６％、宮城県が約９９．０％）、供給終了以降の直近３年間で設立状況に大きな変化は見られない。
- 今後は支援を受けている各自治会の自走化が課題であるが、「構成員の高齢化による担い手不足」が自走化の主たる阻害要因となっている状況が見られる。

<検討に当たって留意すべき個別の事項>

- 自治会の設立自体は概ね良好であるため、今後は、新たに創設された自治会と既存自治会などの連携・融合を図りながら、地域のコミュニティ維持に向けた施策として、被災・非被災の分け隔てなく取組を一体的に進めることが重要である。
- コミュニティ形成にあたり、高齢化による担い手不足といった地域が直面する一般的な課題への対応が求められている状況にあり、地域活性化という視点から、一般施策において、被災、非被災の分け隔てなく、新たな担い手を確保するなど包括的に対応することが重要である。
- 一般施策の選定にあたり、どのような施策を活用すべきか、自治体や関係者間で調整が進められている。

事業ごとの現状（２）

（例２）【②「心の復興」事業】

<事業の現況に関する認識>

- 被災者自身が、生きがいを持って生活できるよう、主体的・継続的に活動する機会が創出されることは重要である。
- 特に閉じこもりがちな高齢被災者が、震災前の生業に携わる機会の創出や、世代間交流、震災の記憶を風化させないための取組を通じて、人と人とのつながりをつくることが、地震・津波被災地域の更なる復興に寄与する側面を持っている。

<検討に当たって留意すべき個別の事項>

- 「生きがいづくり」という被災者それぞれによって定義やゴールが異なるものを対象としており、イベントの実施回数や参加者数など単純な数的指標では、その効果を測定しきれない側面を持つ一方で、震災を経験していない世代も増えてきており、対象者が生きがいづくりを必要とする状況が、震災由来の事情であるかどうか曖昧になりつつあることから、被災・非被災の分け隔てなく、自治体として包括的に事業を実施する体制の構築が必要となってきた。
- 本事業の実施主体はNPO等であるが、財源を確保をしているのは各自治体であることから、本事業を継続していくにあたり、自治体と実施主体間での今後の方針についての検討が必要となる（NPO団体の自主事業への完全移行など）。
- 一般施策の選定にあたり、どのような施策を活用すべきか、自治体や関係者間で調整が進められている。

事業ごとの現状（３）

（例３）【③被災者生活支援事業】

<事業の現況に関する認識>

- 災害公営住宅等に移転してもなお独居の高齢被災者に対しては、生活の維持に向け、各種サービスの支援等を必要とする場合がある。
- 自宅の再建等により災害公営住宅等を離れる被災者も増え、自治会機能が低下しているなかで、残された被災者の生活相談等を受けるなど、被災者の状況を的確に把握する仕組みを創出する必要がある。

<検討に当たって留意すべき個別の事項>

- 震災から時間が経つにつれて、自宅の再建等により災害公営住宅等を離れるため、本事業の対象から外れる被災者がいることや、その地域における高齢化という一般的な課題を抱えていることを踏まえて実施される事業の内容が、震災由来であるかどうかの区別が曖昧化しているため、地域として包括的に住民の生活を支援する体制を構築するための検討をする必要がある。
- 本事業の実施にあたり、民間団体等に委託している場合、本事業を継続していくにあたり、自治体と実施主体間での今後の方針についての検討が必要となる（NPO団体の自主事業への完全移行など）
- 一般施策の選定にあたり、どのような施策を活用すべきか、自治体や関係者間で調整が進められている。

（例４）【⑤被災者見守り・相談支援事業】

<事業の現況に関する認識>

- 特に孤立化しやすい高齢単身被災者に対しては、より頻度の高い見守り支援を行う必要がある。
- コミュニティ構成員の高齢化が進んでおり、構成員相互の見守りが困難になりつつある。

<検討に当たって留意すべき個別の事項>

- そもそも、見守り人材のリソースが地域全体で少なくなる中、地域活性化という視点から、一般施策において、被災・非被災を問わず高齢化問題が急速に進展していることを踏まえ、見守り人材を確保するなど包括的に対応することが重要である。
- 一般施策の選定にあたり、どのような施策を活用すべきか、自治体や関係者間で調整が進められている。

事業ごとの現状（４）

（例５）【⑥被災者の心のケア支援事業】

<事業の現況に関する認識>

- 震災直後から心のケアセンターの医師や保健師等を中心に心のケアに関する専門的なアプローチが被災者に行われ、精神疾患の発症予防や早期発見などが図られてきた。その成果の一つとして、心のケアに係る相談実績は発災後と現時点で比較すると低減していることが挙げられる。他方で、震災に加え、その後の新型コロナウイルス感染症の流行等の社会情勢も相まって、継続的にケアを必要とする方もいる。
（延べ相談件数（２県合計）：令和４年度10,020件、令和３年度11,127件、令和２年度11,531件）
- こうした状況を踏まえ、復興の進展に応じて切れ目のない心のケアが行われるよう、本事業の段階的な地域の精神保健医療機能への移行を見据え、地域の保健・医療の関係機関等との協働や連携が進められている。

<検討に当たって留意すべき個別の事項>

- 時限的な性質を有する東日本大震災復興特別会計による施策から一般施策に移行し、地域の精神保健医療機能として切れ目のない心のケアを行うことが求められる。それに当たっては、心のケアセンターで蓄積されたノウハウの市町村等への継承や同ノウハウ等を有する人材の確保や育成など、地域の体制整備が重要となる。
- このため、第２期復興・創生期間後における本事業の検討に当たっては、心のケアに係る相談実績等の動向だけではなく、こうした地域の体制整備の状況やその補助・支援のあり方にも留意して判断する必要がある。
（令和６年度交付可能額：岩手県403,346千円、宮城県244,022千円）

事業ごとの現状（５）

（例６）【⑦被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業】（親を亡くした子ども等への相談・援助事業）

＜事業の現況に関する認識＞

- まだ成長期で人生の最も多感な時期に、震災で被災したり、親を亡くした子どもに対しては、里親による支援や心身の健康に関する相談などを行うことが必要である。

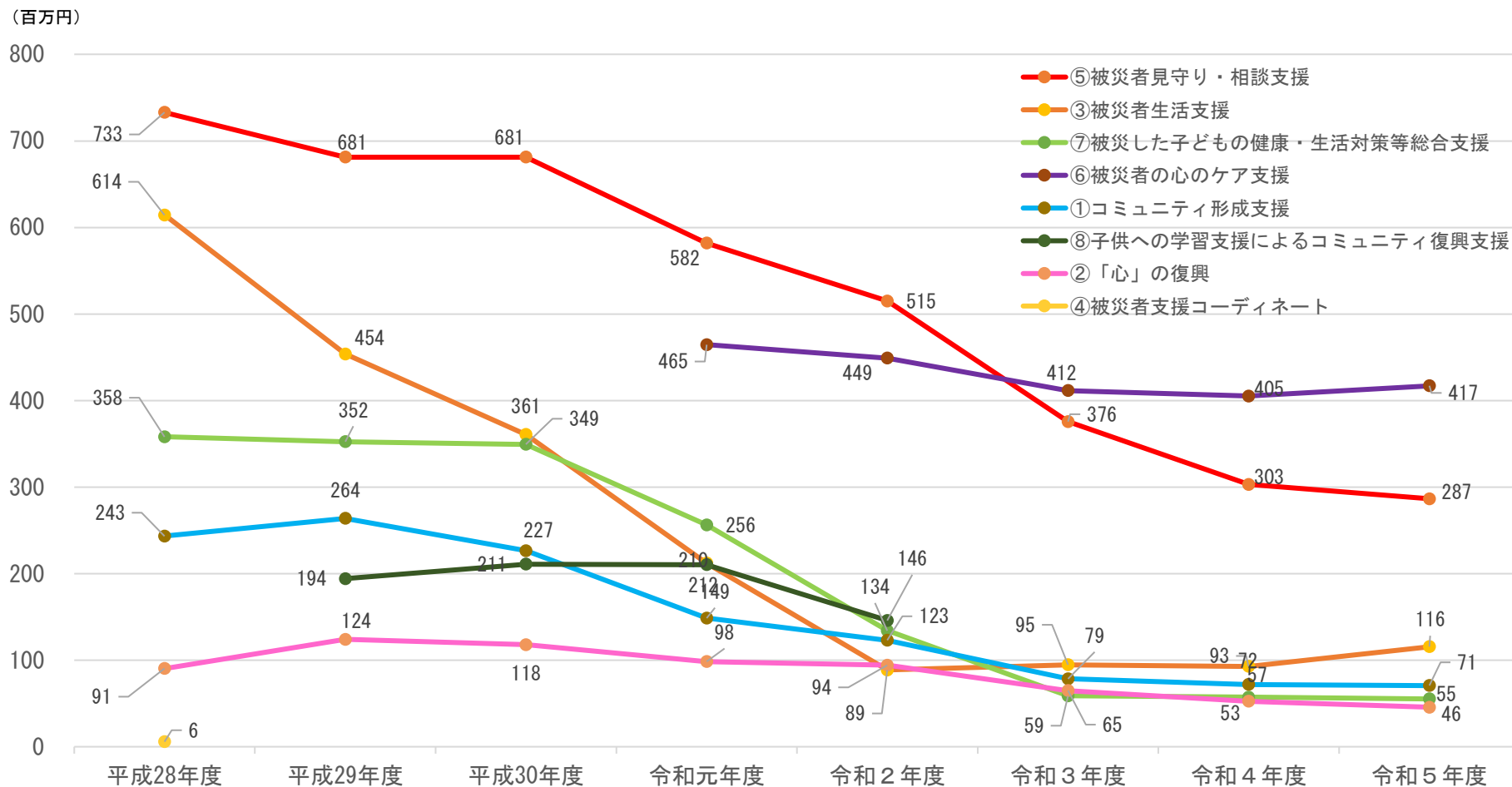
＜検討に当たって留意すべき個別の事項＞

- 被災した子どもの心身の健康を保つことは、その地域全体の復興につながるものであり、継続的な支援が必要であると考えられる一方で、震災発生から13年が経過していることもあり、震災を直接経験した子どもの数が減っていることから、その支援が震災に由来するものであるかどうかの区別が曖昧になりつつある。
- 子どもの支援については、全国共通の課題でもあるため、一般施策化に向けた関係各所との協議などを行う体制を各自治体で構築していくことが必要である。
- 一般施策の選定にあたり、どのような施策を活用すべきか、自治体や関係者間で調整が進められている。

2 成果（１）

事業別実績額の推移（岩手）

※平成28年度は交付決定額

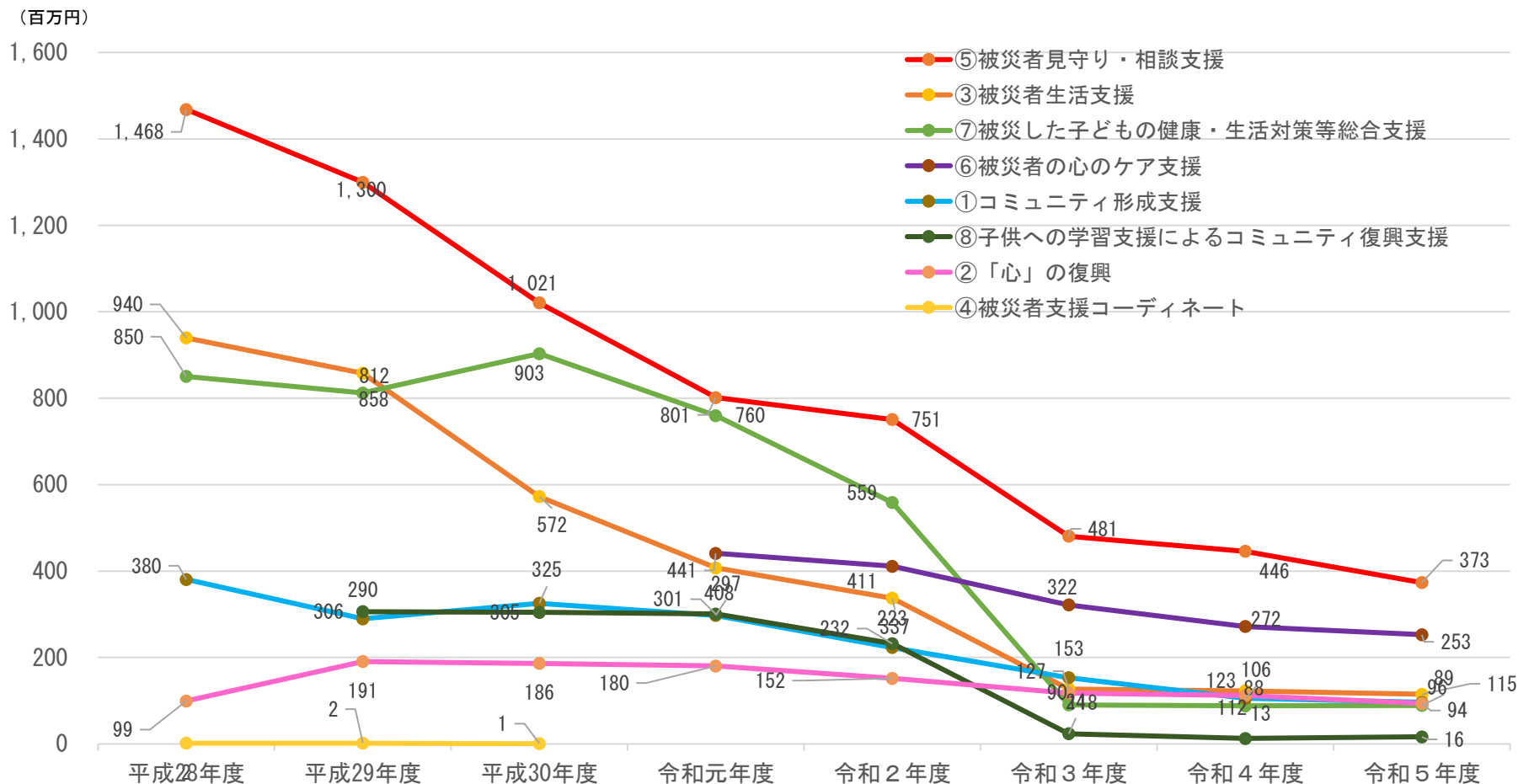


- 全体的に事業実績額は減少傾向にあり、復興事業の完了が近づいていることが示されている。
- 被災者の心のケア事業については、ほぼ横ばいではあるものの、微減している傾向が見られる。

2 成果（2）

事業別実績額の推移（宮城）

※平成28年度は交付決定額

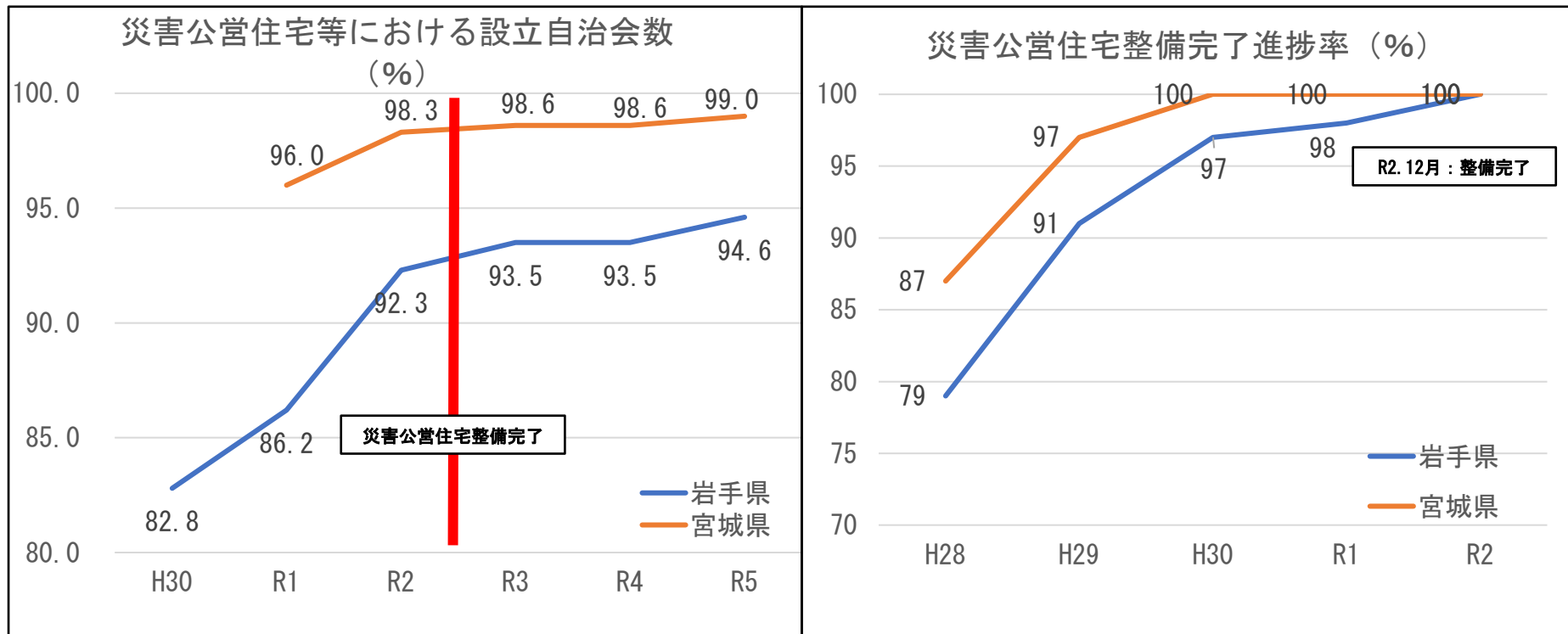


- 全体的に事業実績額は減少傾向にあり、復興事業の完了が近づいていることが示されている。
- 心のケア事業も減少傾向が見られ、令和元年度に比べて令和5年度は▲42.6%となっている。

2 成果（3）

災害公営住宅の自治会の結成が加速化

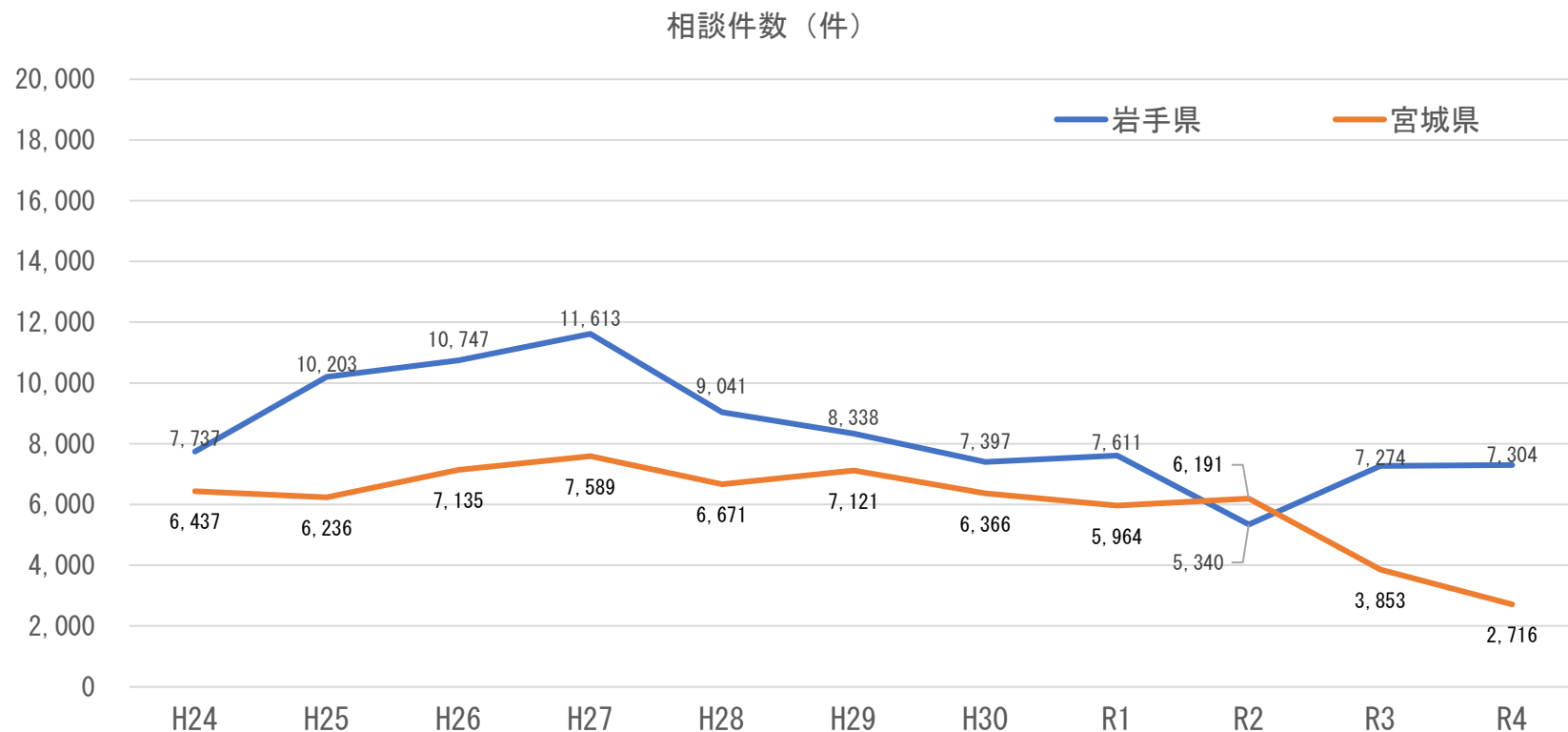
（①コミュニティ形成支援事業関連）



- 災害公営住宅等における設立自治会数は増加傾向にあるが、両県とも整備完了進捗率が100%に到達してからは、ほぼ横ばいの傾向が見られる。
- 両県ともに災害公営住宅の整備が完了していること、設立自治会数も90%を超えていることから、本事業が災害公営住宅等における新たな地域コミュニティの構築に役立てられており、その役割が全うされつつあることが示されている。
- 災害公営住宅におけるコミュニティ形成に関連して、これまでの災害に際に立てられた災害公営住宅や、一般の公営住宅において、1度コミュニティが自走していても、10年ほどすると崩壊していくという例が見受けられる。

2 成果（4）

心のケアセンターにおける相談件数は減少傾向（⑥被災者の心のケア支援事業関連）

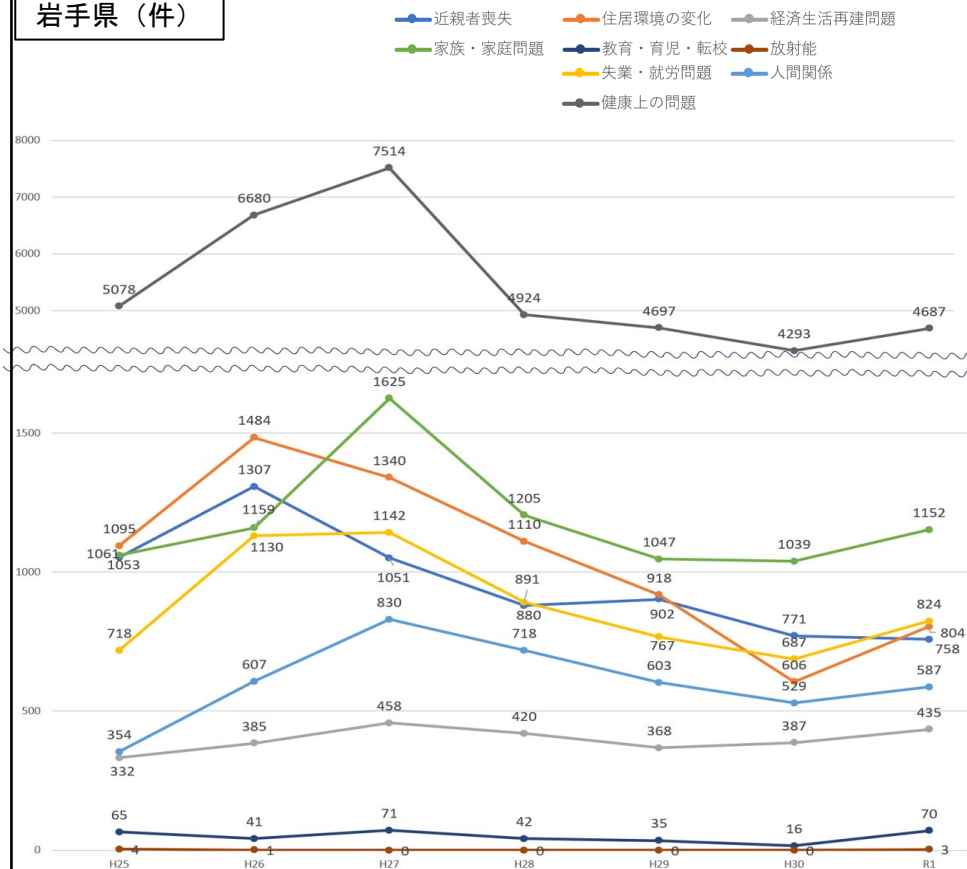


- 心のケアセンターにおける相談実績は発災後と現時点で比較すると緩やかな減少傾向にある。
- こうした傾向の要因としては、心のケアセンターによる取組の成果のほか、例えば、宮城県においては圏域の状況に応じて心のケアセンターから保健所や精神保健福祉センター等における地域精神保健福祉活動に順次移行させてきたことも挙げられる。

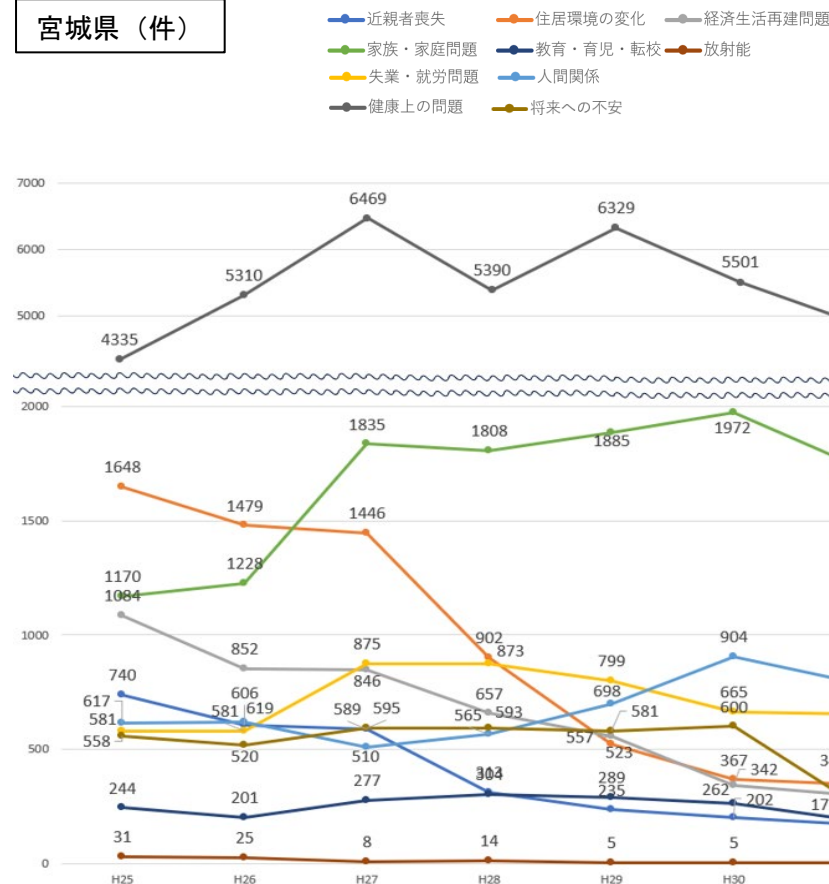
2 成果（5）

心のケアに関する主な相談背景（⑥被災者の心のケア支援事業関連）

岩手県（件）



宮城県（件）

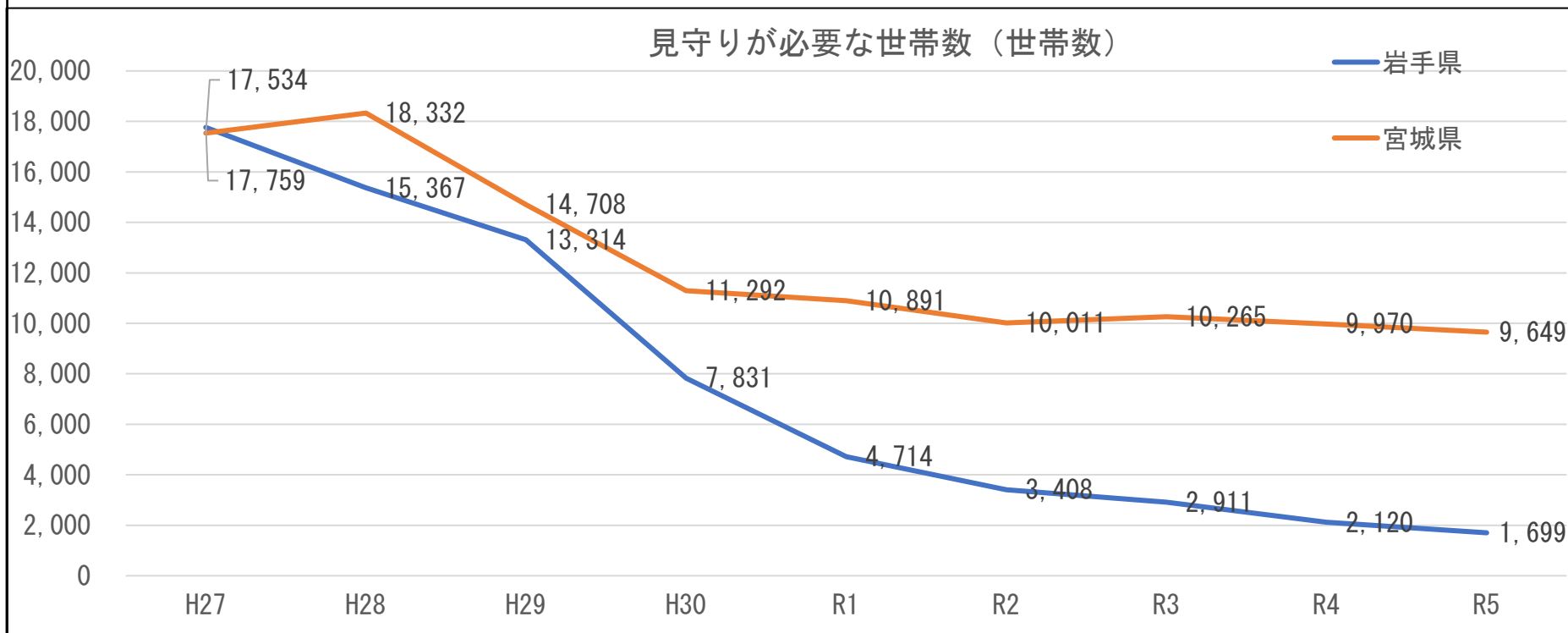


（令和2年度被災3県心のケア総合支援調査研究等事業の結果を基に作成）

○ 相談背景については、発災後から現時点に至るまで「健康上の問題」や「家族・家庭の問題」が上位に挙げられる。また、発災後は震災の被害（「近親者喪失」など）や避難による環境の変化に伴う相談（「住環境の変化」、「経済生活再建問題」など）の割合も高かったが、現時点に至るまでに減少傾向にある。

2 成果（6）

見守り対象世帯数は減少傾向 （⑤被災者見守り・相談支援事業関連）

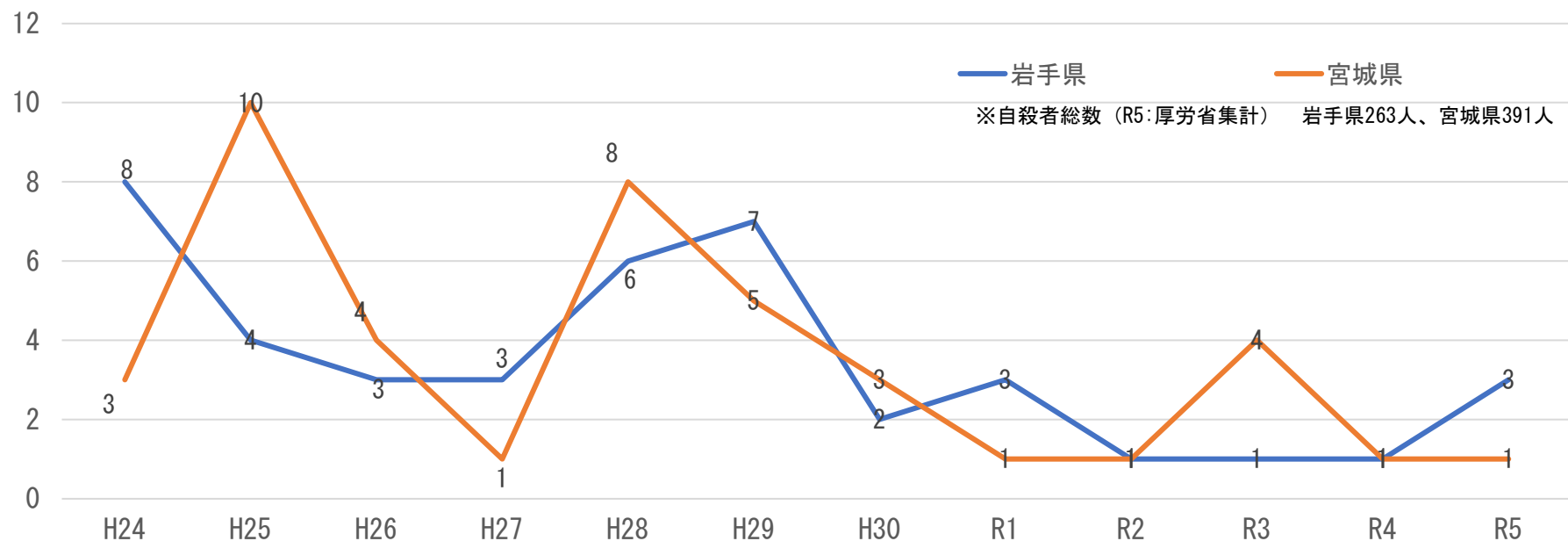


- 災害公営住宅等に居住する見守り対象世帯数は、対象者の死亡や転出等により年々減少しており、ピーク時より岩手県で▲90%、宮城県で▲44.9%となっている。
- 岩手県及び宮城県において、見守り対象世帯数が減少傾向であることから、本事業の需要が低下していることが示されている。

2 成果（7）

震災関連自殺者数は減少傾向

震災関連自殺者数（人）



- 震災関連自殺者数は、全体を通じて減少傾向を示しており、心のケア事業の効果が表れていることがうかがえる。
- 令和5年度における総自殺者数に占める震災関連自殺者数の割合は岩手県で約1.2%、宮城県で約0.26%であることから、東日本大震災を起因とする自殺者が減少していることが示されている。

※震災関連自殺者数の定義（厚生労働省）

- （1）遺体の発見地が、避難所、仮設住宅又は遺体安置所であるもの
- （2）自殺者が避難所又は仮設住宅に居住していた者であることが遺族等の供述その他により判明したもの
- （3）自殺者が被災地（東京電力第一原子力発電所事故の避難区域、計画的避難区域又は緊急時避難準備区域を含む。）から避難してきた者であることが遺族等の供述その他により判明したもの
- （4）自殺者の住居（居住地域）、職場等が地震又は津波により甚大な被害を受けたことが遺族等の供述その他により判明したもの
- （5）その他、自殺の「原因・動機」が、東日本大震災の直接の影響によるものであることが遺族等の供述その他により判明したもの。

被災者支援総合交付金の経緯

平成27年度

平成28年度

平成29年度

平成31年度～

○避難生活の長期化や災害公営住宅等への移転による被災者の分散化など、復興のステージに対応するため、総理指示を受けて策定した「被災者の健康・生活支援に関する総合施策（平成26年8月）」（被災者に対する健康・生活支援に関するタスクフォースを基に、被災者支援施策の強化を図る。

○こうした状況のもとで、各被災自治体において、直面する課題やニーズに的確に対応し、効果的な被災者支援活動を実施できるよう、**被災者の健康・生活支援に関する基幹的事業を一括化した「被災者健康・生活支援総合交付金」を創設。**

○被災者の生活再建のステージに応じた切れ目ない支援の実現を図るため、被災者支援の基幹的事業を一括化し、各被災自治体が、1つの事業計画の下で、直面する課題・ニーズに的確に対応し、効果的な支援活動を実施することを支援するため、**「被災者支援総合交付金」を創設。**

被災者の心のケア支援事業（厚労省）

仮設住宅の再編等に係る子供の学習支援によるコミュニティ復興支援事業（文科省）

令和3年度～
子供への学習支援によるコミュニティ復興支援事業（文科省）

被災者支援総合事業（復興庁）

- (1) 住宅・生活再建支援 (2) コミュニティ形成支援 (3) 心の復興
- (4) 被災者生活支援 (5) 被災者支援コーディネート (6) 県外避難者支援

地域支え合い体制づくり事業

仮設住宅サポート拠点運営事業（厚労省）

被災地健康支援事業

被災地健康支援事業（厚労省）

被災者健康・生活支援総合交付金

福島県の子供たちを対象とする自然体験・交流活動支援事業（文科省）

被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業（こども庁） ※R5年度に厚労省から移管

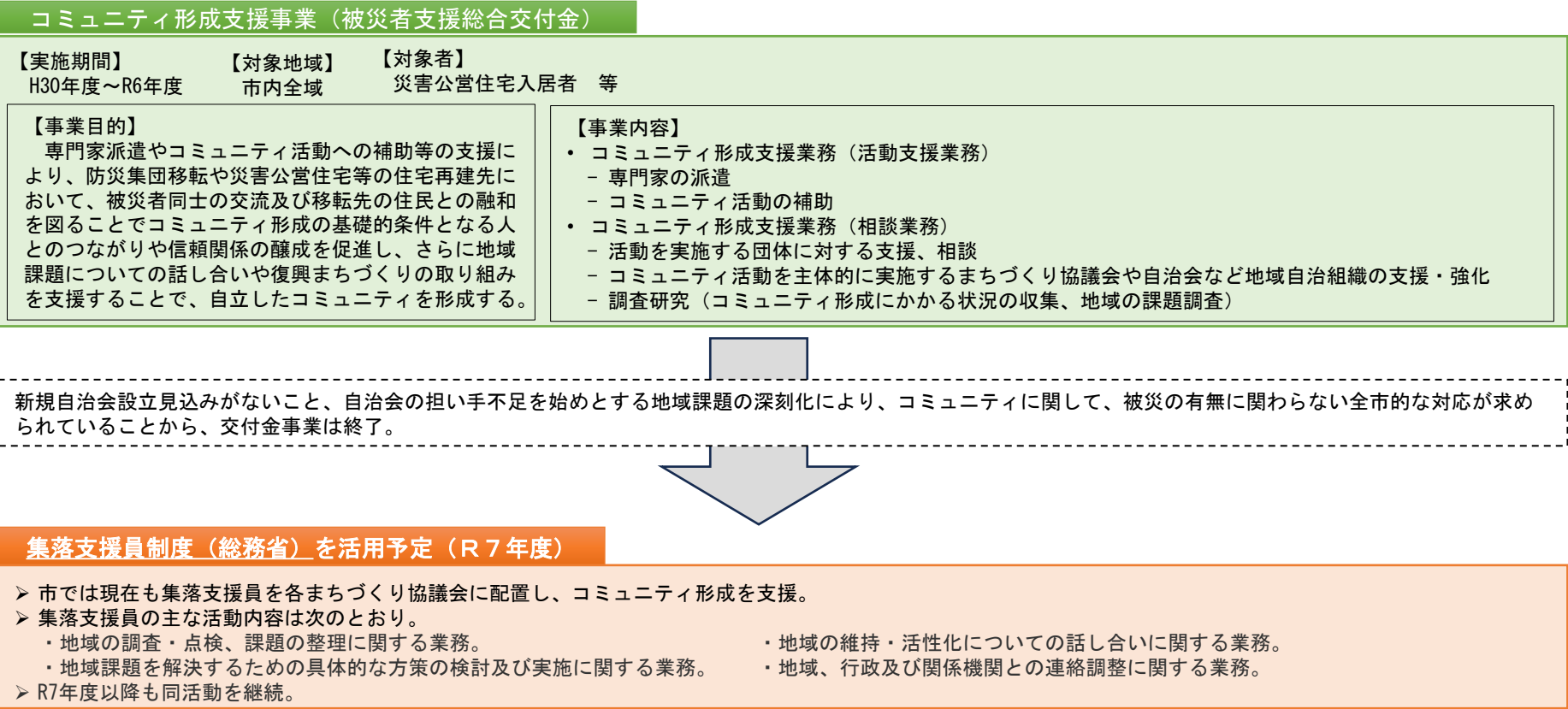
地域コミュニティ活動を活用した被災者生活支援事業（厚労省）

被災者見守り・相談支援事業（厚労省）

関連指標・参考等（2）

一般施策への移行例 ※あくまで一例であり、移行先の一般施策を検討するにあたっては個別の事業内容を精査の上、対応する必要がある。

コミュニティ形成支援事業 ⇒ 集落支援員制度を活用する場合



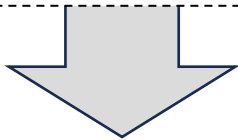
関連指標・参考等（3）

一般施策への移行例 ※あくまで一例であり、移行先の一般施策を検討するにあたっては個別の事業内容を精査の上、対応する必要がある。

被災者見守り・相談支援事業 ⇒ 重層的支援体制整備事業を活用する場合

被災者見守り・相談支援事業（被災者支援総合交付金）		
【実施期間】 H28年度～R4年度	【対象地域】 市内の復興公営住宅、防災集団移転団地	【対象者】 復興公営住宅入居者 等
【事業目的】 復興公営住宅や防災集団移転等、新たな環境で生活 再建を果たした被災者の健康問題に対して必要な支援 を実施することにより、健康の維持と不安の解消を図 る。		【事業内容】 ● 訪問相談：健康面において継続的な支援が必要な被災者に対し、専門職種による訪問相談を実施。 ● 健康講座：疾病予防や生活不活発病予防等の講座を実施。 ● 健康相談会：スーパー等において、疾病予防等に関する相談会を実施。 ● 被災者健康調査：調査によって要支援者を把握し、訪問や健康支援を実施。

①対象者の減少、②対象者の生活の安定化、③生活支援相談員の見守りがなくとも、例えば介護の関係でケアマネージャーのサポートが得られるなど、孤立
無援とならないことを対応者全員に確認できたことをもって一般施策化。



重層的支援体制整備事業（厚労省）へ移行・統合（R5年度）
➢ 市ではR5年度から重層的支援体制整備事業（準備事業はR3～）を実施。従前より実施していた事業を各事業に位置付け。 ➢ 重層的支援体制整備事業において、コミュニティソーシャルワーカーの配置事業を実施し、被災者に限らない地域住民が抱える生活上の様々な課題に対する相談支援を行うとともに、地域の支援機関や団体とのネットワーク構築などを行うことで、地域課題解決に向けた住民主体の活動についての支援を強化。 ➢ 市ではH25年度からコミュニティソーシャルワーカーを配置しており、当初は復興公営住宅整備地域における支え合い体制づくりを重点支援していたが、今後は地域における福祉的な諸課題の解決に向けた活動を推進。

関連指標・参考等（４）

阪神・淡路大震災における心のケアの実施状況等

阪神・淡路大震災の被害状況

発生：平成7年1月17日 死者：6,434人 負傷者数：43,792人 仮設住宅戸数：最大49,681戸

心のケア事業実施状況

心のケアの関連では、阪神・淡路大震災復興基金により以下の事業を実施

事業主体	事業名	事業概要	実施期間	予算累計額
兵庫県精神保健協会	「こころのケアセンター」運営事業補助	被災者のPTSD（心的外傷後ストレス障害）等への対応など、地域に根差した精神保健活動の拠点として設置される「こころのケアセンター」の運営。	H7～H12年度 その後、H16.4～兵庫県等の資金により「兵庫県こころのケアセンター」を設立	1,444,653千円
兵庫県看護協会	「まちの保健室」事業	生活や育児上の悩みや不安について、身近なところで気軽に専門家に相談する場として「まちの保健室」を設置。健康相談等を行うと共に関係者と連携して訪問活動を行う。	H13～H26年度	228,040千円

心のケア事業交付実績

	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
○「こころのケアセンター」運営事業補助	17	147,163	16	286,438	16	314,938	16	321,549	16	327,629	1	46,936								
○「まちの保健室」事業													164	10,280	543	12,240	592	16,600	669	19,000
	H17		H18		H19		H20		H21		H22		H23		H24		H25		H26	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
○「こころのケアセンター」運営事業補助																				
○「まちの保健室」事業	379	18,500	286	18,500	200	18,500	213	18,500	141	18,500	198	17,600	210	17,230	152	17,230	159	12,680	210	12,680

関連指標・参考等（5）

熊本地震における心のケアの実施状況等

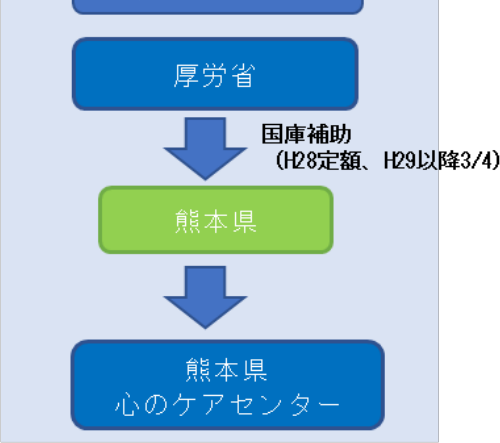
熊本地震の被害状況

発生：平成28年4月14日 死者：273人 負傷者数：2,739人 仮設住宅入居戸数：28戸（R4.5.31）
※最大20,255戸

熊本県こころのケア事業

事業主体	事業名	事業概要	実施期間	予算累計額
熊本県 （運営は （公社）熊本県 精神病院協会に 委託）	「熊本こころのケ ア事業」	被災者に対する精神保健面での支援のため、 精神疾患に関する相談支援や心のケアを行う 拠点を整備し、心のケアセンターにおける相 談支援、仮設住宅入居者等への訪問支援等を行 う。 【主な活動】 ・相談支援事業・支援者への技術支援・普及 啓発	H28～R4年度 ※地元ニ ーズの減少に よりR4年度 末で事業終 了	329,969千円

資金の流れ



予算額の推移

（千円）

H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
45,870	58,622	52,760	52,760	52,183	37,774	30,000

活動実績

（件）

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
相談支援	201	1,047	978	543	348	152	19
技術支援	66	670	639	340	182	50	10
普及啓発	14	76	45	32	25	3	0

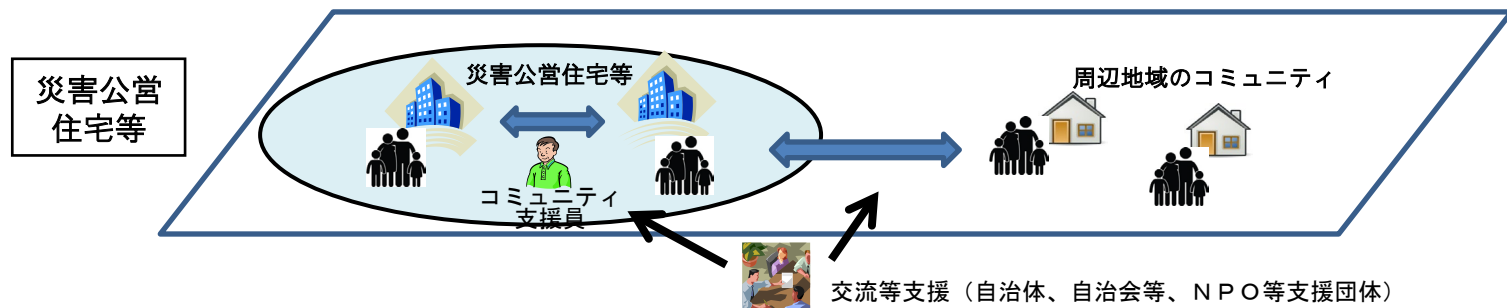
コミュニティ形成支援事業 【被災者支援総合事業】

趣 旨

○被災地では、災害公営住宅への移転が進捗する中で、移転後の住民同士の新たなコミュニティづくりや、災害公営住宅へ移転した被災者の方々と、住宅周辺の既存の地域コミュニティとの融合が課題となっており、これらを支援する取組の充実が必要。

事業の概要

- ①災害公営住宅等で、自治体、自治会等の地域コミュニティ組織や、NPO等支援団体が取り組むコミュニティ形成の活動を支援。
- ②災害公営住宅等で、住宅内のコミュニティ形成や、住民と既存の地域コミュニティとの融合を支援する人材（コミュニティ支援員）を配置。



「心の復興」事業

【被災者支援総合交付金】

趣 旨

- 閉じこもりがちな被災高齢者等が、人と人とのつながりをつくり、生きがいを持って生活できるよう、各地域の支援団体（NPO）等と連携し、被災者自身が主体的・継続的に活動する機会を創出。

事業の概要

1. 農水産業

- ① 避難先の仮設住宅の近隣の休耕地などで農作業を行い、収穫されたもので地域の方々と交流会を実施。
- ② 避難先の漁業者の協力を得て、震災前に漁業を生業としていた避難者の方々に海に出る機会を創る。



2. まちづくり、世代間交流

- ① 地域に伝わる踊りや祭りなど、伝統芸能を次世代に継承するための活動を実施。
- ② まちづくりのイメージを被災者みんなで作成するワークショップを実施。



3. ものづくり等

- ① 被災者による手作りグッズの製作・販売等を行う。
- ② 高齢者の男性を対象とした料理教室、高齢者向けの健康教室等を行う。



4. 震災の記憶の風化防止、地域活性化

- ① 被災地内外から幅広い世代の参画を得て、震災の記憶を風化させない取組を実施。
- ② 被災者自らが生きがいを感じながら「語り部」として震災を伝承する機会を創出。



5. 被災3県外における避難者のつながりの維持

- ① 避難している親子、帰還した親子がお互いの近況などを伝え合う場所をつくる。運営には避難者が関わる。
- ② 避難者の主体的な参画により、教室・交流会や、震災の教訓を防災に生かす活動を展開。

被災者生活支援事業

【被災者支援総合事業】

趣 旨

- 災害公営住宅等への移転が進む中、入居後も一人暮らし高齢者等が、買い物や通院など、日常生活上の不便を強いられるケースが生じており、また、自宅再建を果たした被災者の仮設住宅退去が進み、自治会機能が低下し、仮設住宅における生活環境の維持も懸念されている。
- こうした状況を踏まえ、災害公営住宅等での被災者の日常生活支援を実施する。

事業の概要

- ① 災害公営住宅等で、日常生活上の困り事（通院、買い物、食事など）を抱える被災者の支援
- ② 災害公営住宅の入居者からの生活・住宅環境に関する相談への対応等（被災者生活支援員の配置）等

被災者生活支援員による活動（例）



<支援例①>

高齢者等を対象とした移動支援、配食サービス等



<支援例②>

災害公営住宅入居者の要望への対応、住民活動の支援、ボランティア受入れ調整、広報文書の整理・配布等

被災者支援コーディネート事業

【被災者支援総合事業】

趣 旨

- 仮設住宅での避難生活の長期化や、災害公営住宅への移転の進捗により、移転後のコミュニティ形成の支援が新たな課題となるなど、各地域において、様々な被災者支援の課題に直面する中で、それぞれの地域の実情に対応した効果的・効率的な支援活動の実施が必要。
- このため、各県コーディネーターが、地域のニーズ・課題の整理等を行った上で、新たな活動主体の参画促進、県内自治体と企業・NPO等とをつなぐなど、県内各地域における被災者支援活動の実施を支援。
- また、各自治体において、効果的な支援活動を実施するためには、多様な支援者間の密接な連携体制の確保が必要。

事業の概要

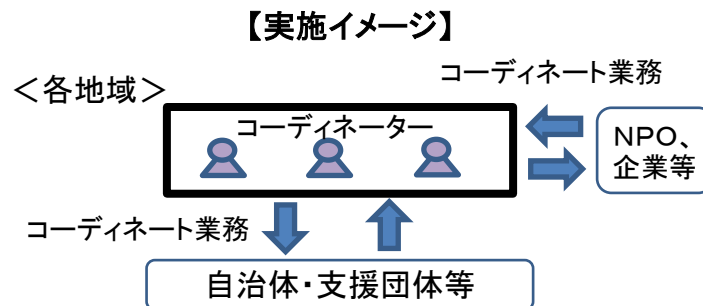
1. コーディネーターの配置

コーディネーターが、各地域において、以下の調整業務等を実施。

- ①被災者支援に関連して、新たな活動主体の参画や支援者間（相談員、復興支援員、NPO、ボランティア等）の連携強化
- ②自治体における被災者支援活動との連携

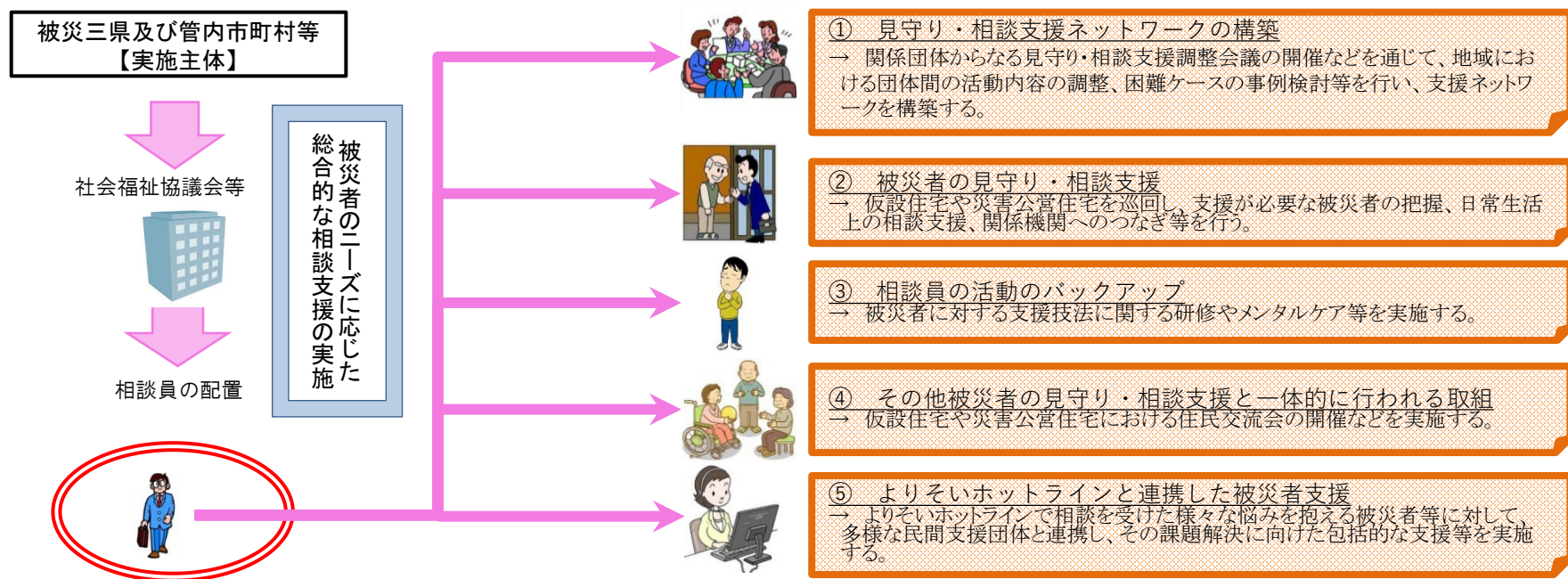
2. 被災者支援調整会議の開催等

被災者支援の関係者による「被災者支援調整会議」の開催等を通じて、地域における支援者間での課題の共有、活動内容の調整等を行い、被災者支援ネットワークを構築する。



被災者見守り・相談支援事業【復興特会】

- 仮設住宅における避難生活の長期化等を踏まえ、被災者がそれぞれの地域の中で生き生きと安心して日常生活を営むことができるよう、社会福祉協議会等に相談員を配置し、以下のような取組を総合的に行う。
- ① 「被災者見守り・相談支援調整会議」の開催などを通じた地域における見守り・相談支援ネットワークの構築
 - ② 相談員による仮設住宅や災害公営住宅等の巡回などを通じた被災者の見守り・相談支援
 - ③ 被災者に対する支援技法に関する研修やメンタルケア等被災者支援に従事する者の活動のバックアップ
 - ④ その他被災者の自立した日常生活を支援するため、被災者の見守り・相談支援に付随して行う取組
 - ⑤ 全国を対象に実施している電話相談事業（「よりそいホットライン」）で相談を受けた、様々な悩みを抱える被災者等に対して、多様な民間支援団体と連携し、その具体的な課題の解決に向け、包括的な支援を実施



東日本大震災被災者の心のケア支援事業

1. 事業の目的

東日本大震災後に心のケアに関するニーズが増大した被災3県を対象に、精神保健行政機能及び精神医療サービス機能等の心のケアに関する支援を行い、もって被災3県の復興に資する。

2. 業務概要

(1) 個別相談支援

- ア. 保健所、市区町村、または心のケアセンター等を拠点とした、被災者の住居等への訪問による相談支援
- イ. 医療機関等を拠点として、精神疾患患者に対し、多職種で構成されるチームによる訪問支援（アウトリーチ）
- ウ. 教育機関、保育園、事業所、行政機関、医療・福祉施設、支援団体等の職員に対する相談支援、生徒・児童・社員等の心のケアに関する後方支援
- エ. その他、ア～ウの実施にあたり必要となる各地域の精神医療・保健・福祉に関する、行政機関、医療機関、民間団体との間における総合的な調整

(2) 心の健康の向上に資する各種事業

- ア. 心のケアに関するニーズ把握のための情報収集
- イ. 本事業以外で被災者の心のケアを実施する各種支援者の技術向上のための技術的指導、助言、研修
- ウ. 地域で長期的に被災者の心のケアに従事する医師、看護師等専門職の人材の育成
- エ. 一般住民に対する、心の健康に関する普及啓発、情報発信、及びそのための各種支援機関との連携
- オ. 本事業の各種活動により得られたデータの集積整理・分析、本事業の実施に必要な調査・研究
- カ. 本事業の各種活動に必要な拠点の整備、及びその維持管理
- キ. 被災3県の心のケアセンターの取組の知見の相互共有や連携強化

3. 実施主体

岩手県、宮城県、福島県（事業運営の一部または全部について委任可）

岩手県こころのケアセンター：5カ所

受託団体：岩手医科大学
令和5年4月1日現在：常勤職員数38名

中央センター・久慈地域センター・宮古地域センター・釜石地域センター・大船渡地域センター

みやぎ心のケアセンター：3カ所

受託団体：宮城県精神保健福祉協会
令和5年4月1日現在：常勤職員数28名

基幹センター・石巻地域センター・気仙沼地域センター

ふくしま心のケアセンター：6カ所

受託団体：福島県精神保健福祉協会
令和5年4月1日現在：常勤職員数43名

基幹センター・県北方部センター・県中・県南方部センター・いわき方部センター・相馬方部センター・会津出張所・ふたば出張所

4. 創設時期

平成25年度（平成23年度～24年度は障害者自立支援対策臨時特例基金で実施）

5. 支出科目

東日本大震災復興特別会計（項）□□□□□□□□□□□□（目）□□□□□□□□□□

被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業について （復興庁所管・被災者支援総合交付金）

1. 事業概要

被災した子どもへの支援として、親を亡くした子ども等への相談・援助等の事業を実施する。

2. 交付対象事業

（１）子ども健やか訪問事業（原子力災害被災地域）

仮設住宅で長期の避難生活を余儀なくされている子どもや、長期の避難生活から自宅等に帰還した子どものいる家庭等を訪問し、心身の健康に関する相談などを行う。

（２）遊具の設置や子育てイベントの開催（原子力災害被災地域）

児童館や体育館などへ大型遊具等を設置するなどして、子どもがのびのびと遊べるような環境を整備する。

（３）親を亡くした子ども等への相談・援助事業（被災県（岩手県・宮城県・福島県）及び被災県内市町村）

専門の職員による被災した子どもに対する心と体のケアに関する相談・援助を実施する。

（４）児童福祉施設等給食安心対策事業（原子力災害被災地域）

児童福祉施設等が提供する給食の更なる安全・安心の確保のための取り組みを支援する。

3. 実施主体等

○実施主体：事業毎に設定

※ 市町村（指定都市及び中核市を除く。）が実施する場合は、都道府県を通じて補助

※ 各事業者が適当と認める関係機関への委託も可能

○補助率：定額

子供への学習支援によるコミュニティ復興支援事業

現状・課題

- ▶ 未だに避難生活を強いられている地域や帰還実施の地域等の中には、**未だ学習環境が十分でないところ**がある。
- ▶ 避難した住民同士や、避難した住民と避難先及びその周辺地域の住民によって築かれる**地域コミュニティは未だ希薄化・分断化**されているところもある。
- ▶ 避難指示解除等に伴い、**帰還した地域のコミュニティの再構築**が求められている。

地域と学校の連携・協働による学習支援等の実施を通じ、地域住民の幅広い参画のもと**子供の学習環境の向上**を図るとともに、地域のつながりの形成を図り、**被災地のコミュニティの復興を促進**する。

事業内容

- ▶ 被災地における学習環境の改善及びコミュニティの復興に関する課題解決に向け、地域と学校の連携・協働による子供への学習支援体制を整備することにより、子供の学習支援の実施及び地域住民同士の交流の機会を創出する。
- ▶ 活動の事前・事後にはその効果の検証・分析を行うことにより、復興に向けて着実に取り組む。



事業実施により期待される効果

- 地域と学校の連携・協働により、地域全体で子供を育てる機運が醸成され、**子供の学習環境が好転**。
- 活動への参画により、地域住民同士の交流が生まれることで、**地域コミュニティの形成につながる**。
- 地域活動の活発化により、被災地における**地域課題の解決、震災からの復興**につながる。

東日本大震災の復興施策の総括（令和元年10月23日）

Ⅱ. 各分野における取組 - 1. 被災者支援（健康・生活支援） - （1）心のケア等の被災者支援

○ 今後の課題

- ・ 地震・津波被災地域においては、被災地域ごとの事業進捗状況の違い等に留意しつつ、コミュニティ形成、高齢者等の心身のケア、「心の復興」、見守り・生活相談等について、一定期間の継続や一般施策への引継も含め、支援のあり方を検討する必要。
- ・ 原子力災害被災地域等からの避難者について、避難生活の長期化や帰還の遅れなどの事情があり、引き続き丁寧な支援を実施する必要。

○ 今後の大規模災害に向けた教訓

- ・ 平時から関係者間のネットワークの構築が重要。
- ・ 好事例等を収集し、教訓・ノウハウ集のとりまとめ。

東日本大震災 復興政策10年間の振り返りポイント（令和5年8月29日）

10. 被災者支援

○ 主な評価・教訓

- ・ 人のつながりまで施策対象としたことは画期的。以後の災害にもつながっている。
- ・ 「生活の復興度合い」を客観的に計測する指標を設けるべきとの指摘がある。
- ・ 被災者支援は超長期的なので、被災した人のつながりが維持されているかといった状態目標を設けるべきとの指摘がある。
- ・ 心や生活のケアについて、現場の対応やそれを支える国の仕組みがどうあるべきかが引き続き課題との指摘がある。
- ・ 生活再建のために被災者が選択肢を求めたタイミングと行政が施策を提供できたタイミングにギャップがあったとの指摘がある。

参考：行政事業レビューシート抜粋

○事業の目的

避難生活の長期化や災害公営住宅等への移転などに伴い、被災者を取りまく課題が多様化する中、被災自治体等が直面する課題・ニーズに的確に対応し、効果的な被災者支援活動を実施できるよう総合的に支援することを目的とする。

○予算・執行額（単位：百万円）（インプット）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度要求
予算の状況	当初予算(A)	15,480	12,519	11,527	10,201	9,781
	補正予算(B)	-	-	-	-	
	前年度から繰越し(C)	16	-	-	-	-
	翌年度へ繰越し(D)	-	-	-	-	
	予備費等(E)	-	-	-	-	
	計(F) =(A)+(B)+(C)+(D)+(E)	15,496	12,519	11,527	10,201	9,781
執行額(G)		10,875	8,232	7,568		

○ 活動内容

各事業ごとのアクティビティ、アウトプット、アウトカムについては次頁で省庁別に説明

参考：行政事業レビューシート抜粋

【復興庁事業】

○事業の目的

避難生活の長期化や災害公営住宅等への移転などに伴い、被災者を取りまく課題が多様化する中、被災者が安定的な日常生活を営むことができるように、被災者の円滑な住宅・生活再建の支援、心身のケア、生きがいづくりによる「心の復興」や、コミュニティ形成の促進等、各地域の復興の進展に伴う課題に対応した支援活動の実施を総合的に支援することを目的とする。

○活動内容

災害公営住宅等におけるコミュニティの形成（コミュニティ形成支援事業）

○活動目標及び活動実績①（アウトプット）

活動目標	活動指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	5年度 活動見込	6年度 活動見込
コミュニティ支援員を通じ、被災者同士や被災者同士や周辺住民との交流・融和を促す	自治体におけるコミュニティ支援員の配置人数	活動実績	人	104	52	41	-	-
		当初見込み	人	115	80	50	47	-

○成果目標①-1の設定理由（アウトプットからのつながり）

コミュニティ支援員を配置することで、災害公営住宅等における住民同士のつながりや新たなコミュニティづくりが進み、自治会形成（既存自治会との融合等も含む）に繋がると考えられる。

○成果目標及び成果実績①-1（短期アウトカム）

成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標年度		
								5	年度
災害公営住宅等において新たなコミュニティが形成される	災害公営住宅等における設立自治会数	成果実績	件	567	572	573	-		
		目標値	件	621	621	621	621		
		達成度	%	91.3%	92.1%	92.3%	-		

参考：行政事業レビューシート抜粋

【復興庁事業】

○成果目標①-2の設定理由（短期アウトカムからのつながり）

災害公営住宅等において、新たなコミュニティが形成された後、自治会等地域コミュニティが被災自治体により主体的に運営されることが見込まれるため、主体的に運営されているかどうか測る指標として、本事業の交付金を受けている自治体数を設定した。

○成果目標及び成果実績①-3（長期アウトカム）

成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年	令和3年	令和4年	目標最終年度	
							7	年度
被災自治体によるコミュニティの主体的な運営	交付金を受けている自治体数	成果実績	自治体	29	23	20	-	
		目標値	自治体	-	-	-	-	
		達成度	%	-	-	-	-	

○活動内容②

県外避難者への相談支援・情報提供の取組（県外避難者支援事業）

○活動目標及び活動実績②（アウトプット）

活動目標	活動指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	5年度 活動見込	6年度 活動見込
県外避難者に対し、情報提供や相談支援を実施できる場を提供する	全国に設置された生活再建支援拠点の数(累計)	活動実績	件	26	26	26	26	26
		当初見込み	件	26	26	26	26	26

○成果目標②-1の設定理由（アウトプットからのつながり）

生活再建支援拠点における情報提供や避難先での生活再建に向けた相談、避難者等との交流ができる場が提供されることにより、県外避難者の困り事の解消が図られ、その結果、被災者からの相談件数の減少につながるものと考えられる。

参考：行政事業レビューシート抜粋

【復興庁事業】

○ 成果目標及び成果実績②-1（短期アウトカム）

成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標年度		
								5	年度
避難者の困り事の解消	生活再建支援拠点における避難者からの相談件数 ※成果実績が目標値を下回った場合は達成度100%とする	成果実績	件	1,485	1,347	1,156	-		
		目標値	件	1,630	1,485	1,347	1,156		
		達成度	%	100	100	100	-		

○ 成果目標②-2の設定理由（短期アウトカムからのつながり）

避難者の困り事が解消されることにより、避難者の生活の安定が図られ、県外避難の終了など、避難者の意向に沿った自立した生活につながるものと考えられる。

参考：行政事業レビューシート抜粋

【復興庁事業】

- 活動内容③
生活や住宅の再建や、生活環境の変化等に伴う不安等を抱える被災者に対する、安定的な日常を取り戻すための相談支援（被災者生活再建事業）
- 活動目標及び活動実績③（アウトプット）

活動目標	活動指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	5年度 活動見込	6年度 活動見込
被災者が生活再建等を相談できる場を提供すること	支援センター等の設置箇所数	活動実績	箇所	15	11	11	11	11
		当初見込み	箇所	15	11	11	11	11

- 成果目標③-1の設定理由（アウトプットからのつながり）
気軽に相談できる支援センター等を設置し、仮設住宅から災害公営住宅等への転居等により、生活や住宅の再建に向けた悩みや生活環境の変化等に伴う不安等を抱える被災者に対し、相談に対応することで、悩みや不安の解消につながるものと考えられる。
- 成果目標及び成果実績③-1（短期アウトカム）

成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標年度		
								5	年度
被災者における生活・住宅再建に向けた悩みや生活環境の変化に伴う不安が減少すること	支援センター等で対応した相談件数 ※成果実績が目標値を下回った場合は達成度100%とする	成果実績	件	48,852	42,680	43,639	-		
		目標値	件	47,126	48,852	42,680	43,629		
		達成度	%	96.5%	100%	97.8%	-		

- 成果目標③-2の設定理由（短期アウトカムからのつながり）
被災者の震災に起因する生活上の不安や悩みが解消されることにより、被災者の生活が安定し、安心した生活に繋がる。

【復興庁事業】

○ 成果目標及び成果実績③-3（長期アウトカム）

成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標最終年度		
								-	年度
被災者の生活が安定し、安心した生活を送ること	—	成果実績	—	—	—	—	—		
		目標値	—	—	—	—	—		
		達成度	%	—	—	—	—		

○ 定性的なアウトカムに関する成果実績

相談件数が令和3年度から4年度にかけて半減した自治体もあり、事業が被災者の精神面、生活面、経済面等における改善につながったものと考えられる。

参考：行政事業レビューシート抜粋

【厚生省事業】

○事業の目的

東日本大震災に伴う避難生活の長期化や災害公営住宅等への移転など、被災者（広域避難者等を含む。）を取り巻く環境の変化に対応し、その現に居住する地域において、安心して日常生活を営むことができるよう、被災者の心のケア、孤立防止等の観点から、見守り・相談支援体制を構築するとともに、仮設住宅に居住する被災者を対象とした各種健康支援活動やその提供体制づくりの推進、高齢者等に対する福祉サービスの提供体制の確保に取り組むことを目的とする。

○活動内容

仮設住宅又は災害公営住宅等への巡回訪問等を通じた見守り・声かけ・相談支援・情報提供

○活動目標及び活動実績①（アウトプット）

活動目標	活動指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	5年度 活動見込	6年度 活動見込
見守り支援に係る実施体制の構築	生活支援相談員の人数	活動実績	人	401	304	296	-	-
		当初見込み	人	448	401	304	296	-

○成果目標①-1の設定理由（アウトプットからのつながり）

生活支援相談員を適切に配置し、見守り支援に係る実施体制を構築することにより、被災者に必要な見守り活動が行き届き、専門機関等への橋渡し等が行われることに繋がるものと考えられる。

○成果目標及び成果実績①-1（短期アウトカム）

成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標年度		
								5	年度
被災者に必要な見守り支援が行き届くこと	相談員等による見守り実施回数	成果実績	回	386,812	322,655	316,868	-		
		目標値	回	1,000,000	386,812	322,655	316,868		
		達成度	%	38.7%	83.4%	98.2%	-		

参考：行政事業レビューシート抜粋

【厚生省事業】

- 成果目標①-2の設定理由（短期アウトカムからのつながり）
被災者に必要な見守り支援が行き届き、専門機関等への橋渡し等が行われることにより、支援を必要とする被災者の減少に繋がるものと考えられる。
- 成果目標及び成果実績①-3（長期アウトカム）

成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標最終年度	
							7	年度
平成26年度当初、見守り等支援の対象となっている約70,000世帯について、相談員等の見守り等により、具体的な支援が必要なくなった世帯数を41,000世帯以上とする。	相談員等の見守り等により、具体的な支援が必要なくなった世帯数	成果実績	世帯	33,123	34,992	37,508	-	
		目標値	世帯	31,000	37,000	41,000	41,000	
		達成度	%	10685%	9457%	9148%	-	

- 活動内容②（アクティビティ）
心のケアを必要とする被災者に対する相談支援、訪問支援、専門人材の育成等を実施（事業概要「④被災者の心のケア支援事業」関係）
- 活動目標及び活動実績②（アウトプット）

活動目標	活動指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	5年度 活動見込	6年度 活動見込
心のケアセンター人材育成研修の実施	研修受講者数	活動実績	回	4,435	4,047	4,527	-	-
		当初見込み	回	4,300	4,300	4,300	4,300	-

- 成果目標②-1の設定理由（アウトプットからのつながり）
人材育成研修の実施を通じて、心のケアセンターにおける被災者への適切な相談支援、訪問支援につながると見込まれる。

【厚生省事業】

○ 成果目標及び成果実績②-1（短期アウトカム）

成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標年度		
								5	年度
心のケアセンターにおいて被災者への相談支援にあたる人材の育成を通じて、被災3県の復興に資する。	相談件数	成果実績	人	18,210	17,302	15,867	-		
		目標値	人	-	-	-	-		
		達成度	%	-	-	-	-		

○ 成果目標②-2の設定理由（短期アウトカムからのつながり）

心のケアセンターにおいて被災者への適切な相談支援を行うことで、東日本大震災に関連する自殺者数の減少につながることが見込まれる。

○ 成果目標及び成果実績②-3（長期アウトカム）

成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標最終年度		
								7	年度
被災3県における被災関連自殺者数の減少 ※実績は前年以下で達成度100%とする。	被災3県における自殺者数 ※成果実績及び目標値における集計単位は「年度」ではなく「年」で記載している。	成果実績	人	5	6	2	-		
		目標値	人	16	5	6	-		
		達成度	%	31.3%	120%	33.3%	-		

参考：行政事業レビューシート抜粋

【こども庁事業】

○ 事業の目的

様々な形で東日本大震災による被災の影響を受けているこどもたちが抱える課題を解決し、元気で健やかなこどもの成長を見守る安心な社会づくりの推進を図るため、被災したこどもの心身の健康・生活面等における支援の強化に必要な施策を総合的に実施することを目的とする。

○活動内容（アクティビティ）

移動式の大型遊具を活用した子育てイベントの開催などを支援

○ 活動目標及び活動実績（アウトプット）

活動目標	活動指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	5年度 活動見込	6年度 活動見込
子育てイベントの開催によるこどもの運動機会の確保	子育てイベントの開催実施回数	活動実績	回	223	142	123	-	-
		当初見込み	回	480	160	160	160	160

○成果目標の設定理由（アウトプットからのつながり）

被災地のこどもの運動機会が減少していることを踏まえ、被災地におけるこどもたちの遊び場の確保などの事業を積極的に支援することにより、こどもの運動機会を確保するため。

参考：行政事業レビューシート抜粋

【こども庁事業】

○ 成果目標及び成果実績（短期アウトカム）

成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標年度	
							5	年度
子育てイベントの参加人数を24,000人以上とする。	子育てイベントの参加人数	成果実績	人	13,360	2,489	3,442	-	
		目標値	人	72,000	24,000	24,000	24,000	
		達成度	%	18.6%	10.4%	14.3%	-	

○ 成果目標の設定理由（短期アウトカムからのつながり）

こどもの運動機会や遊び場の確保を支援することにより、被災地において元気で健やかなこどもの成長が促進されることが考えられる。

○ 成果目標及び成果実績（長期アウトカム）

成果目標：被災地において、元気で健やかなこどもの成長を促進する（定量的な成果指標はなし）

○ 定性的なアウトカムに関する成果実績

定性的なアウトカムに関する成果実績として、例えば令和4年度は福島県内、とりわけ福島第一原発事故の帰宅困難区域を抱える福島県富岡町にて多数の子育てイベントを開催し、こどもの運動機会の確保を図った。具体的なイベントの内容としては、週末や長期休暇中期間中に親子で参加できるスポーツイベントを開催し、遊具等を活用してこどもの運動機会を創出した。

2-2 心のケア等の被災者支援（災害援護資金）

1 これまでの主な取組

- 災害援護資金は、災害により負傷又は住居、家財に被害を受けた者に対し、生活の立て直しに資するため、貸付けを行う制度。貸付限度額は負傷、住居の損害等に応じて150万円から350万円とされている。
- 東日本大震災発災当時、一般災害では、利率は3%（保証人必置）、償還期間は10年間（据置期間3年間又は5年間を含む。）、償還免除の要件は、借受人の死亡又は重度障害により償還できなくなったと認められる場合に限られていたが、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」（平成23年法律第40号）の規定により、東日本大震災では以下の特例措置が講じられた。
 - ① 償還期間を13年間に延長（据置期間も6年間又は8年間に延長）。
 - ② 通常は3%の利率を保証人ありの場合は無利子、保証人なしの場合は1.5%に引下げ。
 - ③ 償還免除要件に、無資力又はこれに近い状態にあるため償還金の支払の猶予を受けた者が、最終支払期日から10年経過後において、なお無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、償還金を支払うことができる見込みがない場合を追加。

2 成果

○令和4年9月30日現在で、29,723件、525億2,999万円の貸付けが行われている。

（新規貸付）

○令和5年度において、2件、127万円の新規貸し付けを実施している。

（償還）

○令和4年9月30日現在で、支払期日が到来した件数は27,655件あり、このうち、滞納件数は9,745件、その滞納件数の割合と滞納金額は、35.2%、57億5,921万円となっている。

関連指標等（１）

災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して資金を貸し付ける制度

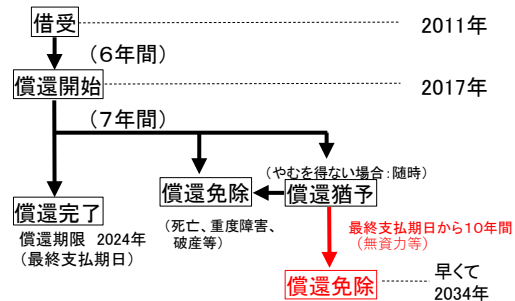
【根拠法律】「災害弔慰金の支給等に関する法律」(昭48法82)

制度の概要

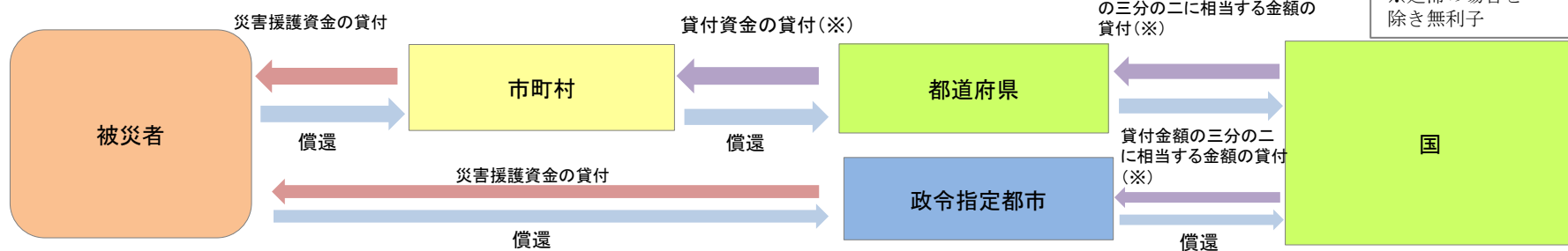
※【 】は東日本大震災における特例

- 実施主体：市町村
○借受人：負傷、住居の全壊・半壊、家財の3分の1の被害を受けた者
○貸付限度額：負傷、住居の損害等に応じて150万円～350万円
○貸付原資：国 2／3 都道府県・指定都市 1／3
◎利率：3%以内で条例で定める率【無利子（保証人なし 1. 5%）】
◎据置期間：3年（特別な場合5年）【6年（特別な場合8年）】
◎償還期間：10年（据置期間含む）【13年（据置期間含む）】
◎償還免除：借受人の死亡又は、重度障害、破産等により償還できなくなったと認められる場合

【上記に加え、支払期日到来から10年経過後において、なお無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、償還金を支払うことができる見込みが無い場合】



（参考）災害援護資金の仕組み



○償還免除

- ・都道府県は、災害援護資金の償還を免除した市町村に対し、免除した金額に相当する額の貸付金の償還を免除
- ・国は、貸付金の償還免除を行った都道府県に対し、その免除した金額の三分の二に相当する額の貸付金の償還を免除

関連指標等（2）

東日本大震災に係る災害援護資金償還状況（全体）

令和4年9月30日時点

	支払期日 到来件数 (A)	滞納 件数 (B)	滞納件数 の割合 (B/A)	滞納金額 (C)	貸付総金額 に占める 滞納金額の 割合 (C/ D)	貸付 総件数	貸付総金額 (D)
青森県	45件	6件	13.3%	364万円	3.1%	51件	1億1,750万円
岩手県	996件	263件	26.4%	2億3,444万円	7.7%	1,170件	30億3,210万円
宮城県 (仙台市を除く。)	8,056件	3,164件	39.3%	20億4,323万円	11.6%	8,870件	175億7,567万円
仙台市	14,253件	5,122件	35.9%	26億4,446万円	11.3%	15,137件	233億5,771万円
福島県	3,037件	916件	30.2%	5億9,120万円	10.1%	3,168件	58億7,774万円
茨城県	826件	194件	23.5%	1億2,963万円	7.8%	863件	16億5,143万円
栃木県	28件	5件	17.9%	410万円	7.0%	30件	5,861万円
千葉県 (千葉市を除く。)	365件	69件	18.9%	1億0,465万円	13.8%	384件	7億5,913万円
千葉市	19件	0件	0.0%	0円	0.0%	19件	3,840万円
東京都	25件	6件	24.0%	385万円	7.3%	26件	5,260万円
長野県	5件	0件	0.0%	0円	0.0%	5件	910万円
合計	27,655件	9,745件	35.2%	57億5,921万円	11.0%	29,723件	525億2,999万円

（注1）支払期日到来件数（A）：据置期間経過後の最初の支払期日が来た債権の件数であり、完済件数を含む。免除、破産免責、民事再生免責の件数は除く。

（注2）滞納件数（B）：支払期日到来件数（A）のうち、調査時点において、支払期日に償還すべき金額が支払われていないものの件数の合計。少額償還決定したもののうち、当該少額償還計画の取決めに由る支払期日に償還すべき金額が支払われていないものの件数も含む。

（注3）滞納件数の割合：支払期日到来件数（A）に占める滞納件数（B）の割合。

（注4）滞納金額：支払期日到来したもののうち、調査時点において、支払期日に償還すべき金額が支払われていないものの元金の合計額。少額償還決定したもののうち、当該少額償還計画の取決めに由る支払期日に償還すべき金額が支払われていない金額を含む。

東日本大震災の復興施策の総括（令和元年10月23日）

Ⅱ. 各分野における取組 - 1. 被災者支援（健康・生活支援） - （1）心のケア等の被災者支援

○ 今後の課題

- ・ 地震・津波被災地域においては、被災地域ごとの事業進捗状況の違い等に留意しつつ、コミュニティ形成、高齢者等の心身のケア、「心の復興」、見守り・生活相談等について、一定期間の継続や一般施策への引継も含め、支援のあり方を検討する必要。
- ・ 原子力災害被災地域等からの避難者について、避難生活の長期化や帰還の遅れなどの事情があり、引き続き丁寧な支援を実施する必要。

○ 今後の大規模災害に向けた教訓

- ・ 平時から関係者間のネットワークの構築が重要。
- ・ 好事例等を収集し、教訓・ノウハウ集のとりまとめ。

東日本大震災 復興政策10年間の振り返りポイント（令和5年8月29日）

10. 被災者支援

○ 主な評価・教訓

- ・ 人のつながりまで施策対象としたことは画期的。以後の災害にもつながっている。
- ・ 「生活の復興度合い」を客観的に計測する指標を設けるべきとの指摘がある。
- ・ 被災者支援は超長期的なので、被災した人のつながりが維持されているかといった状態目標を設けるべきとの指摘がある。
- ・ 心や生活のケアについて、現場の対応やそれを支える国の仕組みがどうあるべきかが引き続き課題との指摘がある。
- ・ 生活再建のために被災者が選択肢を求めたタイミングと行政が施策を提供できたタイミングにギャップがあったとの指摘がある。

3 被災した子どもに対する支援

1 これまでの主な取組（１）

学校施設の災害復旧等のハード整備のほか、以下の取組により、被災した子どもが安心して学べる環境を確保。

（１）教職員加配（事業名：「被災児童生徒に対する学習支援等のための教職員加配」）

- 東日本大震災により被災した児童生徒に対する学習支援や心のケアのため、一般会計による定数措置（基礎定数及び加配）に加え、復興特会により特別な加配措置を実施。
- 本加配により、震災時の場面がフラッシュバックする児童生徒のケアや、生活基盤が安定していない家庭の児童生徒への家庭訪問等も含めたきめ細かな対応、転居・転校や保護者の転職に伴う家計の変化等の中での児童生徒の学習意欲低下や学習の遅れに対応するための補充学習等を実施。

（２）スクールカウンセラー等の配置（事業名：「緊急スクールカウンセラー等活用事業」）

- 東日本大震災により被災した児童生徒等の心のケアや教職員等への助言・援助、福祉関係機関との連絡調整など、様々な課題に対応するため、一般会計による補助事業に加え、復興特会によりスクールカウンセラー（公認心理師・臨床心理士等）やスクールソーシャルワーカー（社会福祉士等）の配置等を支援。

（３）就学支援（事業名：「被災児童生徒就学支援等事業（東日本大震災）」）

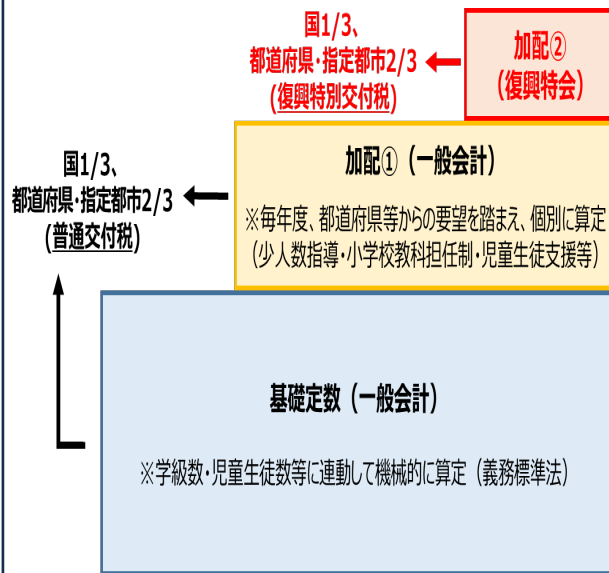
- 東日本大震災により被災し、経済的理由から就学困難となった児童生徒等が安心して学ぶことができるよう、一般会計による補助事業等に加え、家庭の教育費負担を軽減するための特別な支援（小中学生を対象とした就学援助事業など）を実施。

1 これまでの主な取組（２）

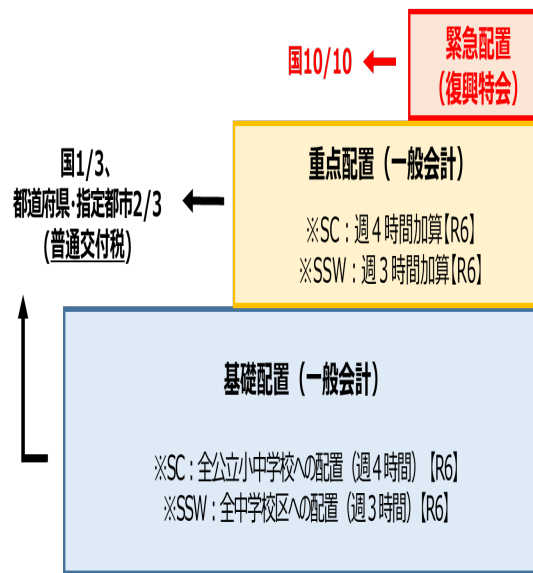
【復興特会事業のスキーム】

いずれの事業も、一般会計による措置に上乗せする形で、より手厚い支援を行うもの。

< 教職員加配 >



< スクールカウンセラー等配置 >



< 就学支援（就学援助事業） >



2 成果（１）

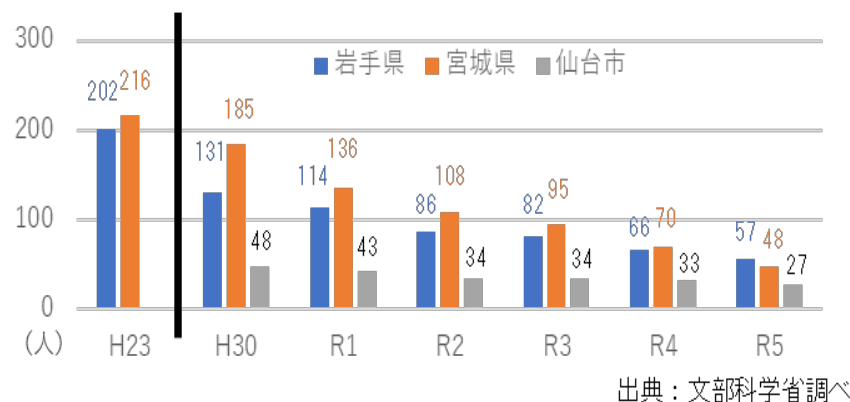
【学校施設の復旧】

- 震災後、公立学校施設災害復旧事業に申請した学校（※）2,326校中、福島県内で休校中となっている7校を除く2,319校について、全て復旧完了。（※）申請予定の学校を含む

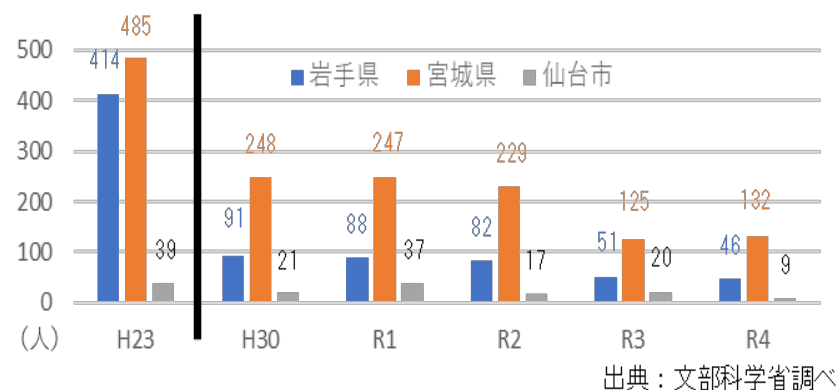
【教職員加配・スクールカウンセラー配置等】

- 震災からの年数の経過やきめ細かなサポートの実施により、心のケアや学習支援に関するニーズが減少し、復興特会による教職員加配やスクールカウンセラー配置数等は減少傾向。

【教職員加配数（復興特会）の推移】



【スクールカウンセラー等の配置数（復興特会）の推移】

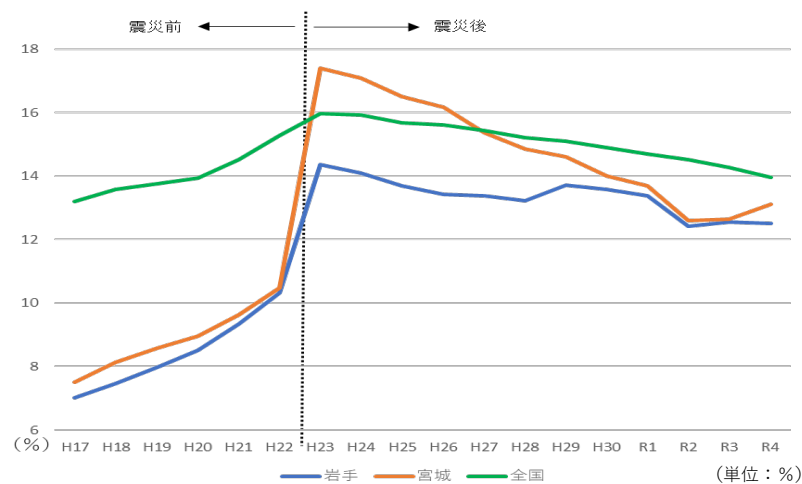


2 成果（2）

【就学援助】

- 就学援助（生活保護世帯及びそれに準ずる世帯への経済的支援）について、岩手県・宮城県の就学援助率は、震災後両県とも大きく増加したが、復興の進展に応じて、その後は減少傾向。直近では、全国平均は下回っているが、それぞれ震災前の水準には未達。
- 津波被害の大きかった沿岸部では、就学援助率が極めて高い水準となっている市町も存在。

＜就学援助率の推移（岩手県・宮城県・全国平均）＞



	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
岩手	10.31	14.35	14.09	13.7	13.43	13.38	13.23	13.72	13.58	13.37	12.42	12.55	12.5
宮城	10.47	17.39	17.09	16.51	16.16	15.36	14.85	14.61	14	13.69	12.59	12.65	13.11
全国	15.28	15.96	15.93	15.68	15.62	15.43	15.22	15.1	14.9	14.69	14.52	14.28	13.96

出典：就学援助実施状況等調査（文部科学省）

＜就学援助率の高い市町の例（R4）＞

* 岩手県

- ・釜石市：35.5%（うち被災11.2%）
- ・大槌町：30.3%（うち被災18.4%）
- ・山田町：26.7%（うち被災7.7%）
- ・大船渡市：25.5%（うち被災7.0%）

* 宮城県

- ・女川町：41.1%（うち被災24.5%）
- ・石巻市：31.3%（うち被災16.0%）
- ・東松島市：23.6%（うち被災6.0%）

被災児童生徒に対する学習支援等のための 教職員加配

令和6年度予算額

11億円

（前年度予算額

12億円）

【東日本大震災復興特別会計】



東日本大震災により被災した児童生徒に対する学習支援や心のケアのための教職員定数措置については、被災県等から継続的な措置を求める声強く、中・長期的に取り組むことが重要。

また、避難指示の解除と住民の帰還に伴い、再開する学校が「まちに人が戻る」ためのコミュニティ形成の核となるよう、教育環境の整備を図るためにも教職員定数措置が必要であり、岩手県・宮城県・福島県・仙台市の要望を踏まえ、495人の加配定数を確保。

対応方針

○平成23年4月の義務標準法改正法附則第6項の趣旨

東日本大震災により被災した児童生徒に関し、学習に対する支援を行うこと、心身の健康の回復のための特別の指導を行うこと等が喫緊の課題になっている事情に鑑み、国及び都道府県教育委員会は、教職員定数に関し、迅速かつ的確に対応するため特別の措置を講ずる。

○「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針（令和3年3月）における記述

1. 復興の基本姿勢及び各分野における取組

（1）地震・津波被災地域 ③被災した子どもに対する支援

東日本大震災により家族や住居を失ったこと等のため、学習支援や心のケアを必要とする子どもが引き続き一定数就学している学校が残ることから、東日本大震災の影響に鑑み特別に措置される教員加配、スクールカウンセラー等の配置、就学支援について、過去の大規模災害における取組事例等を踏まえ、支援の必要な子どもの状況等、事業の進捗に応じた支援を継続する。

なお、個別の事情を丁寧に把握し、第2期復興・創生期間内に終了しないものについては、事業の進捗に応じた支援の在り方を検討し、適切に対応する。

（2）原子力災害被災地域 ③帰還・移住等の促進、生活再建等

教育環境の整備については、いまだ再開できていない小・中・高・特別支援学校があることに加え、再開後の児童生徒数が少数にとどまっている学校もあることから、学校再開の支援とともに、ふたば未来学園や再開した学校等における海外研修や「ふるさと創造学」などの地域とのつながりを深める特色ある教育への支援、被災した子どもに対する就学・学習支援や心のケア、通学に対する支援、文化財等の復旧 などにより、魅力ある教育環境づくりを進める。

また、避難先の子どもを含むいじめ防止を行うとともに、原子力災害に起因して学習支援や心のケアを必要とする子どもが引き続き一定数就学している学校が存在することから、東日本大震災の影響に鑑み特別に措置される教員加配、スクールカウンセラー等の配置、就学支援について、支援の必要な子どもの状況等、事業の進捗に応じた支援を継続する。

加配措置の状況・活用した取組例

<措置状況>

県市名	R2		R3		R4		R5		R6 見込	
		増減		増減		増減		増減		増減
岩手県	86	▲28	82	▲4	66	▲16	57	▲9	42	▲15
宮城県	108	▲28	95	▲13	70	▲25	48	▲22	38	▲10
仙台市	34	▲9	34	0	33	▲1	27	▲6	21	▲6
福島県	483	▲8	458	▲25	434	▲24	414	▲20	394	▲20
合計	711	▲73	669	▲42	603	▲66	546	▲57	495	▲51

<取組例>

○生活基盤が安定していない家庭の児童生徒への家庭訪問なども含めたきめ細かな対応。

○転居・転校や保護者の転職に伴う家計の変化、仮設住宅での家庭生活の中での児童生徒の学習意欲の低下や学習の遅れに対応するための補充学習等の実施。

○突発的に震災時の場面がフラッシュバックする児童生徒など日常的に心身の不安を抱える児童生徒への対応。 など



<各県市が定める配当基準（概要）>

被災による居住環境や保護者の就労環境の変化などに起因し、特に配慮が必要な児童生徒の数や割合に基づき配当する。

緊急スクールカウンセラー等活用事業

令和6年度予算額 15.0億円
(前年度予算額 15.7億円)



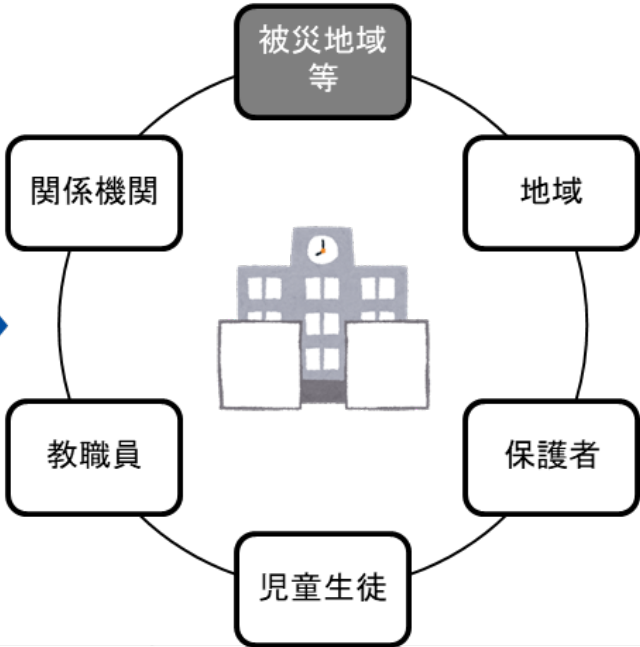
○ 被災した児童生徒等の心のケアや、教職員等への助言・援助、学校教育活動の復興支援、福祉関係機関との連携調整等様々な課題に対応するため、スクールカウンセラー等を活用する経費を支援する。

※ 平成23～27年度は、委託費として実施。平成28年度からは、従来の委託費の方式を改め、新たに国庫補助の事業を創設するとともに、スクールカウンセラー等を学校等で活用するなど、被災した児童生徒等の心のケアに資する取組を中心とした事業としている。



- ・スクールカウンセラーの配置
公認心理師、臨床心理士、精神科医 等
- ・スクールソーシャルワーカーの配置
社会福祉士、精神保健福祉士 等
- ・心のケアに資するための支援活動事業

心のケア・助言・援助等
及び
新たな課題への対応



対象校種	小・中・高等学校等	実施主体	被災自治体
補助対象経費	報酬、期末手当等	補助割合	国 10 / 10

担当：初等中等教育局児童生徒課

被災児童生徒就学支援等事業（東日本大震災）

令和6年度予算額
(前年度予算額)

7億円【東日本大震災
8億円)復興特別会計】



現状・課題

東日本大震災により被災し、経済的理由から就学困難となった児童生徒等が安心して学ぶことができるよう、家庭の教育負担の軽減を図り、教育機会を確保することが喫緊の課題である。都道府県等が被災により就学困難となった児童生徒等に対して就学支援等を実施できるよう、国が支援することが必要である。

事業内容

東日本大震災により被災し、経済的理由から就学等が困難となった児童生徒等に対して、都道府県等が以下の就学支援等を実施する場合、被災による支援対象者数の増加に伴う負担を考慮し、交付金として経費の**全額（10/10）を国庫で支援**（一部を除く。）する。

「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針（令和3年3月9日閣議決定）

- （1）地震・津波被災地域 ……就学支援について、過去の大規模災害における取組事例等を踏まえ、支援の必要な子どもの状況等、事業の進捗に応じた支援を継続する。
- （2）原子力災害被災地域 ……就学支援について、支援の必要な子どもの状況等、事業の進捗に応じた支援を継続する。

事業実施期間 平成23年度～

<地震・津波被災地域、原子力災害被災地域>

就学援助事業【小・中学校】

（対象者） 震災により就学困難となった児童生徒
（対象事業） 市町村等において行う就学援助事業

（対象費目） 学用品費、通学費、修学旅行費、学校給食費、医療費 等
※ 通学費には、スクールバスの運行による通学手段の確保に係る経費を含む



<原子力災害被災地域のみ>

奨学金事業【高等学校】

（対象者） 原子力災害により就学困難となった生徒
（対象事業） 都道府県において行う奨学金事業
（返還免除） 原則として、死亡・障害により返還が困難なとき

特別支援教育就学奨励事業【特別支援学校等】

（対象者） 原子力災害により就学困難となった幼児児童生徒
（原子力災害により支弁区分が変更となった者も含む）
（対象事業） 都道府県等において行う就学奨励事業
（対象費目） 学用品費、通学費、修学旅行費、学校給食費 等



私立学校授業料等減免事業【私立高等学校等】

（対象者） 原子力災害により就学等が困難となった幼児児童生徒
（対象事業） 都道府県等において行う授業料等減免事業

専修学校・各種学校授業料等減免事業【専修学校・各種学校】

（対象者） 原子力災害により職業技術の教育等を目的とする学校への就学が困難となった生徒
・専修学校高等課程、専門課程：修業年限1年以上
・専修学校一般課程、各種学校：原則修業年限2年以上
（対象事業） 都道府県等において行う授業料等減免事業
※ 専修学校専門課程及び一般課程並びに各種学校については学校が実施した減免額の2/3が上限

担当：初等中等教育局修学支援プロジェクトチーム

東日本大震災の復興施策の総括（令和元年10月23日）

Ⅱ．各分野における取組 - 1．被災者支援（健康・生活支援） - （2）被災した子どもに対する支援

○今後の課題

- ・ 支援の必要な児童生徒・学校の状況や過去の災害における支援の状況などを踏まえ、必要な支援を検討。

○今後の大規模災害に向けた教訓

- ・ 被災した児童生徒・学校に対する支援には長期的な視点が必要。
- ・ 学校における防災対策・意識啓発が必要。

参考：行政事業レビューシート抜粋

【教職員加配】

○事業の目的

東日本大震災や原発事故の被害の甚大さに鑑み、厳しい教育環境下に置かれている被災児童生徒に対し、日常的な心のケアやきめ細かな学習支援を充実させる。

○予算・執行額（単位：百万円）（インプット）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度要求
予算の状況	当初予算(A)	1,607	1,508	1,320	1,226	1,107
	補正予算(B)	▲ 7	▲ 39	-	-	
	前年度から繰越し(C)	-	-	-	-	-
	翌年度へ繰越し(D)	-	-	-	-	
	予備費等(E)	-	-	-	-	
	計(F) =(A)+(B)+(C)+(D)+(E)	1,600	1,469	1,320	1,226	1,107
執行額(G)		1,527	1,437	1,275		

○活動内容

要望のあった各都道府県・政令指定都市を対象として、公立の義務教育諸学校の教職員給与費等について、その実支出額の3分の1を負担する。ただし、特別の事情があるときは、各都道府県・政令指定都市ごとの国庫負担額の最高限度を政令で定めることができる。

参考：行政事業レビューシート抜粋

【教職員加配】

○活動目標及び活動実績（アウトプット）

活動目標	活動指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	5年度 活動見込	6年度 活動見込
各都道府県・政令指定都市に対し、上記根拠法令に基づき、国庫負担する。	各都道府県・政令指定都市への執行実績	活動実績	県・市	4	4	4	-	-
		当初見込み	県・市	4	4	4	4	4

○成果目標の設定理由（アウトプットからのつながり）

本事業の目的である、厳しい教育環境下に置かれている被災児童生徒に対し、日常的な心のケアやきめ細かな学習支援を充実させる上では、まず、すべての地域において学校の教育活動に必要な教職員が確保される必要があるため、各都道府県・指定都市の要望数に対する措置率をその成果実績として短期アウトカムに設定。

○成果目標及び成果実績（短期アウトカム）

成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標年度		
								5	年度
義務教育諸学校に係る東日本大震災への対応のための教職員定数の加配について、各都道府県・指定都市の要望に対する措置が100%	義務教育諸学校に係る東日本大震災への対応のための教職員定数の加配について、各都道府県・指定都市の要望に対する措置率	成果実績	%	100	100	100	-		
		目標値	%	100	100	100	100		
		達成度	%	100%	100%	100%	-		

○成果目標の設定理由（短期アウトカムからのつながり）

各都道府県・政令指定都市からの要望に対する教職員定数の加配措置を確実に実施することにより、被災した子どもに対する学習支援等が可能となり、復興の基本方針に掲げられている魅力ある教育環境づくりに資することから、このような指標を設定。

○成果目標及び成果実績（長期アウトカム）

被災児童生徒に対して、魅力ある教育環境の充実を図る。 ※定量的な成果指標はなし

参考：行政事業レビューシート抜粋

【スクールカウンセラー等の配置】

○事業の目的
被災地等へスクールカウンセラー等を派遣し、被災した幼児児童生徒等が安心して学校生活を送ることができるように教育相談体制を整備するなどし、東日本大震災により被災した幼児児童生徒等の心のケアの充実を図る。

○予算・執行額（単位：百万円）（インプット）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度要求
予算の状況	当初予算(A)	2,219	1,749	1,671	1,572	1,503
	補正予算(B)	-	-	-	-	
	前年度から繰越し(C)	-	-	-	-	-
	翌年度へ繰越し(D)	-	-	-	-	
	予備費等(E)	-	-	-	-	
	計(F) =(A)+(B)+(C)+(D)+(E)	2,219	1,749	1,671	1,572	1,503
執行額(G)		2,199	1,726	1,650		

○ 活動内容
被災した児童生徒等の心のケアや、教職員等への助言・援助、学校教育活動の復興支援、福祉関係機関との連携調整等、様々な課題に対応するため、スクールカウンセラー等を活用する経費を支援する。

参考：行政事業レビューシート抜粋

【スクールカウンセラー等の配置】

○活動目標及び活動実績（アウトプット）

活動目標	活動指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	5年度 活動見込	6年度 活動見込
スクールカウンセラー等の配置充実	スクールカウンセラー（準ずる者含む）の配置人数	活動実績	人	609	407	-	-	-
		当初見込み	人	628	405	381	-	-

○成果目標の設定理由（アウトプットからのつながり）

被災した児童生徒等の心のケア等により、震災に起因して配慮が必要な児童生徒等の人数や相談件数が減少することをはかる指標として設定した。

○成果目標及び成果実績（短期アウトカム）

成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標年度		
								5	年度
本事業によるスクールカウンセラー等への相談件数が、前年度よりも下回る。	本事業によるスクールカウンセラー等への相談件数	成果実績	件	178,951	148,388	-	-		
		目標値	件	213,705	178,951	148,388	-		
		達成度	%	119.4%	120.6%	-	-		

○成果目標の設定理由（短期アウトカムからのつながり）

被災した児童生徒等の心のケア等により、震災に起因して配慮が必要な児童生徒等の人数や相談件数が、全国の状況に対して相対的に減少していくことをはかる指標として設定した。

○成果目標及び成果実績（長期アウトカム）

成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標最終年度		
								12	年度
全国のスクールカウンセラーへの相談件数に対する本事業によるスクールカウンセラーへの相談件数の割合を減少させる。	全国のスクールカウンセラーへの相談件数に対する本事業によるスクールカウンセラーへの相談件数の割合	成果実績	%	5.1	4	-	-		
		目標値	%	6	5.1	4	1		
		達成度	%	117.6%	126.9%	-	-		

参考：行政事業レビューシート抜粋

【就学支援】

○事業の目的

東日本大震災により経済的理由から就学が困難となった世帯の児童生徒等に、就学支援等を実施し、もって教育機会の確保に資することを目的とする。

○予算・執行額（単位：百万円）（インプット）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度要求
予算の状況	当初予算(A)	3,020	1,489	939	804	695
	補正予算(B)	-		-	-	
	前年度から繰越し(C)	-	-	-	-	-
	翌年度へ繰越し(D)	-	-	-	-	
	予備費等(E)	-	-	-	-	
	計(F) =(A)+(B)+(C)+(D)+(E)	3,020	1,489	939	804	695
執行額(G)		2,583	788	714		

○活動内容

東日本大震災により被災し、経済的理由から就学が困難となった世帯の児童生徒等へ就学支援等を実施する都道府県に対し、国が必要な経費を交付する。

参考：行政事業レビューシート抜粋

【就学支援】

○活動目標及び活動実績（アウトプット）

活動目標	活動指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	5年度 活動見込	6年度 活動見込
就学困難世帯への補助	当該交付金の事業対象者数 ※年度によって対象者に変動があるため令和5・6年度見込の算出は困難	活動実績	人数	15,392	6,356	5,322	-	-
		当初見込み	人数	16,919	7,911	6,660	-	-

○成果目標の設定理由（アウトプットからのつながり）

本事業の対象となる支援施策のうち、小中学生に対する就学援助は円滑な義務教育の遂行のための制度であり学齢児童生徒の義務教育を受ける権利を保障するという重要性から、就学援助制度の成果を目標とする。また、就学援助により、保護者に課された子供に義務教育を受けさせる義務が果たされることにより、児童生徒は義務教育を修了することができる。よって義務教育修了後の状況である、中学校卒業後の進学率を成果目標として設定したものである。

○成果目標及び成果実績（長期アウトカム）

成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標最終年度		
								7	年度
被災3県（岩手県、宮城県、福島県）における中学校等卒業者のうち進学した者の割合を震災前の水準（22年度の割合）まで引き上げる	被災3県（岩手県、宮城県、福島県）における中学校等卒業者のうち進学した者の割合 （目標値：平成22年度の割合）	成果実績	%	99.3	99.3	99.3	-		
		目標値	%	98.9	98.9	98.9	98.9		
		達成度	%	100.4%	100.4%	100.4%	-		

4 住まいとまちの復興

1 これまでの主な取組

- 宅地造成
 - ・被災市町村における高台等の宅地造成及び災害公営住宅の整備を推進。
- 家賃低廉化・特別家賃低減事業
 - ・災害公営住宅入居者に対する家賃対策補助については、家賃低廉化事業（管理開始から20年間）と特別家賃低減事業（管理開始から10年間）を実施。東日本大震災向けの家賃低廉化事業については、その他の激甚災害と比較し、管理開始後10年間は補助率を上乗せ。
- 土地活用ハンズオン支援事業
 - ・移転元地や土地区画整理事業造成地の活用を促進するため、令和3年度より土地活用に関するワンストップ相談窓口を設置するとともに、復興庁の職員が現場に出向き、きめ細かく対話・サポートを行う土地活用ハンズオン支援の取組を開始。
 - ・これまでの3年間で、被災3県で造成地8件、移転元地11件の復興庁直轄調査を実施。
 - ・被災自治体等と約200回にわたる対話を通じて、まちづくりの担い手となるプレイヤーの確保、官民の連携体制の構築、土地活用方針の策定などを即地的に支援し、被災自治体の土地活用に向けた持続的・自立的な取組を促進。
 - ・土地活用ハンズオン支援事業を通じて、復興施策と一般施策とを連携させ、政府全体の施策の総合的な活用を図りながら、被災自治体の土地活用の取組を後押し。

2 成果

○ 宅地造成

- ・土地区画整理事業、防災集団移転促進事業、漁業集落防災機能強化事業による宅地造成については、計画した合計18,226戸全てが令和2年末までに完了。
- ・災害公営住宅については、帰還者向けの災害公営住宅を除き計画した29,654戸全てが令和2年末までに完了。

○ 家賃低廉化・特別家賃低減事業

- ・令和4年度は21,657戸に対し補助を実施。

○ 土地活用ハンズオン支援事業

- ・土地区画整理事業や防災集団移転促進事業による宅地造成においては、被災者の意向を踏まえて事業規模を検討したにもかかわらず、結果として、地区によっては造成地に空き区画や未利用地が生じた。
- ・また、移転元地等についても、災害危険区域として用途に制約があることに加え、買取った公有地と買取されなかった民有地が混在しそのままでは利活用しにくいこと、住宅の高台移転や人口減少による土地利用ニーズの低下により利活用の見込みが立たないこと等が課題。
- ・そのため、令和3年度からの土地活用ハンズオン支援により、移転元地での地域特性を活かした農業推進や協働による緑化、造成地における官民連携によるビジョンづくり、実働的な土地バンクなどの取組が進められ、土地活用に向けた取組は着実に前進。

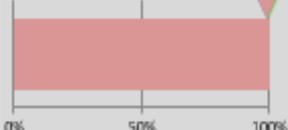
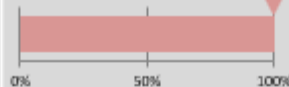
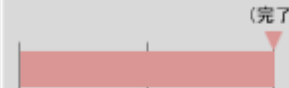
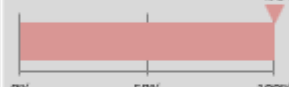
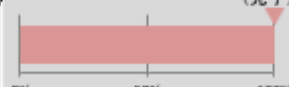
◆移転元地活用率（約70%（R2.12） → 約75%（R5.12））

◆造成地活用率（約67%（R2.12） → 約74%（R5.12））

※【参考】東北における土地活用率は約82%（平成30年住宅・土地統計調査結果（総務省統計局））

- ・次のような具体的な取組により、自治体における自立的・持続的な土地活用の取組を促進。
 - ◆岩手県陸前高田市では、土地バンクの改善取組において、土地バンク利用者への助成制度を創設。
 - ◆宮城県石巻市では、住民等との協働による荒廃地の緑化推進を支援し、他地域への水平展開も検討中。
 - ◆宮城県気仙沼市では、宅建業団体と連携した土地バンクの改良により、取引件数が大幅に増加。
- ・復興庁が関係省庁との調整・橋渡しを実施し、被災自治体において一般施策等の支援制度（地方創生推進交付金（R5からデジタル田園都市国家構想交付金【地方創生推進タイプ】）など）を活用した取組を実施。

関連指標等

項目 指標名	進捗率	復旧・復興の状況 ／被害の状況	項目 指標名	進捗率	復旧・復興の状況 ／被害の状況
■災害公営住宅 災害公営住宅の 用地確保が完了した戸数 建築工事に着手した戸数 建築工事が完了した戸数 の割合 ※供給計画は「住まいの復興工程表」 (R4.1末時点)による。 ※進捗率には、整備をとりやめた123戸及 び経過措置向け災害公営住宅の戸数を含 んでいない。	100%(用地確保) 100%(工事着手) 100%(工事完了) 	用地確保済み戸数 30,230 (29,654) 建築工事着手戸数 30,085 (29,654) 建築工事完了戸数 30,085 (29,654) 計画戸数 30,230 (29,654) ※()内の数値は整備をとりやめた123戸及 び経過措置向け災害公営住宅を除いた戸数	■復興まちづくり (防災集団移転促進事業) 造成工事の着工数 造成工事の完了数 の割合 ※災害公営住宅のみにより宅 地供給される地区を含む	【地区ベース】 100% (完了)  着工 324地区 完了 324地区 計画 324地区 【戸数ベース】 100% (完了)  着工 8,336戸 完了 8,336戸 計画 8,336戸	
高台移転 防災集団移転促進事業 岩手県宮古市田老地区		■復興まちづくり (土地区画整理事業) 造成工事の着工数 宅地の引渡開始地区数 造成工事の完了数 の割合 ※防災集団移転促進事業や災 害公営住宅のみにより宅地 供給される地区を含む	【地区ベース】 100% (完了)  着工 50地区 完了 50地区 計画 50地区 【戸数ベース】 100% (完了)  着工 9,395戸 完了 9,395戸 計画 9,395戸 ※1: 宅地の一 部を引 渡した地 区を計上 ※2: 一部完 了地区で 供給され た戸数も 含む		
漁業集落防災機能強化事業 宮城県女川町大石原浜地区		■復興まちづくり (漁業集落防災機能強化事業) 事業費措置の地区数 造成工事の着工数 造成工事の完了数 の割合	【地区ベース】 100% (完了)  着工 36地区 完了 36地区 計画 36地区 【戸数ベース】 100% (完了)  着工 495戸 完了 495戸 計画 495戸		

※ 福島県の避難指示区域は、原則除いている。

※ 福島県の避難指示区域は、原則除いている。

※ 復興庁調べ (令和5年9月末時点)

災害公営住宅の整備及び高台移転による宅地造成は、令和2年末に全て完成した。

※帰還者向けの災害公営住宅を除く

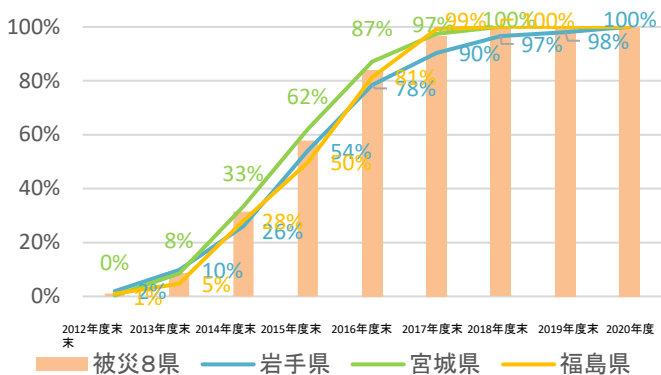
災害公営住宅

- ・ 計画戸数：29,654戸（うち被災3県29,230戸）
- ・ 完成戸数：29,654戸（うち被災3県29,230戸）（R2.12末現在）
（進捗率：100%（帰還者向けを除く））

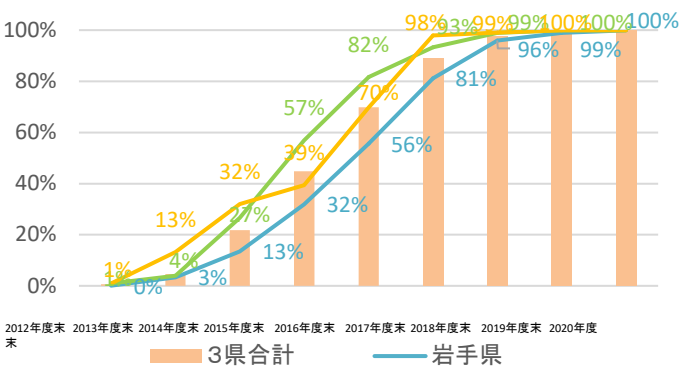
高台移転による宅地造成

- ・ 計画戸数：18,226戸
- ・ 完成戸数：18,226戸（R2.12末時点）
（進捗率：100%）

○災害公営住宅整備完了進捗率



○民間住宅等用宅地造成工事完了進捗率



※被災3県における入居率（平均）：約92%（R5.3末現在）

	管理戸数 ※(A)	入居決定 戸数(B)	入居率 (B/A)
岩手県	5,827	5,290	90.8%
宮城県	15,787	14,933	94.6%
福島県	7,454	6,461	86.7%
3県計	29,068	26,684	91.8%

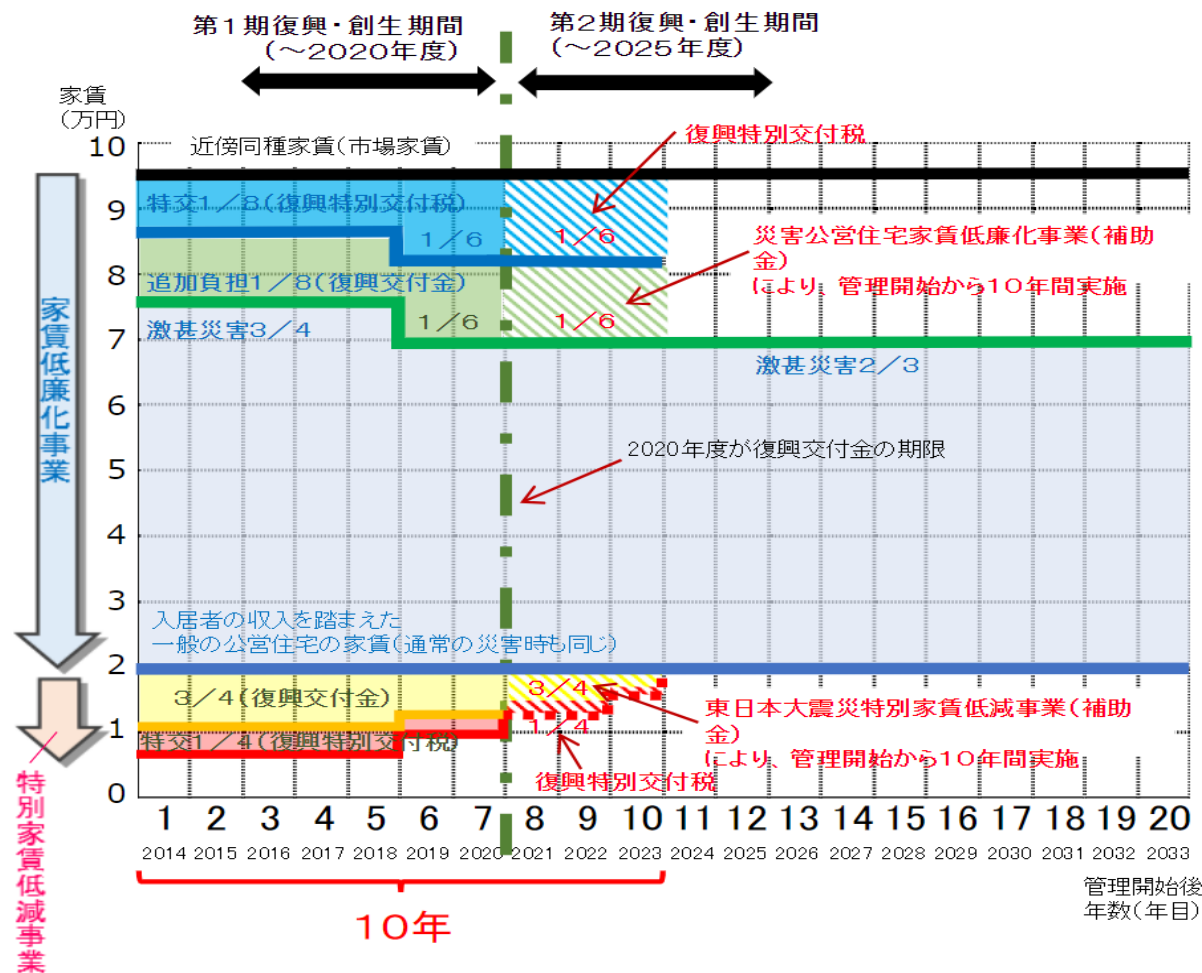
※払下げ、用途廃止により、管理戸数（3県で29,068戸）は整備戸数（29,230戸）よりも少なくなっている。

※被災3県における土地区画整理事業実施地区のうち土地活用済の割合：74%（R5.12末時点）

注) 民間住宅等用宅地は、防災集団移転促進事業、土地区画整理事業、漁業集落防災機能強化事業の3事業を指す。
注) 災害公営住宅の進捗率には、原発避難からの帰還者向け災害公営住宅の戸数を含んでいない。
注) 被災8県とは、岩手県、宮城県、福島県の3県の他、青森県、茨城県、千葉県、長野県、新潟県の5県を合わせた計8県のことである。

家賃低廉化事業・特別家賃低減事業
令和6年度予算額 216億円

＜(例)2014年度管理開始の公営住宅の家賃補助イメージ＞



これまでの土地活用ハンズオン支援の主な取組事例と効果

移転元地での地域特性を活かした農業推進や協働による緑化、造成地における官民連携によるビジョンづくり、実働的な土地バンクなど具体的な成果につながっている。

官民連携による観光農園の整備プロジェクトが進行中

【宮城県東松島市：移転元地】

東松島市での「令和の果樹の花里づくり」を支援。

- ① 約20haの移転元地と民有地を活用したビジョンづくり
- ② ビジョンを踏まえ、第1期エリア約6haを工事中

- ・令和3～4年度に、移転元地の利活用を図るべく、市と民間プレイヤー（地元農業法人等）の官民プラットフォームを構築し、観光農園のビジョンを検討
- ・実際に事業化に関わるメンバーによるワーキングを通じて、「官民連携ビジョン」をとりまとめ、構想を具体化
- ・既存梅園に続く、イチゴ農園を皮切りに、プロジェクトが始動し、第1期工事中



先行整備されたイチゴ農園の様子



盛土工事中(R5.9)



官民連携ビジョン（構想図）

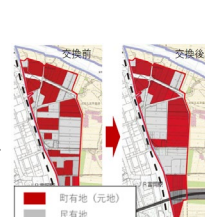
移転元地を集約し地域特性を活かした緑・農の土地利用を実現

【福島県富岡町：移転元地】

富岡町での「遊休グリーンベルト」の実現方策や保全の検討を支援。

- ① 富岡駅東地区について先行的に移転元地の集約を推進
- ② 公募により民間プレイヤーによる緑・農を実現（約2.6ha）

- ・令和3年度に、民間活用が期待される富岡駅東地区について、移転元地の集約、地域特性を活かした農・緑をコンセプトにした方針（遊休グリーンベルト）を検討
- ・令和4年度以降、土地交換・集約を進めるとともに、段階的な民間プレイヤーへの貸付や公募等による土地利用実現に向けた取組を実施
- ・令和5年度の公募により、地域振興に資する、ブドウ農園拡大やワイナリーとしての活用が決定



移転元地の集約イメージ



既存ブドウ農園の様子

住民等との協働により荒廃地の緑化を推進

【宮城県石巻市・（一社）ウィーアーワン北上：移転元地】

（一社）ウィーアーワン北上の「平地の杜プロジェクト」の自走を支援。

- ① 「平地の杜プロジェクト」の進展と共に、地区の元地活用が約1.5haに拡大
- ② 北上地域や市内他地区への水平展開を検討中（モデル的活動）

- ・令和3～4年度に、荒廃が進む集落跡地である移転元地を対象として「平地の杜づくり」活動を開始し、活動の自立自走に向け検討。
- ・令和4年度に、グリーンインフラ大賞（国土交通大臣賞）を受賞
- ・令和5年度以降も、仲間づくり・担い手育成、広報・発信を継続し、本地区活動とともに、他地区でも活動を開始



活動進展、エリア拡大等の取組継続中



施工会(WS)の継続的開催



宅建業団体と連携した土地バンクの改良により造成宅地の活用を推進

【宮城県気仙沼市：造成地】

南気仙沼・鹿折地区の土地バンク制度改良、官民連携による仕組み構築を支援。

- ① 宅建協会・不動産協会と連携した土地バンク制度に改良
- ② 令和5年度に新たな土地バンク制度の運用を開始し、13件契約成立

- ・令和3年度から、停滞していた民有地活用促進のため、土地バンク制度改良に着手。宅建業団体との連携、土地所有者意向調査、土地カルテ・広報ツールを作成。
- ・令和4年度に、デベロッパー等へのヒアリングにより土地活用の可能性や課題を把握し、不動産業者のセールスに必要な情報を整理・提供。



土地バンク制度
協定締結式
(気仙沼市・宅建協会・
不動産協会)



新制度で取引件数が増加
(三陸新報R6.3.18より)

雄勝ガーデンパーク ～離半島部の持続可能なエリアマネジメントの確立～

【一般社団法人雄勝花物語、宮城県石巻市：移転元地】

東日本大震災後



地元住民によるコミュニティガーデン

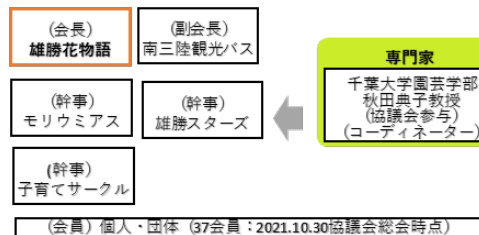


土地活用ハンズオン支援における取組

- ・造園専門家や延べ約 270 人のボランティアによる 薬草園づくりを通じた、薬草園活動のノウハウを蓄積
- ・雄勝ガーデンパーク推進協議会と石巻市役所が連携し、雄勝ガーデンパーク計画の具現化手続きに道筋



雄勝ガーデンパーク推進協議会



雄勝ガーデンパーク推進協議会の構成団体



雄勝花物語「薬草園づくり」



「ガーデンパーク推進協議会」による取組

自然を生かした地域づくり



雄勝ローズファクトリーガーデン

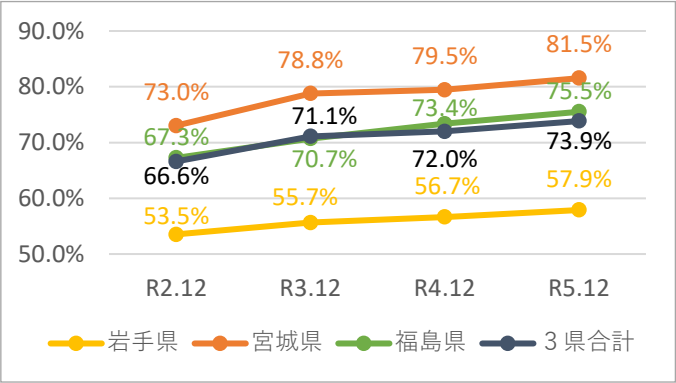
・ 移転元地及び区画整理造成地における土地活用に向けた取組は、ハンズオン支援等により着実に前進。

【区画整理造成地の活用状況】

土地区画整理事業（65地区）の造成地の活用状況（R5.12現在）

	土地区画整理事業による宅地供給 ^{注1)}		
	全体※	土地活用済 ^{注2)}	全体に対する 土地活用済の割合
全体	1009 ha	745 ha	74 %
岩手県	309 ha	179 ha	58 %
宮城県	622 ha	507 ha	82 %
福島県	79 ha	59 ha	76 %

注1) 宅地面積に、農地、鉄道用地、社寺、墓地、鉄塔用地等は含まない。
注2) 「土地活用済」とは、建築済のほか、農業的利用や駐車場利用等、何かしら土地活用を行っている状態をいう。
※ 地区面積ではない。

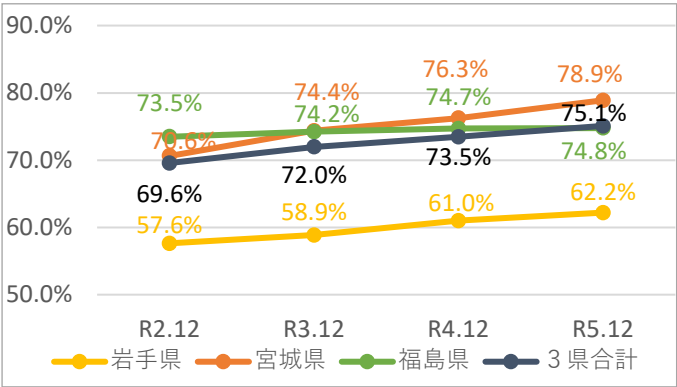


【移転元地の活用状況】

防災集団移転促進事業 移転元地の状況（R5.12現在）

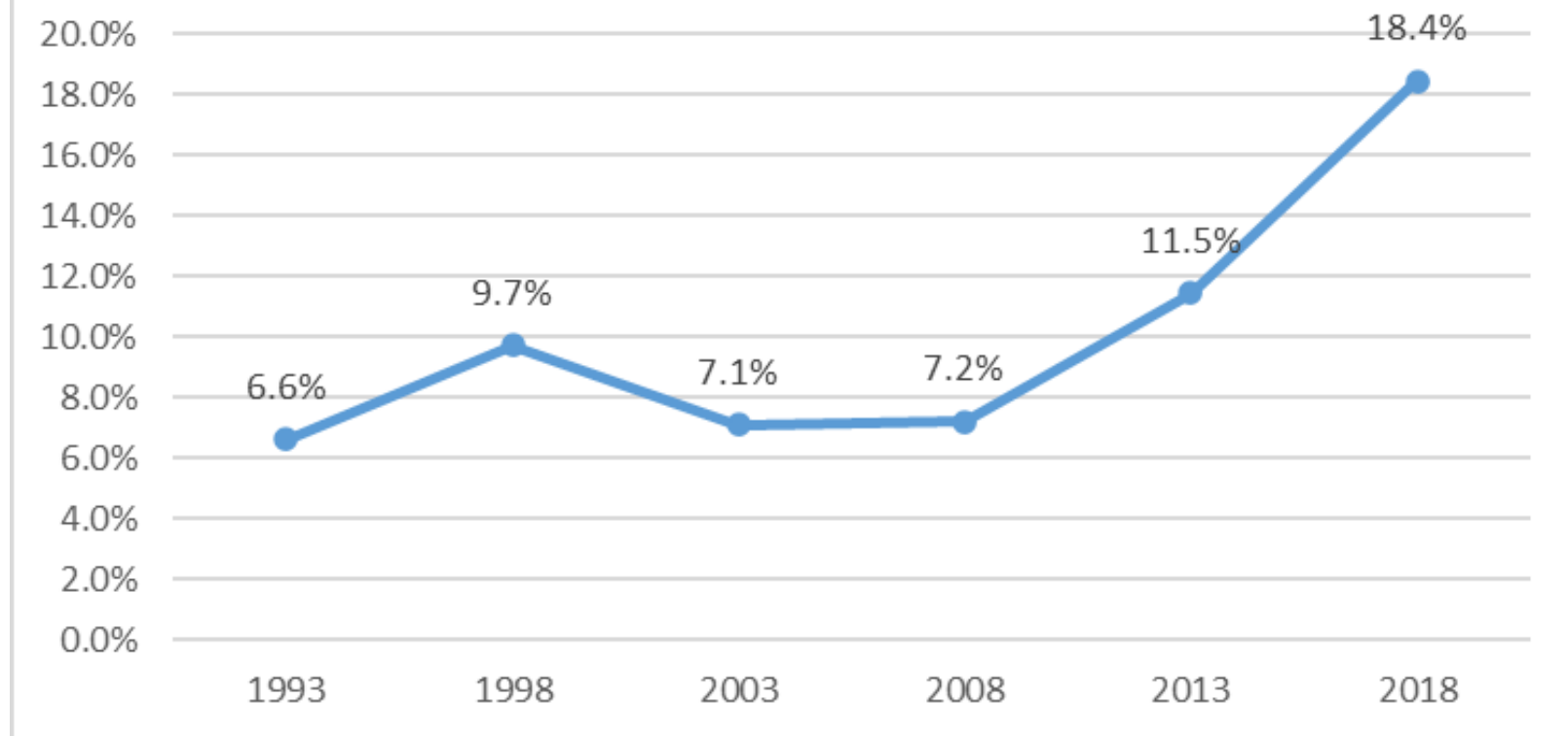
	買取済面積	活用開始 決定済※	割合
	A	B	B/A
合計	2131.7 ha	1600.6 ha	75.1 %
岩手県	321.9 ha	200.2 ha	62.2 %
宮城県	1144.6 ha	903.1 ha	78.9 %
福島県	665.1 ha	497.3 ha	74.8 %

※「活用開始決定済」は、活用開始済み及び活用開始予定のものの合計となっている。



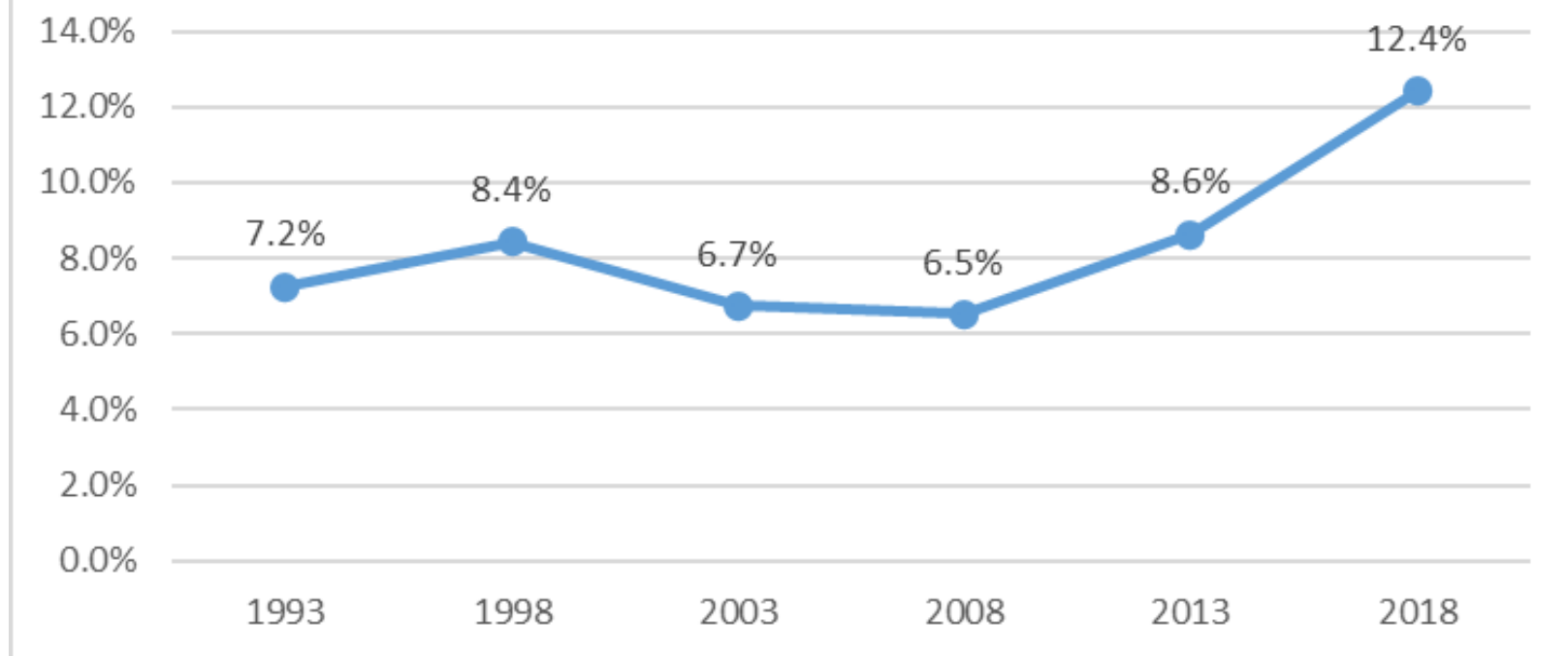
東北地方の世帯が所有する空き地率

(「平成30年住宅・土地統計調査結果(総務省統計局)」より作成)



全国の世帯が所有する空き地率

(「平成30年住宅・土地統計調査結果(総務省統計局)」より作成)



○移転元地における関係省庁所管の一般施策等を活用した取組事例

岩手県陸前高田市
(地方創生推進交付金)



- ・ピーカンナッツの生産・流通基盤構築のため、内閣府所管の「地方創生推進交付金」を活用。(令和3年度完成)

福島県富岡町
(地方創生推進交付金)



- ・ブドウ農園について、内閣府所管の「地方創生推進交付金」を活用(令和2年度完成)

宮城県岩沼市
(企業版ふるさと納税)



- ・千年希望の丘や周辺未利用地の耕作地整備・管理等に継続的に「企業版ふるさと納税」を活用

宮城県石巻市
(産地生産基盤パワーアップ事業)



- ・水耕栽培施設(デ・リーフデ大川)について、農水省所管の「産地生産基盤パワーアップ事業」を活用。(令和3年度完成)

東日本大震災の復興施策の総括（令和元年10月23日）

Ⅱ．各分野における取組 - 2．住まいとまちの復興

- （１）住宅再建・復興まちづくり、生活環境の整備

○ 今後の課題

- ・ 整備された宅地等の有効活用が重要。
- ・ 移転元地等の有効利用を図る地方公共団体の取組を支援する必要。
- ・ 復興のために整備されたインフラについて、人口減少が進展する中で、今後とも地方公共団体が自ら継続的に維持・管理していくことが必要。

○ 今後の大規模災害に向けた教訓

- ・ これまでの復興の加速化措置のノウハウ等の継承が必要。
- ・ 早期かつ的確な復興事業の計画策定のため、各地方公共団体が関係機関と連携し、地域特性・被害想定の確認、想定される課題の共有、復興の体制や手順の検討等、復興のための事前準備に取り組んでおく必要。

東日本大震災 復興政策10年間の振り返りポイント（令和5年8月29日）

8. 住宅再建・復興まちづくり加速化、11. 復興まちづくり

○ 主な評価・教訓

- ・ 活用ニーズが高い手続に要する期間の短縮を図るなど現場が使える加速化措置が講じられた。
- ・ 加速化措置を契機として、所有者不明土地に係る法改正等、様々な法整備等がなされていくことになった。
- ・ 加速化措置については、そのノウハウや仕組みを継承していくことが必要である。
- ・ 発災後に事業を計画すると過大となる恐れがあるので、国立社会保障・人口問題研究所等の将来推計に基づいた人口減少等の社会トレンドを踏まえ、まちの将来像を平時から検討するとともに、復興事前準備の取組を進めることが必要であり、国や都道府県が市町村の取組を支えていくべきとの意見がある。
- ・ 移転にあたり生業等の兼ね合いから集約できなかった小規模集落の維持には懸念があるとの指摘があり、適切な規模に集約して整備を行うなど持続可能性を踏まえた取組が必要である。
- ・ 移転元地である公有地と周辺の民有地の混在により、活用する場合には支障となるケースがあるため、土地区画整理事業による整序化や農地等の公有化を含め、将来の姿を見据えて事業を進めることが重要であるとの意見がある。

参考：行政事業レビューシート抜粋

○ 事業の目的

東日本大震災の沿岸被災地においては、宅地供給が概ね完了した一方で、民間主導による土地需要の創出が必ずしも十分ではなく、嵩上造成地での賑わい不足や空き区画の発生、防災集団移転事業により生じた移転元地を含む低平地の低未利用等の課題が生じている。

令和3年度以降の第2期復興・創生期間においては、持続可能で活力ある地域社会を創り上げていくため、未利用地の活用方策について、これまでの事例を最大限活用しつつ、地域が抱える個別課題に対応する必要があるため、被災地の自立につながる復興の実現に向け、土地利用に関する官民連携体制の構築等を通じ、取組の加速化を図ることが本事業の目的である。

○ 予算額・執行額（単位:百万円）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度要求
予算の 状況	当初予算(A)	-	95	133	104	85
	補正予算(B)	-	-	-	-	
	前年度から繰越し(C)	-	-	-	-	-
	翌年度へ繰越し(D)	-	-	-	-	
	予備費等(E)	-	-	-	-	
	計(F) =(A)+(B)+(C)+(D)+(E)	-	95	133	104	85
執行額(G)		-	95	133		

参考：行政事業レビューシート抜粋

- 活動内容
土地活用に関するワンストップ相談窓口を設置するとともに、復興庁の職員が現場に出向き、きめ細かく対話・サポートを行うハンズオン支援を進める。

○ 活動目標及び活動実績（アウトプット）

活動目標	活動指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	5年度 活動見込	6年度 活動見込
各市町村での取組の実現に向けた支援の実施	直轄調査の実施件数	活動実績	件	-	9	10	7	-
		当初見込み	件	-	10	10	8	6

- 成果目標の設定理由（アウトプットからのつながり）
被災地での復興庁直轄調査を実施し、被災自治体等との対話を通じて、まちづくりの担い手となるプレイヤーの確保、官民の連携体制の構築、土地活用方針の策定、持続可能な仕組みづくりといった取組を即地的に支援するため、被災地自治体等の自立・自走を検証する成果目標として、一般施策も活用した地域の主体的な取組の定着を設定した。

参考：行政事業レビューシート抜粋

- 成果目標及び成果実績（短期アウトカム）
 - ・ 成果目標：一般施策も活用した地域の主体的な取組の定着
 - ・ 定量的な成果指標：なし
 - ・ 定性的なアウトカムに関する成果実績：

令和3年度及び令和4年度において、被災3県で造成地6件、移転元地10件の復興庁直轄調査を実施し、被災自治体等と約140回にわたる対話を通じて、まちづくりの担い手となるプレイヤーの確保、官民の連携体制の構築、土地活用方針の策定、持続可能な仕組みづくりといった取組を即地的に支援した。

これらの取組により、造成地における店舗の立地、宅建業者と連携した実働的な土地バンクの組成、移転元地における事業者の確保、地域住民との協働による緑化の推進など具体的な成果につながっている。
- 成果目標の設定理由（短期アウトカムからのつながり）

本事業を通じて、被災自治体による自立的・持続的な取組が推進される。
- 成果目標及び成果実績（長期アウトカム）
 - ・ 成果目標：一般施策も活用した地域の主体的な取組の継続
 - ・ 定量的な成果指標：なし
 - ・ 定性的なアウトカムに関する成果実績：

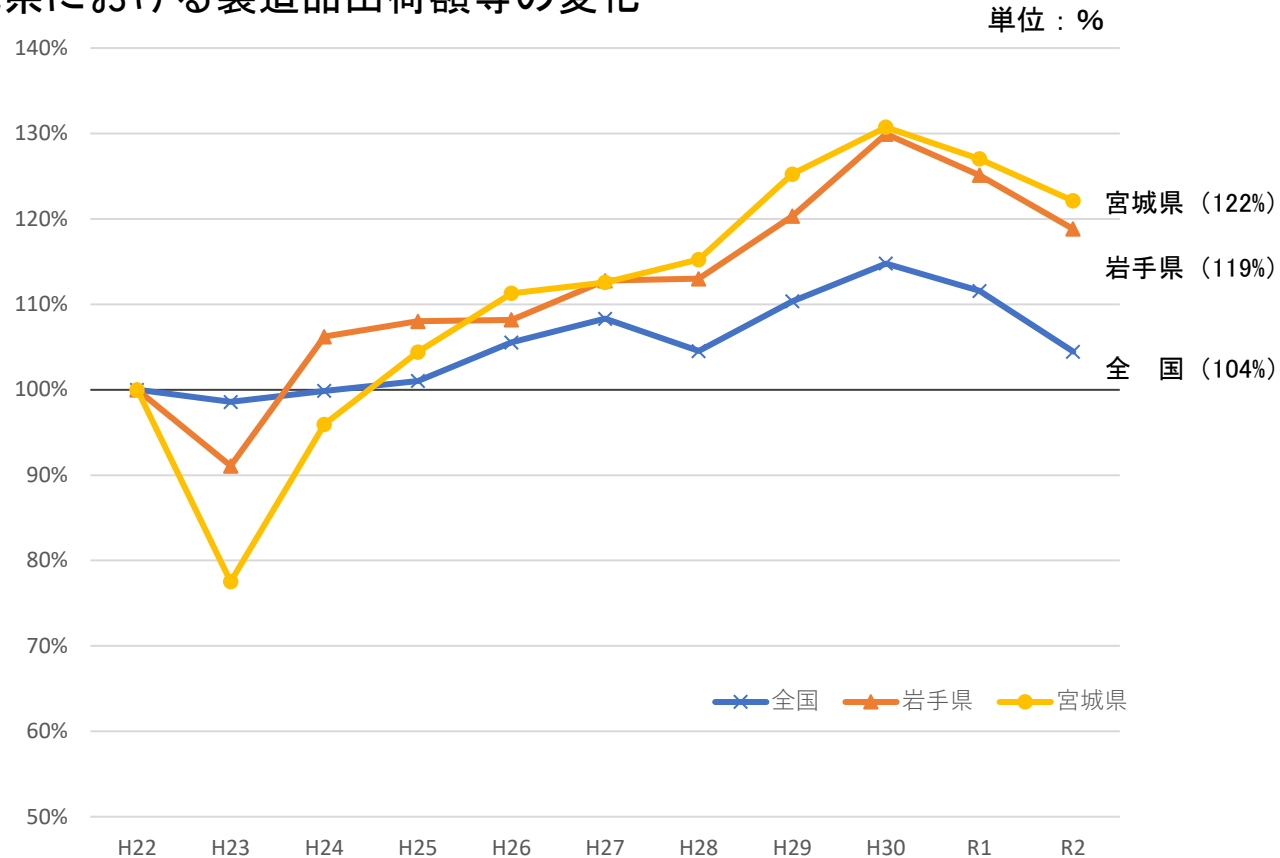
令和3年度及び令和4年度において、被災3県で造成地6件、移転元地10件の復興庁直轄調査を実施し、官民の連携体制の構築、持続可能な仕組みづくりといった取組が推進されている。

被災3県の造成地の活用率は約67%（令和2年12月）から約72%（令和4年12月）に、移転元地の活用率は約70%（令和2年12月）から約74%（令和4年12月）にそれぞれ向上している。

5 産業・生業（全体総論）

2 成果

岩手県及び宮城県における製造品出荷額等の変化



* 1

経済産業省「平成22年工業統計調査」、「平成24年工業統計調査」、「平成25年工業統計調査」、「平成26年工業統計調査」、「平成29年工業統計調査(平成28年実績)」、「平成30年工業統計調査(平成29年実績)」、総務省・経済産業省「平成24年経済センサス-活動調査(平成23年実績)」、「平成28年経済センサス-活動調査(平成27年実績)」、「令和3年経済センサス-活動調査(令和2年実績)」、「2019年工業統計調査(2018年実績)」及び「2020年工業統計調査(2019年実績)」を基に復興庁作成

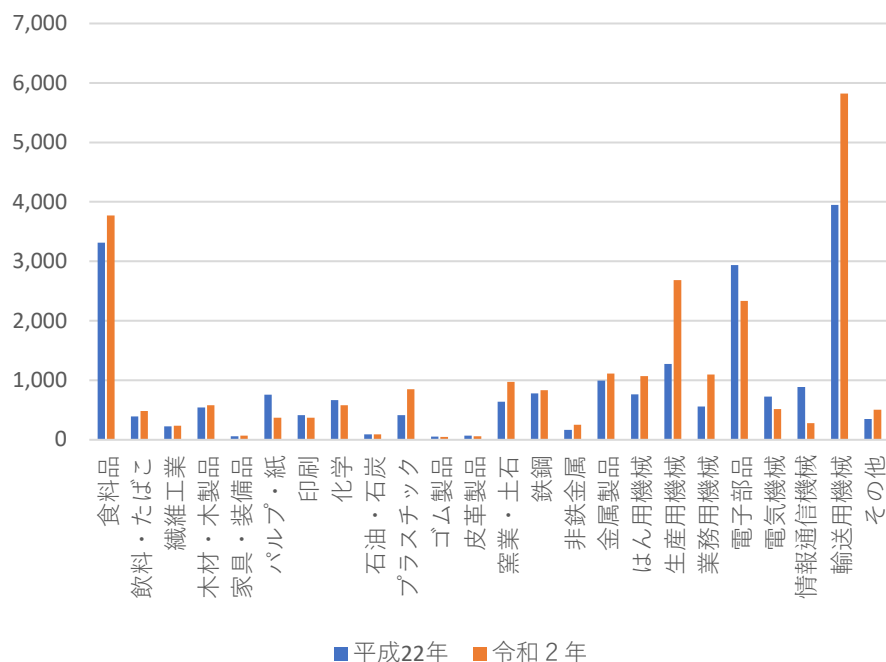
* 2

平成22年＝100とした数値である。

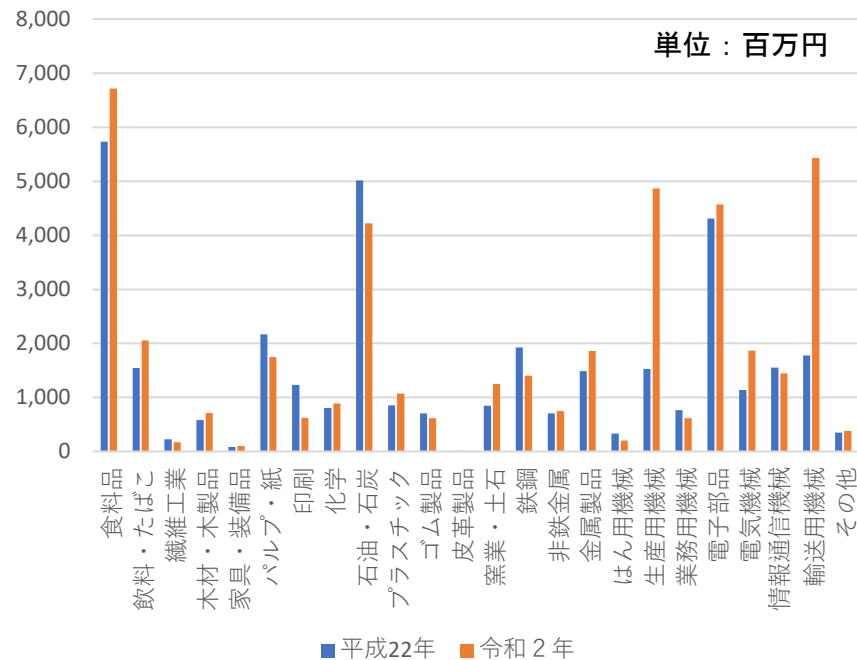
2 成果

岩手県及び宮城県における製造品出荷額等の変化の詳細

岩手県における製造品出荷額等



宮城県における製造品出荷額等

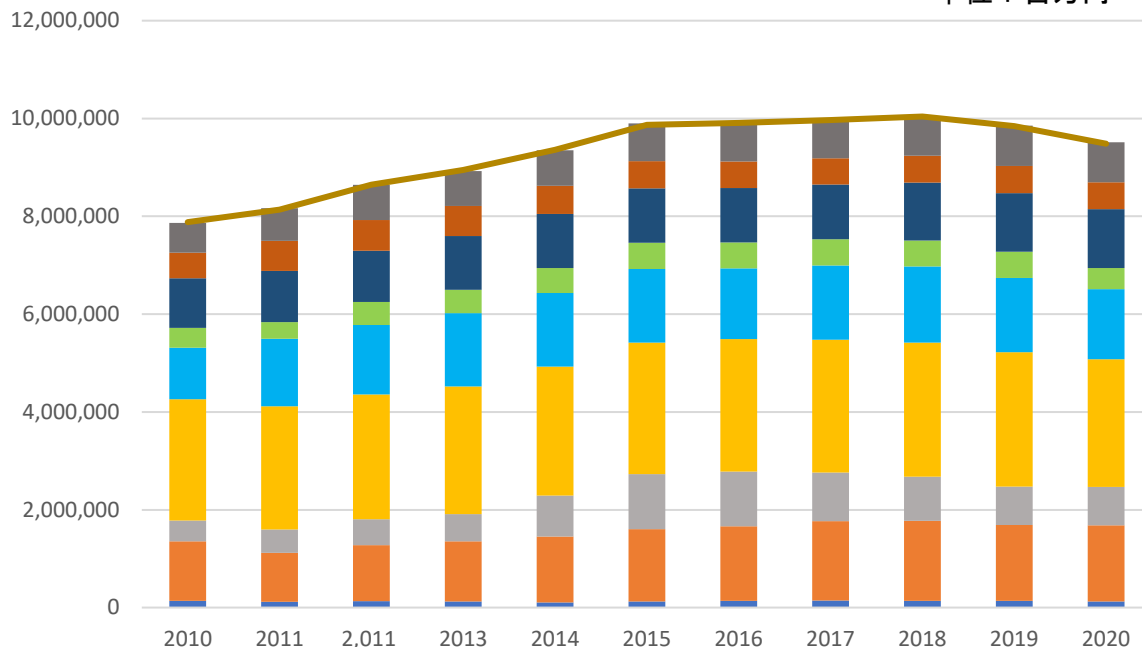


* 1 経済産業省「平成22年工業統計調査」及び総務省・経済産業省「令和3年経済センサス-活動調査（令和2年実績）」を基に復興庁作成

2 成果

宮城県の県内総生産の推移

単位：百万円



- 1 一次産業
- 2 二次産業 (3 建設業除く)
- 3 建設業
- 4 三次産業 (5~9 除く)
- 5 卸売・小売業
- 6 運輸・郵便業
- 7 不動産業
- 8 公務
- 9 保健衛生・社会事業
- 県内総生産

※「一次産業」は農林水産業（農業、林業、水産業）。

※「二次産業（建設業を除く）」に含まれるのは、鉱業、製造業。

※「三次産業（5~9を除く）」に含まれるのは、「電気・ガス・水道・廃棄物処理業」「宿泊・飲食サービス業」「情報通信業」「金融・保険業」「専門・科学技術、業務支援サービス業」「教育」「その他のサービス」。

※2010年度と2011年度以降では、統計の基準が異なるため、単純な比較は困難とされていることに留意が必要。

※県内総生産は、各産業の小計に「輸入品に課される税・関税」「総資本形成に係る消費税」を加算しているため、各産業の小計とは数値が異なる。

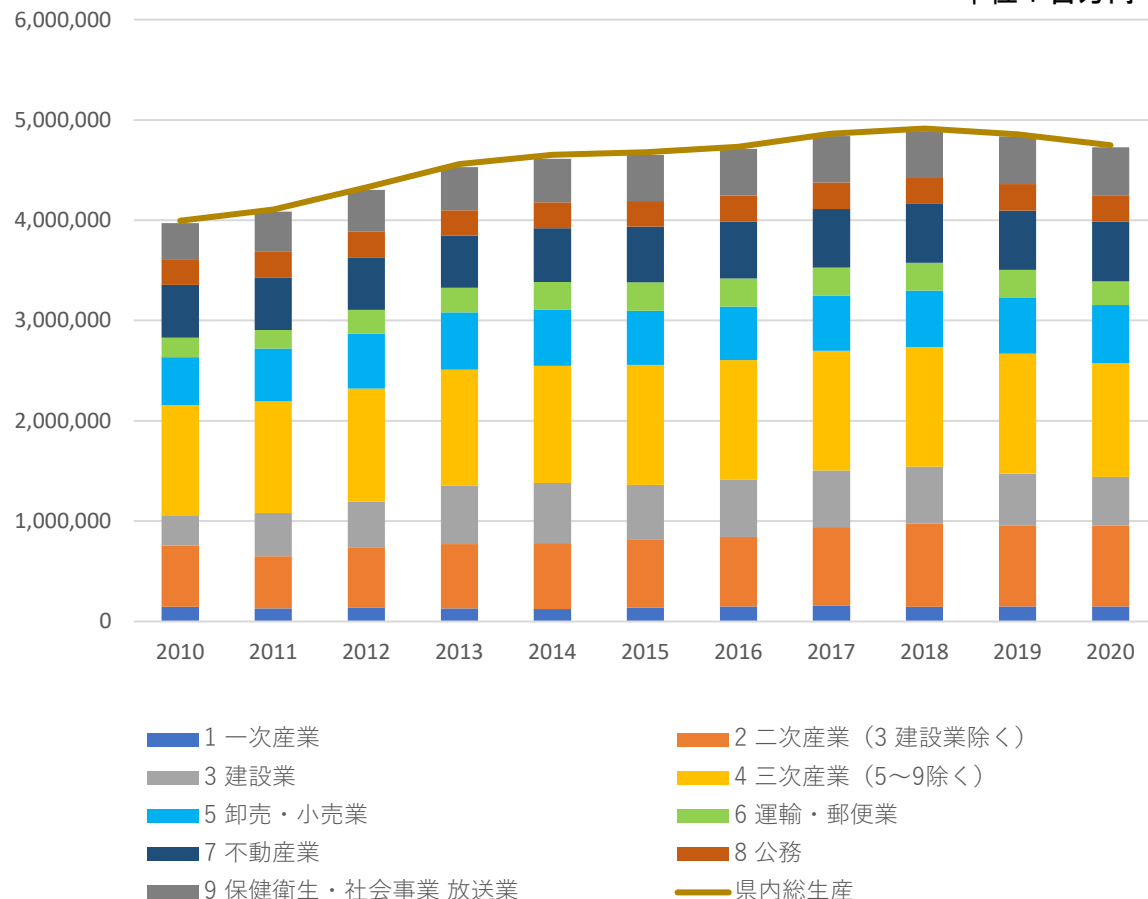
（出典）宮城県「県民経済計算」

※2010年度については平成23年基準（2008SNA）による平成18年度～平成30年度データを使用

2 成果

岩手県の県内総生産の推移

単位：百万円



※「一次産業」は農林水産業（農業、林業、水産業）。

※「二次産業（建設業を除く）」に含まれるのは、鉱業、製造業。

※「三次産業（5～9を除く）」に含まれるのは、「電気・ガス・水道・廃棄物処理業」「宿泊・飲食サービス業」「情報通信業」「金融・保険業」「専門・科学技術、業務支援サービス業」「教育」「その他のサービス」。

※2010年度と2011年度以降では、統計の基準が異なるため、単純な比較は困難とされていることに留意が必要。

※市町村民総生産は、各産業の小計に「輸入品に課される税・関税」「総資本形成に係る消費税」を加除しているため、各産業の小計とは数値が異なる。

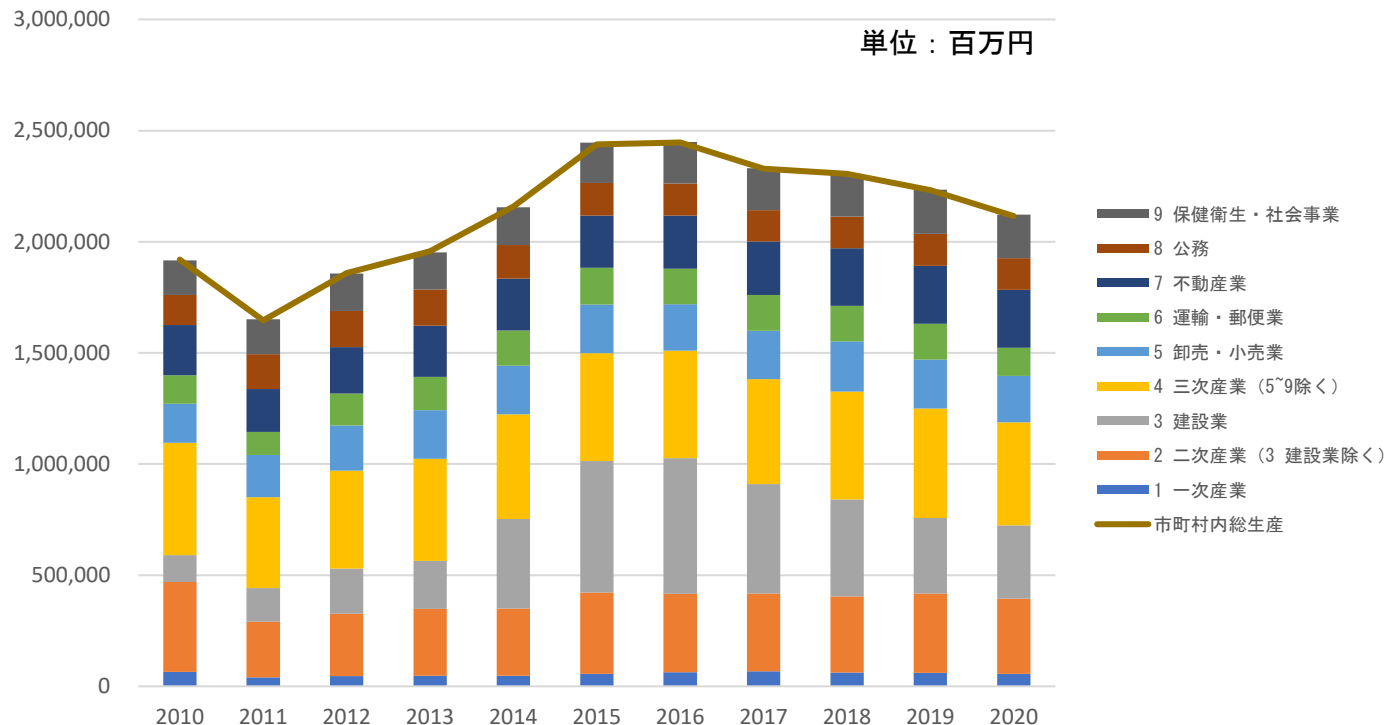
（出典）岩手県「市町村民経済計算」

※2010年度については平成23年基準（2008SNA）

による平成18年度～平成30年度データを使用

2 成果

宮城県被災沿岸市町村の市町村内総生産の推移



沿岸部の被災市町村 (14)

気仙沼市、南三陸町、
石巻市、女川町、東
松島市、松島町、利
府町、塩竈市、多賀
城市、七が浜町、名
取市、岩沼市、亶理
町、山元町

※仙台市は沿岸部の被災市町村ではあるが、今回は対象外としている

※「一次産業」は農林水産業（農業、林業、水産業）。

※「二次産業（建設業を除く）」に含まれるのは、鉱業、製造業。

※「三次産業（5～9を除く）」に含まれるのは、「電気・ガス・水道・廃棄物処理業」「宿泊・飲食サービス業」「情報通信業」「金融・保険業」「専門・科学技術、業務支援サービス業」「教育」「その他のサービス」。

※2010年度と2011年度以降では、統計の基準が異なるため、単純な比較は困難とされていることに留意が必要。

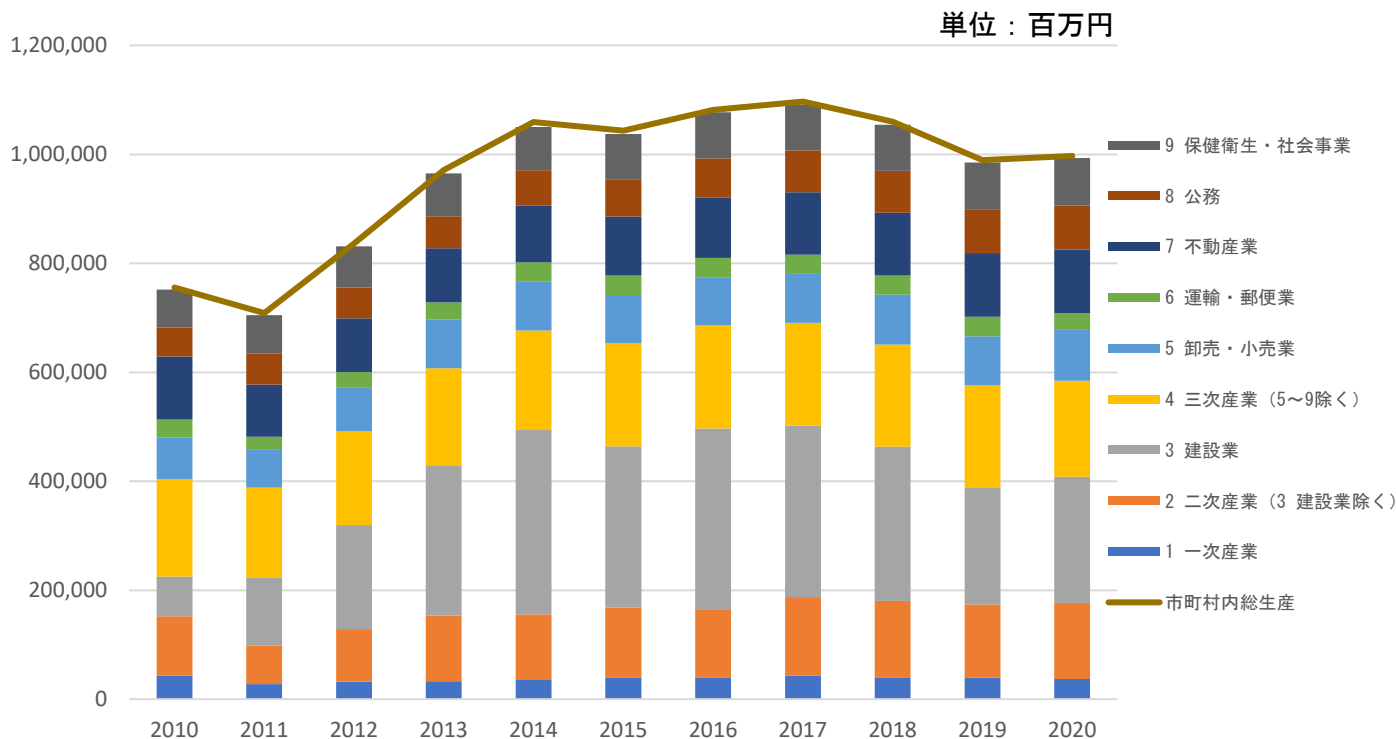
※市町村内総生産は、各産業の小計に「輸入品に課される税・関税」「総資本形成に係る消費税」を加除しているため、各産業の小計とは数値が異なる。

（出典）宮城県「市町村民経済計算」

※2010年度については平成23年基準（2008SNA）
による平成18年度～平成30年度データを使用

2 成果

岩手県被災沿岸市町村の市町村内総生産の推移



沿岸部の被災市町村（12）

洋野町、久慈市、野田村、普代村、田野畑村、岩泉町、宮古市、山田町、大槌町、釜石市、大船渡市、陸前高田市

※「一次産業」は農林水産業（農業、林業、水産業）。

※「二次産業（建設業を除く）」に含まれるのは、鉱業、製造業。

※「三次産業（5～9を除く）」に含まれるのは、「電気・ガス・水道・廃棄物処理業」「宿泊・飲食サービス業」「情報通信業」「金融・保険業」「専門・科学技術、業務支援サービス業」「教育」「その他のサービス」。

※2010年度と2011年度以降では、統計の基準が異なるため、単純な比較は困難とされていることに留意が必要。

※市町村内総生産は、各産業の小計に「輸入品に課される税・関税」「総資本形成に係る消費税」を加除しているため、各産業の小計とは数値が異なる。

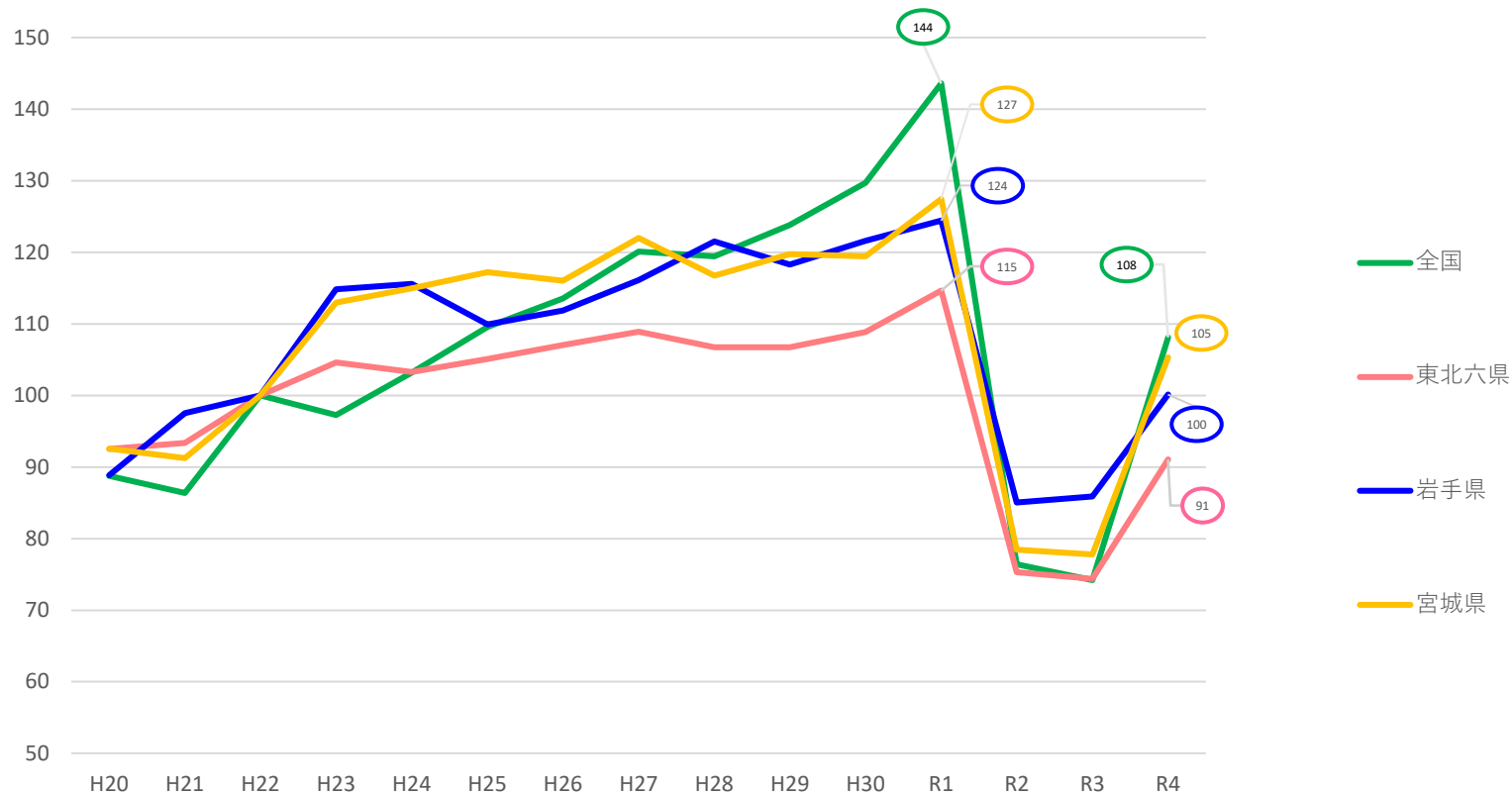
（出典）岩手県「市町村民経済計算」

※2010年度については平成23年基準（2008SNA）

による平成18年度～平成30年度データを使用

2 成果

全国、東北6県、岩手県、宮城県における延べ宿泊者数の動向

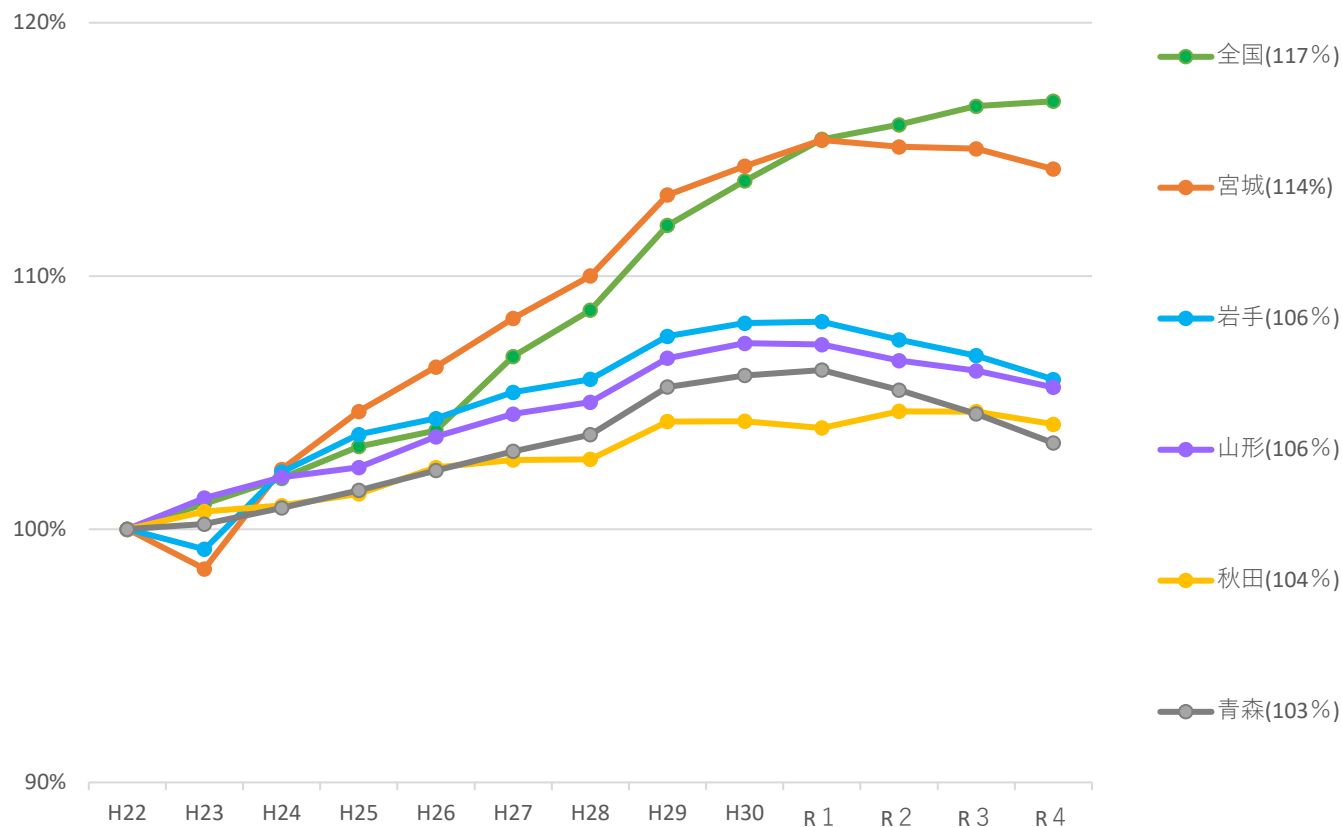


※平成22年=100とした数値

※観光庁「宿泊旅行統計」より復興庁作成

2 成果

全国、岩手県、宮城県における雇用保険被保険者数の推移



※平成22年=100とした数値

※厚労省「雇用保険事業年報」より復興庁作成

5-1 産業・生業（グループ補助金）

1 これまでの主な取組

- 平成23年度には、中小企業組合等共同施設等災害復旧事業（グループ補助金）を措置。
中小企業等のグループが作成した復興事業計画について、県が認定した場合には、計画実施に必要な施設・設備の復旧に係る費用の一部補助を実施した。
- 上記に加え、平成27年度には、被災事業者の状況や、復旧・復興の進展に伴い生じた課題を踏まえ、新分野事業を実施する場合に対応するため、原状回復に必要な経費を上限に、復興事業計画の実施に不可欠な範囲で、施設・設備を新たに整備等するための経費を妨げないとする制度改正等を実施した。
- 累計738グループに対し、11,878件、補助総額5,342億円（うち、国費3,561億円）の交付決定を行った。
（令和6年3月時点）。

2 成果

- 当事業により、被災中小企業等によるグループの復興事業計画が策定され、産業活力の復活やコミュニティの再生等を図り、被災地域の復旧・復興が促進された。
- 売上、経常利益又は雇用数が震災前の水準まで回復した事業者の割合：77%
（※）成果目標値は、「売上、経常利益又は雇用者が震災前の水準まで回復した事業者の割合：80%」
（令和4年度 東日本大震災グループ補助金フォローアップ調査（東北経済産業局）に基づき算出）
- 震災直後は事業者自身で適正な事業規模を判断することが困難なことから、支援機関・金融機関等と連携し計画的で適正規模の復旧を支援する対応が重要であるとの教訓が得られた。

参考データ

○グループ補助金の交付実績、業種別割合、被支援者累計

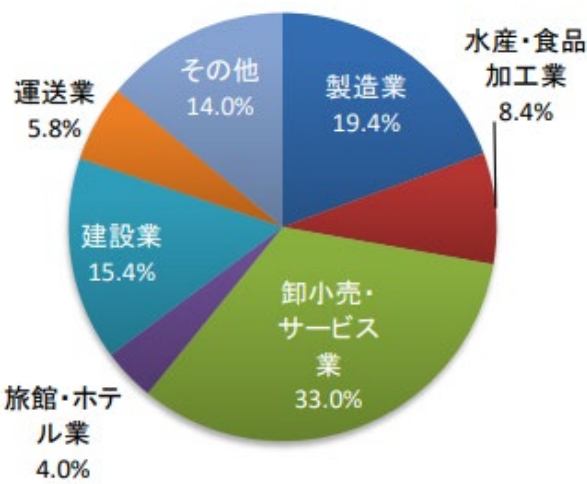
グループ補助金の実績（令和6年3月時点）

これまで738グループに対し、
国費3,561億円（県費とあわせて5,342億円）を支援。

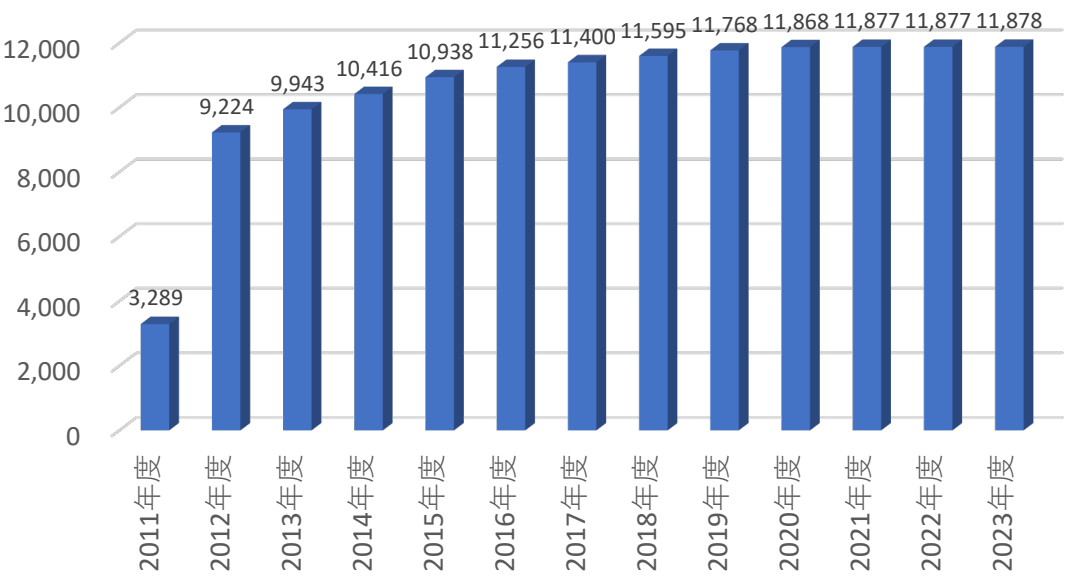
	グループ	補助金 交付決定件 数	補助総額 （国県）	うち国費
北海道	6グループ	36件	10億円	6億円
青森県	10グループ	208件	86億円	57億円
岩手県	135グループ	1,573件	919億円	613億円
宮城県	256グループ	4,487件	2,823億円	1,882億円
福島県	264グループ	3,974件	1,276億円	851億円
茨城県	58グループ	1,432件	195億円	130億円
栃木県	1グループ	14件	5億円	3億円
千葉県	8グループ	154件	28億円	19億円
計	738グループ	11,878件	5,342億円	3,561億円

県が計画認定、国1/2と県1/4補助。
国費は、H23第1次補正155億円、H23第2次補正100億円、
H23予備費1249億円、H24・500億円、H24予備費801億円、
H25・250億円、H25補正・204億円、H26・221億円、H27・400億円、
H28・290億円、H29・210億円、H30・150億円、R1・76億円、
R2・140億円、R3・64億円、R4・22億円、R5・27億円

令和4年11月実施東日本大震災グループ補助金 フォローアップ調査における業種別回答者数割合（4397社）



グループ補助金 被支援者累計 単位：件



（出典）東日本大震災からの復興の現状と取組

関連指標等

○グループ補助金の活用事例

株式会社阿部長商店 (宮城県気仙沼市)

1961年創業し、生鮮出荷や加工品製造などの水産事業等を展開。東日本大震災により、8つの工場が全壊し、冷凍保管していた原料も流出。グループ補助金を活用して各工場の再建を進め、2014年にはグループ基幹工場となる気仙沼食品新工場が完成。2017年度には売上高が東日本大震災発生前の水準まで回復。



元正栄北日本水産株式会社のあわび養殖施設 (岩手県大船渡市)

東日本大震災により、三つの工場がすべて被災したが、被災直後、被災した施設内から奇跡的にあわびの成貝が見つかり、復旧を決意。無事だったあわびの成貝から採卵に成功し、北里大学三陸臨海教育研究センターの一面を借りて生育に成功。グループ補助金を活用し、2014年4月に養殖施設を再建し、種苗生産を再開。2016年から商品出荷を再開。



参考：これまでの議論

東日本大震災の復興施策の総括（令和元年10月23日）

3. 産業・生業の再生 - （1）産業復興の加速化

○今後の課題

- ・ 製造品出荷額等は、沿岸部の地方公共団体間で回復の状況に幅があり、販路確保・開拓や人材確保については、地域の実情・課題に応じて、適切な事業者支援のあり方の検討が必要。
- ・ 復興特区税制については、著しい被害を受けた地域が引き続き、しっかりと産業復興に取り組めるよう、対象地域を重点化した上で、適用期限の適切な延長について検討が必要。
- ・ 人材確保対策においては、即戦力となる人材採用のノウハウの蓄積が課題。

○今後の大規模災害に向けた教訓

- ・ 平時から地方公共団体単位で事業者の状況を把握し、支援を検討しておくことが、発災時の迅速な支援に寄与。
- ・ 事業者が補助金等を活用する際に、よりきめ細かな情報提供や助言が必要。

参考：これまでの議論

東日本大震災 復興政策10年間の振り返りポイント（令和5年8月29日）

13. 産業・生業の再生

○主な評価・教訓

- ・企業活動に係る指標は概ね震災前の水準程度に回復するなど、全体として被災地の迅速な復旧・復興につながった。
- ・グループ補助金を活用した事業者の一部は過剰な設備投資により自己負担分の融資返済が困難な状況にある、先が見通せない震災直後は過大な申請を行いがちで段階的な支援が必要との指摘がある。
このため、支援機関・金融機関等と連携し計画的で適正規模の復旧を支援する対応をとっており、今後の災害時にも同様の対応が必要。
- ・金融支援では、事業環境変化等も含めて個々の被災事業者の置かれた状況に応じきめ細かく対応することが重要。
- ・産業面でも復興事前準備を考えると、あるべき復興の姿と現状のギャップを分析して今後の復興に生かすことが必要との意見がある

参考：行政レビューシート抜粋

○ 事業の目的

地域経済の核となる中小企業等グループが復興事業計画（県の認定によるもの）に基づき、その計画に必要な施設等の整備等を行う場合に、国と県が補助することによって、東日本大震災に係る被災地域の復旧及び復興を促進することを目的とする。

○ 予算額・執行額(単位：百万円)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度要求
予算の 状況	当初予算 (A)	14,036	6,428	2,246	2,707	988
	補正予算 (B)	-	-	-	-	
	前年度から繰越し (C)	17,933	14,416	6,924	1,137	-
	翌年度へ繰越し (D)	▲ 14,416	▲ 6,924	▲ 1,137	-	
	予備費等 (E)	-	-	2	-	
	計 (F) = (A)+ (B)+ (C)+ (D)+ (E)	17,553	13,920	8,035	3,844	988
執行額 (G)		10,405	5,304	2,940		

○ 事業の目的

地域経済の核となる中小企業等グループが復興事業計画（県の認定によるもの）に基づき、その計画に必要な施設等の整備等を行う場合に、国と県が補助することによって、東日本大震災に係る被災地域の復旧及び復興を促進することを目的とする。

○ 活動内容

地域経済の核となる中小企業等グループが復興事業計画に基づき、その計画に不可欠な施設等の整備を行う場合に、原則として国が1/2、県が1/4を補助する。

○ 活動目標及び活動実績①（アウトプット）

活動目標	活動指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	5年度 活動見込	6年度 活動見込
中小企業等が施設等の復旧を行う。	補助金交付件数 (交付決定事業者数)	活動実績	事業者	100	9	0	-	-
		当初見込み	-	-	-	-	10	-

１ これまでの主な取組

○ 平成25年度より、津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金を実施。（令和5年度で公募終了）

１）製造業等立地支援事業

- ・ 概要：工場等の新增設に係る経費の一部を補助
- ・ 目的：津波・原子力災害被災地域への企業の立地を円滑に進め、雇用を創出する
- ・ 交付決定：478件、2,014億円（令和6年３月時点）

２）商業施設整備事業（平成28年3月までに採択された福島12市町村内の公設商業施設を除く）

- ・ 概要：商業施設（商店街）の整備の支援（「まちなか再生計画」の作成と経費の一部補助）
- ・ 目的：津波・原子力災害被災地域において住民生活を支える商業機能の回復を促進する
- ・ 支援実施：13商業施設、43億円（令和6年３月時点）

2 成果

1) 製造業等立地支援事業

- ・被災地外からの企業の誘致や被災地内の既存企業の生産能力向上等を支援。
- ・総投資額：7,478億円（令和6年3月時点速報値。交付決定ベース）
（※）成果目標値は、「6,500億円（令和7年度交付決定ベース）」
- ・雇用創出見込み数：6,013人（令和6年3月時点速報値。採択ベース）
（※）成果目標値は、「新規地元雇用者数累計：約6,000人（事業完了ベース）」

2) 商業施設整備事業

- ・「まちの復興のシンボル」となる施設が誕生し、整備後も持続的な運営が可能になっている。
- ・各整備商業施設における営業店舗数の合計：184店舗（令和4年度末時点）
（※）成果目標値は、「各整備商業施設における営業店舗の合計：153店舗」

○事例

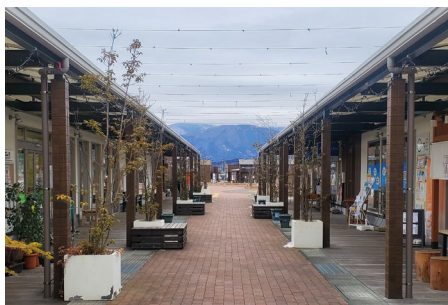
製造業等立地支援事業 株式会社松島蒲鉾本舗 「多賀城工場直売店」 (宮城県多賀城市)

グループ補助金を活用し、松島町の小売店舗3店舗と塩釜工場を震災3か月後と早期に復旧し、営業を再開。早期復旧を果たすだけでなく、工場の生産能力増強等を目指し、津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金を活用、多賀城市に新規工場建設を実施。2018年には震災前を超える売上げを達成。



商業施設整備事業 株式会社キャッセン大船渡 「キャッセン大船渡」 (岩手県大船渡市)

津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金を活用して整備。大船渡市は市の復興計画において、大船渡駅前地区を「商業・業務機能の再集積、物流・観光の拠点」と位置づけ、持続可能なまちの形成を目指して、民間主体の「エリアマネジメント」によるまちづくりの仕組みを創造。「100年後に引き継ぐマチ文化創造」を目指した活動を継続している。



商業施設整備事業 女川みらい創造株式会社 「シーパルピア女川」 (宮城県女川町)

女川みらい創造株式会社が、津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金を活用して整備し、運営している商店街。駅周辺の温泉施設や滞在型施設と連携することで、集客の相乗効果を発揮し、町内外から多くの人を呼び込み、復興のシンボルとして女川町のにぎわいを創出。



東日本大震災の復興施策の総括（令和元年10月23日）

3. 産業・生業の再生 - （1）産業復興の加速化

○今後の課題

- ・ 製造品出荷額等は、沿岸部の地方公共団体間で回復の状況に幅があり、販路確保・開拓や人材確保については、地域の実情・課題に応じて、適切な事業者支援のあり方の検討が必要。
- ・ 復興特区税制については、著しい被害を受けた地域が引き続き、しっかりと産業復興に取り組めるよう、対象地域を重点化した上で、適用期限の適切な延長について検討が必要。
- ・ 人材確保対策においては、即戦力となる人材採用のノウハウの蓄積が課題。

○今後の大規模災害に向けた教訓

- ・ 平時から地方公共団体単位で事業者の状況を把握し、支援を検討しておくことが、発災時の迅速な支援に寄与。
- ・ 事業者が補助金等を活用する際に、よりきめ細かな情報提供や助言が必要。

東日本大震災 復興政策10年間の振り返りポイント（令和5年8月29日）

13. 産業・生業の再生

○主な評価・教訓

- ・ 企業活動に係る指標は概ね震災前の水準程度に回復するなど、全体として被災地の迅速な復旧・復興につながった。
- ・ グループ補助金を活用した事業者の一部は過剰な設備投資により自己負担分の融資返済が困難な状況にある、先が見通せない震災直後は過大な申請を行いがちで段階的な支援が必要との指摘がある。
このため、支援機関・金融機関等と連携し計画的で適正規模の復旧を支援する対応をとっており、今後の災害時にも同様の対応が必要。
- ・ 金融支援では、事業環境変化等も含めて個々の被災事業者の置かれた状況に応じきめ細かく対応することが重要。
- ・ 産業面でも復興事前準備を考えると、あるべき復興の姿と現状のギャップを分析して今後の復興に生かすことが必要との意見がある。

参考：基金シート抜粋

○ 事業の目的
東日本大震災による津波浸水地域及び原子力災害により甚大な被害を受けた地域を対象に、企業立地補助制度による雇用の創出や商業回復を通じて地域経済の活性化を図り、産業復興を加速すること。

○ 活動内容①
東日本大震災による津波浸水地域及び原子力災害により甚大な被害を受けた地域を対象に、工場等の新增設を行う企業を支援し、雇用の創出を通じて地域経済の活性化を図る。

○ 活動目標及び活動実績①（アウトプット）

活動目標	活動指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	5年度 活動見込	6年度 活動見込
アウトカムに掲げる6,000人の雇用の達成に向け、交付決定を実施する。	企業立地件数(交付決定ベース)(累計) (注)本事業は複数年に渉る基金事業であり、活動実績値への反映は予算措置年度より後になる場合がある。 なお、当初見込みは当該年度に措置した予算によってもたらされる見込みを記載。	活動実績	件	486	501	513	-	-
		当初見込み	件	-	-	-	530	-

○ 成果目標①の設定理由（アウトプットからのつながり）
本補助金により企業立地を支援することで、雇用に先立ち投資が促進される。

○ 成果目標及び成果実績①（短期アウトカム）

成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標年度		
							令和	7	年度
補助事業を通して企業の投資を促進する	総投資額(交付決定ベース)(累計)	成果実績	億円	5,861	6,048	6,275	-		
		目標値	億円	-	-	-	6,500		
		達成度	%	90	93	97	-		

○ 成果実績及び目標値の根拠として用いた統計・データ名(出典)
最終目標の総投資額6,500億円に対し、成果実績は順調に推移している。交付申請書記載の補助事業に要する経費より実績値を算出している。

参考：基金シート抜粋

- 成果目標①の設定理由（短期アウトカムからのつながり）
本補助金により企業立地を支援することで、雇用の創出が促進される。
- 成果目標及び成果実績①（長期アウトカム）

成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標最終年度		
							令和	8	年度
約6,000人の雇用	新規雇用者(事業完了(実績報告書提出)ベース)(累計)	成果実績	人	4,601	5,062	5,115	-		
		目標値	人	-	-	-	6,000		
		達成度	%	77	84	85	-		

- 成果実績及び目標値の根拠として用いた統計・データ名(出典)
最終目標の新規雇用者6,000人に対し、成果実績は順調に推移している。実績報告書記載の新規地元雇用者数により実績値を算出している。
- 活動内容②
東日本大震災により甚大な被害を受けた市町村を対象に、商業施設の整備費等を支援することにより、産業の立地等の促進を図る。
- 成果目標及び成果実績②（長期アウトカム）

成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標最終年度		
							令和	7	年度
津波浸水地域の自治体が策定したまちなか再生計画に記載された店舗数と同程度の店舗開設数	各整備商業施設における営業店舗数の合計	成果実績	件	181	183	184			
		目標値	件	153	153	153	153		
		達成度	%	118	120	120			

- 成果実績及び目標値の根拠として用いた統計・データ名(出典)
成果実績は、補助事業により整備された施設における当該年度末時点の実際の店舗数。目標値についてはまちなか再生計画で記載されている店舗数の合計値。

参考：基金シート抜粋

○収入・支出等（単位：百万円）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込み
前年度末基金残高(a)		107,597	95,897	72,764	63,568
収入	国からの 資金交付額	-	-	-	-
	運用収入	5	20	19	20
	(うち国費相当額)	(5)	(20)	(19)	(20)
	その他	251	4	-	-
	合計(b)	256	24	19	20
支出	事業費	11,010	22,734	8,799	6,038
	管理費	447	424	416	344
	(うち基金設置法人 の事務費)	(426)	(402)	(394)	(322)
	(うち基金設置法人 の人件費)	(22)	(22)	(22)	(22)
	合計(c)	11,457	23,158	9,215	6,382
国庫返納額(d)		499	-	-	-
当年度末基金残高 (a+b-c-d)		95,897	72,764	63,568	57,207
	(うち国費相当額)	(95,897)	(72,764)	(63,568)	(57,207)

1 これまでの主な取組

【二重ローン問題への対応】

震災の発生直後より、既往債務が負担になり新規の資金調達が困難となる等の問題（いわゆる二重ローン問題）が生じており、震災により過大な債務を負っている事業者の負担を軽減しつつ、その被災地域での再生を支援する必要があった。

こうした二重ローン問題に対応するため、平成23年度に東日本大震災の被災各県における中小企業再生支援協議会の体制を拡充するかたちで、「産業復興相談センター」及び「産業復興機構」を被災各県に設置した。

また、平成24年2月には、議員立法に基づき、「株式会社東日本大震災事業者再生支援機構」が設立され、同年3月に業務開始した。

【産業復興機構について】

総合窓口である「産業復興相談センター」及び債権買取等を行う「産業復興機構」が、相談から事業計画の策定、震災前債権の買取や返済条件の緩和まで一体的に支援し、中小事業者等の事業再生を支援してきた。

【株式会社東日本大震災事業者再生支援機構（CREB）について】

「株式会社東日本大震災事業者再生支援機構」については、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（議員立法）に基づき、新規の支援決定は、当初、平成29年3月までの期限とされていたところ、まず平成28年12月に主務大臣認可により1年の期限延長、その後、平成30年2月に議員立法による支援機構法改正により3年の期限延長が行われ、令和3年3月31日の期限とされた。

これまでに747件の支援決定を行い、震災前借入金を金融機関から買い取り、事業者の返済負担を軽減するほか、運転資金や工場建設資金等について金融機関による新規融資実行の調整、また、金融機関と連携して事業価値向上のためのソリューション提供等の経営支援を行い、その再生を支援してきた。

2 成果

産業復興相談センター・産業復興機構においては、令和3年3月末までに339件の債権買取を実施した（岩手県110件、宮城県144件、福島県49件、茨城県20件、千葉県16件）。産業復興機構が債権を買取った事業者は、元本・利息の支払いが最長10年間凍結されることで、震災前借入金の返済負担が軽減されるとともに、取引金融機関から新規融資を受けることが可能となった。債権買取先のうち、令和6年3月末までに264件の支援が完了した（全体の約77%、岩手県98件、宮城県116件、福島県32件、茨城県13件、千葉県5件）。また、令和6年3月末までに、債権買取以外の金融支援の合意を1,152件取り付けた。

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構においては、法律で定められた令和3年3月末までに747件に対して支援決定を行ってきた（青森県で56件、岩手県で167件、宮城県で346件、福島県で89件、茨城県で60件、千葉県で13件、その他地域で16件）。このうち、令和6年3月末までに338件の支援が完了した（全体の約45%、青森県で40件、岩手県で70件、宮城県で148件、福島県で46件、茨城県で19件、千葉県で5件、その他地域で10件。）。

再生の一事例としては、機構が債権の買取り、債務免除を行うとともに、収益意識欠如により赤字経営が常態化し、経理帳簿が未整備で収支の把握が困難であったところ、専任経理担当者の配置、棚卸の厳格化等について機構が助言を行い、粗利益率が顕著に向上。機構への債務弁済をもって、支援完了となった事例がある。

関連指標等

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構における地域別の支援決定先等の状況（令和6年3月末時点）

(単位: 先)

被災地区分	青森県		岩手県							宮城県							福島県				茨城県	千葉県	その他地域	被災地 総合計	
	八戸市	三沢・おいらせ・階上他	久慈市・岩手沿岸北	宮古市	大槌町・山田町	釜石市	大船渡市	陸前高田市	盛岡・北上・一関他	南三陸町	気仙沼市	石巻市	女川町	塩竈市等	仙台市	名取以南・内陸	浜通り（相双）	いわき市	中通り	会津他					
支援決定	49	7	18	45	36	13	23	11	21	5	47	109	15	55	65	50	13	24	45	7	60	13	16	747	
	56		167							346							89				60	13	16	747	
	大口	7		1	1				3		6	5	1	1	2	2	1		3		7	3	2	45	
	中口	17	2	9	9	9	4	7	1	9	3	17	42	8	25	15	16	6	13	27	5	37	7	9	297
	小口	25	5	9	35	26	9	16	10	9	2	24	62	6	29	48	32	6	11	15	2	16	3	5	405
支援完了 (令和6年3月末)	40		70							148							46				19	5	10	338	
令和5年12月末比	+2		+3							+15							+2				+2			+24	

※ 支援決定件数は令和3年3月末時点の計数。

(注1) 大口＝借入金10億円以上、中口＝借入金1～10億円未満、小口＝1億円未満
(注2) その他＝栃木県、長野県、静岡県等
(注3) 塩竈市等には、東松島市・松島町・利府町・多賀城市・七ヶ浜町を含む

産業復興相談センターの活動状況（令和6年3月31日時点）

1. 相談受付および支援対応の状況

（単位：件）

相談センター名 （相談受付開始日）	岩手県 （H23/10/7）	宮城県 （H23/11/16）	福島県 （H23/11/30）	青森県 （H23/12/19）	茨城県 （H23/11/7）	千葉県 （H24/3/5）	合計
相談受付件数	1,464	1,695	1,999	791	517	770	7,236
関係金融機関等による金融支援の合意取付	332	361	319	229	60	190	1,491
うち 産業復興機構による債権買取決定	110	144	49	—	20	16	339
うち 買取支援完了	104	129	34	—	14	7	288
うち 法的破綻	2	8	0	—	0	1	11
うち 私的整理等	4	5	2	—	1	1	13
うち その他の金融支援（債権買取決定以外）	222	217	270	229	40	174	1,152
東日本大震災事業者再生支援機構へ引継	55	100	30	4	5	2	196
相談対応中、各種助言、専門家・支援機関の紹介、制度説明等で終了	1,077	1,234	1,650	558	452	578	5,549

（注1）買取支援完了は、金融機関からの融資によるExit先等の累計。

2. 金融支援の内容

（単位：件）

	産業復興機構 による債権買取	直接放棄	第二会社方式	DDS、DES	貸出条件変更	その他金融支援	特別リスケジュール
全県相談センター合計	339	8	23	67	948	275	170

（注2）一案件につき、複数の支援手法を用いるケースがあるため、上記「関係金融機関等による金融支援の合意取付」の件数とは一致しない。

（注3）DDSは、産業復興機構による債権買取に伴って実施したDDSは除く。

関連指標等

○関連条文

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成二十三年法律第百十三号）

（支援決定）

第十九条

1～6 （略）

7 支援決定は、機構の成立の日から平成三十三年三月三十一日までの期間内に行わなければならない。ただし、被災地域の復興の状況を勘案して必要があると認められる場合には、主務大臣の認可を受けて、一年を限り、その期間を延長することができる。

（債権の管理及び処分等）

第二十七条（略）

2～4 （略）

5 機構は、経済情勢、対象事業者の事業の状況等を考慮しつつ、支援決定の日から十五年以内に、当該支援決定に係る全ての再生支援を完了するように努めなければならない

（主務大臣）

第五十六条 この法律における主務大臣は、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣とする。ただし、第十八条、第十九条第六項及び第七項、第二十二条第四項、第二十五条第二項、第二十七条第四項、第四十一条並びに第四十二条第一項に規定する主務大臣は、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣とする。

2・3 （略）

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構との連携に関する要請文

令和 6 年 4 月 12 日
金 融 庁
農 林 水 産 省

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構との連携について

本年 3 月 19 日に、政府において「第 2 期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について」が閣議決定され、その中で、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構（以下「機構」という。）については、引き続き、「機構による二重ローン対策については、同機構の効率的な運営を徹底しつつ、販路開拓等のソリューション提供も含めた様々なサービス提供を強化し、第 1 期復興・創生期間の終了までに支援決定した事業者の再生に全力で取り組む。」とされました。

震災から 13 年を経て、今後、機構の事業再生計画期間（支援決定から最長 15 年）の終了する案件が多く発生することが見込まれることから、被災事業者の再生支援を一層促進するため、傘下の金融機関に対して、下記の点について周知徹底方宜しくお願い致します。

記

震災以降の時間の経過とともに、被災事業者を取り巻く環境も変化してきた中、支援決定を行った事業者の事業再生について、機構による事業再生に向けた取組みに加え、事業再生計画期間の終了後も見据え、支援決定時に支援を表明した金融機関の関与がこれまで以上に期待されるようになっていく。

こうした中、関係する金融機関は、本部・支店で協働した組織的な支援体制の下、機構と十分な連携を図り、被災事業者の事業について主体的かつ継続的にモニタリング及び支援を行うこと。

また、被災事業者がおかれた環境は厳しいものがある中、個々の事業者が抱える課題を踏まえ、支援完了に向けて必要な支援を主体的かつ継続的に事業者ごとに検討し、着実に実施していくこと。

以 上

産業復興機構との連携に関する要請文

令和 4 年 4 月 28 日
財 務 省
厚 生 労 働 省
農 林 水 産 省
中 小 企 業 庁

株式会社日本政策金融公庫
株式会社商工組合中央金庫
一般社団法人全国信用保証協会連合会

「産業復興機構による債権買取事業者」に対する支援等について

東日本大震災に伴う二重ローン問題対応として設置した産業復興機構による被災事業者の債権買取につきましては、産業復興機構が震災前債権を買取った事業者（以下、「債権買取事業者」という。）の経営再建に向けた資金繰り・経営改善支援等に着実に取り組んでいただいていますことに感謝申し上げます。

震災から 11 年が経過し、令和 4 年度以降、債権買取から最長 10 年間の支援期間満了により、事業者が官民金融機関から融資を受けて産業復興機構に一括返済して債権を買い戻す（以下、「エグジット」という。）時期が到来することとなります。

この間の債権買取事業者の経営動向をみますと、事業者の懸命な努力と関係機関の各種支援により、経営再建が順調に進捗している事例も数多くみられますが、人口減少等の構造問題に加えて、相次ぐ自然災害の発生、原子力災害に伴う影響のほか、新型コロナウイルス感染症の影響から、厳しい経営状況に置かれている事業者が一定数存在する状況です。

政府では、昨年 3 月 9 日、「第 2 期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針」を閣議決定し、債権買取事業者の再生を実現するべく引き続き取り組むこととしており、エグジットに向けて必要となる融資等への支援につきましても、民間金融機関を中心とした取組を推進するべく、債権買取事業者のメイン金融機関等を個別に訪問等して協力を依頼しているところ です。

つきましては、エグジット支援の徹底及び協調体制の一層の充実等の観点から、貴機関にもこれまで同様のご支援をお願いするべく、以下の事項を要請いたしますので、貴機関の職員等への周知・徹底をお願いいたします。

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構等との連携に関する要請文（令和6年6月28日）

令和6年6月28日
内閣府
財務省
厚生労働省
農林水産省
中小企業庁

記

株式会社日本政策金融公庫
沖縄振興開発金融公庫
株式会社商工組合中央金庫
一般社団法人全国信用保証協会連合会
独立行政法人農林漁業信用基金
全国農業信用基金協会協議会
全国漁業信用基金協会
宮城県漁業信用基金協会
長崎県漁業信用基金協会
全国遠洋沖合漁業信用基金協会

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構等との連携について

本年3月19日に、政府において「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について」が閣議決定され、その中で、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構（以下「機構」という。）については、引き続き、「機構による二重ローン対策については、同機構の効率的な運営を徹底しつつ、販路開拓等のソリューション提供も含めた様々なサービス提供を強化し、第1期復興・創生期間の終了までに支援決定した事業者の再生に全力で取り組む。」とされました。

震災から13年を経て、今後、機構の事業再生計画期間（支援決定から最長15年）の終了する案件が多く発生することが見込まれることから、被災事業者の再生支援を一層促進するため、貴機関の職員等に対して、下記の点について周知徹底方宜しくお願い致します。

震災以降の時間の経過とともに、被災事業者を取り巻く環境も変化してきた中、支援決定を行った事業者の事業再生について、機構による事業再生に向けた取組みに加え、事業再生計画期間の終了後も見据え、支援決定時に支援を表明した金融機関はもちろん、日本政策金融公庫や信用保証協会等による関与がこれまで以上に期待されるようになっている。

■ 株式会社商工組合中央金庫

株式会社商工組合中央金庫は支援決定時に支援を表明した金融機関として、本部・支店で協働した組織的な支援体制の下、機構と十分な連携を図り、被災事業者の事業について主体的かつ継続的にモニタリング及び支援を行うこと。

また、被災事業者がおかれた環境は厳しいものがある中、個々の事業者が抱える課題を踏まえ、支援完了に向けて必要な支援を主体的かつ継続的に事業者ごとに検討し、着実に実施していくこと。

■ 日本政策金融公庫・一般社団法人全国信用保証協会連合会等

日本政策金融公庫及び信用保証協会等は、支援決定時に支援を表明した金融機関や機構と十分な連携を図り、個々の事業者が抱える課題を踏まえ、事業再生に必要な金融支援について引き続き最大限の検討・配慮を行うとともに、支援完了に向けて、今後の見通し等を踏まえ、個別事業者の実情やニーズに応じて経営再建等に資する制度の活用を積極的に提案していくこと。

東日本大震災の復興施策の総括（令和元年10月23日）

Ⅲ．復興を支える仕組み - 2．法制度 - （3）東日本大震災事業者再生支援機構法等

○今後の課題

- ・ 東日本大震災事業者再生支援機構については、支援決定期限の令和2年度末までの期間に、支援措置の周知を徹底し、できる限り多くの事業者が制度を活用できるよう、全力で実施。
- ・ 支援継続中の事業者を、事業再生計画の完了まで支援。

○今後の大規模災害に向けた教訓

- ・ 第三者の関係機関（官民合同チーム等）との連携の早期開始が重要。
- ・ 支援継続中事業者のモニタリングにおいて、金融機関との情報共有・連携体制の構築が重要。

東日本大震災 復興政策10年間の振り返りポイント（令和5年8月29日）

13. 産業・生業の再生

○ 主な評価・教訓

- ・ 企業活動に係る指標は概ね震災前の水準程度に回復するなど、全体として被災地の迅速な復旧・復興につながった。
- ・ グループ補助金を活用した事業者の一部は過剰な設備投資により自己負担分の融資返済が困難な状況にある、先が見通せない震災直後は過大な申請を行いがちで段階的な支援が必要との指摘がある。
このため、支援機関・金融機関等と連携し計画的で適正規模の復旧を支援する対応をとっており、今後の災害時にも同様の対応が必要。
- ・ 金融支援では、事業環境変化等も含めて個々の被災事業者の置かれた状況に応じきめ細かく対応することが重要。
- ・ 産業面でも復興事前準備を考えると、あるべき復興の姿と現状のギャップを分析して今後の復興に生かすことが必要との意見がある。

1 これまでの主な取組

【新ハズオン支援について】

- 平成24年度より、被災地域企業に専門家を派遣し、民間企業から出向の復興庁職員のノウハウも活用して、経営層との対話を通じた経営課題の特定・共有及び、その解決を図る取組を実施。
- 具体的には、新商品・サービスの開発、既存商品の高付加価値化、販路拡大、生産性向上・効率化等の課題解決に取り組む企業又は複数の事業者で構成するグループに対し、専門家等が伴走して支援を実施。
- また、令和5年度からは、商談会への出展を通じた販路拡大の実現に向けて専門家等が伴走してグループ単位で実施する販路拡大グループ支援、後継者難等の悩みを抱える事業者に対する事業承継の実現に向けた支援（例えば、簡易な事業価値査定、日本政策金融公庫のマッチング制度への登録サポート）を実施。

【結の場について】

- 平成24年度より、被災地企業と支援企業（経営資源の豊富な大企業等）とのマッチングを通じて被災地企業において販路拡大をはじめとする幅広い経営課題を解決する結の場を実施。

2 成果

【新ハンズオン支援について】

- 新ハンズオン支援事業の支援対象は、被災3県の個社（個社支援）又はグループ（グループ支援）としており、これまでに、延べ 324 社の個社支援、延べ 92 件・368 社のグループ支援を実施。そのうち、個社支援については、製造業（水産・食品加工業を含む）が198件と過半数を占めたが、その他にも宿泊業、サービス業、卸小売業など多様な業種を支援した。グループ支援についても、製造業のほか、複数業種の事業者から成るグループも含め多様な業種を支援した。
- 昨年度の支援先事業者からは、「売上が一昨年度比約3倍に増えた」、「ネット販売の売上が増加した」、「商談会でのマッチング先と成約できた」、「販売ターゲットや販売方針を明確にできた」等の声が聞かれた。

【結の場について】

- 結の場においては、これまでに、延べ40回開催（岩手県12回、宮城県16回、福島県12回）。その中で、水産加工・食品関連企業をはじめとする被災地企業364社、首都圏等の支援提案企業1,027社が参加。
 - 昨年度の支援先からは「普段接点のない他業種の企業と商談することができた」、「新たな販路開拓・商品開発のきっかけになった」等の声が聞かれた。
- ※ これまでの新ハンズオン支援事業や結の場における支援先について、支援の成果や課題について分析を行い、ノウハウ・知見の共有を図るために公表を行う予定。

○被災三県で、平成27年度～令和5年度までの間に延べ324社を支援。				
年度	岩手県	宮城県	福島県	合計
H27年度	6件 (製造:5 他:1)	9件 (製造:7 建設:1 卸小売:1)	6件 (製造:3 卸小売:2 他:1)	21件 (製造:15 建設:1 卸小売:3 他:2)
H28年度	16件 (製造:10 卸小売:1 宿泊:1 サ:2 他:2)	17件 (製造:14 宿泊:1 サ:1 他:1)	12件 (製造:9 宿泊:2 他:1)	45件 (製造:33 卸小売:1 宿泊:4 サ:3 他:4)
H29年度	22件 (製造:13 宿泊:3 サ:3 他:3)	18件 (製造:16 農業:1 サ:1)	13件 (製造:3 農業:1 卸小売:1 宿泊:5 サ:2 他:1)	53件 (製造:32 農業:2 卸小売:1 宿泊:8 サ:6 他:4)
H30年度	15件 (製造:7 農業:1 宿泊:3 他:4)	18件 (製造:13 漁業:1 卸小売:1 宿泊:2 サビ:1)	19件 (製造:11 農業:1 建設:1 宿泊:1 飲食:2 他:3)	52件 (製造:31 農業:2 漁業:1 建設:1 卸小売:1 宿泊:6 飲食:2 サビ:3 他:5)
R1年度	14件 (製造:8 漁業:1 卸小売:1 宿泊:2 サ:1 他:1)	14件 (製造:8 卸小売:3 飲食:1 サ:2)	14件 (製造:6 農業:1 建設:1 宿泊:2 飲食:1 サ:3)	42件 (製造:22 農業:1 漁業:1 建設:1 卸小売:4 宿泊:4 飲食:2 サ:6 他:1)
R2年度	9件 (製造:4 漁業:1 卸小売:2 飲食:1 サ:1)	16件 (製造:12 卸小売:2 宿泊:1 他:1)	12件 (製造:2 農業:1 建設:1 卸小売:1 宿泊:1 飲食:1 サ:4 他:1)	37件 (製造:18 農業:1 漁業:1 建設:1 卸小売:5 宿泊:2 飲食:2 サ:5 他:2)
R3年度	8件 (製造:3 農業:1 卸小売:1 飲食:2 サ:1)	6件 (製造:5 卸小売:1)	19件 (製造:8 農業:5 卸小売:3 他:3)	33件 (製造:16 農業:6 卸小売:5 飲食:2 サ:1 他:3)
R4年度	8件 (製造:8)	12件 (製造:9 卸小売:1 サビ:2)	9件 (製造:8 宿泊:1)	29件 (製造:25 卸小売:1 宿泊:1 サ:2)
R5年度	5件 (製造:2 卸小売:1 宿泊:1 サ:1)	5件 (製造:3 農業:2)	2件 (製造:1 飲食:1)	12件 (製造:6 農業:2 卸小売:1 宿泊:1 飲食:1 サ:1)
合計	103件 (製造:60 農業:2 漁業:2 卸小売:6 宿泊:10 飲食:3 サ:9 他:11)	115件 (製造:87 農業:3 漁業:1 建設:1 卸小売:9 宿泊:4 飲食:1 サ:7 他:2)	106件 (製造:51 農業:9 建設:3 卸小売:7 宿泊:12 飲食:5 サ:9 他:10)	324件 (製造:198 農業:14 漁業:3 建設:4 卸小売:22 宿泊:26 飲食:9 サ:25 他:23)

※注:業種については総務省「日本標準産業分類」の大分類を基に分類。(製造…製造業、サ…サービス業、他…例:不動産管理業、商業施設運営、複数業種を営む事業者等)

関連指標等

新
ハ
ン
ズ
オ
ン
支
援

支
援
実
績
（
グ
ル
ー
プ
支
援
）

○H24年～R5年度までに被災3県の事業延べ92件（368社）に対して支援実施				
年度	岩手県	宮城県	福島県	合計
H24年度	2件（卸小売:1 他:1）	4件（農業:1 漁業:1 建設:1 他:1）	1件（他:1）	7件（農業:1 漁業:1 建設:1 卸小売:1 他:3）
H25年度	2件（製造:1 他:1）	2件（製造:1 農業:1）	3件（卸小売:1 飲食:1 サ:1）	7件（製造:2 農業:1 卸小売:1 飲食:1 サ:1 他:1）
H26年度	3件（製造:3）	4件（製造:2 農業:1 卸小売:1）	3件（製造:2 他:1）	10件（製造:7 農業:1 卸小売:1 他:1）
H27年度	4件（製造:4）	6件（農業:1 製造:4 サ:1）	5件（製造:3 農業:1 他:1）	15件（製造:11 農業:2 サ:1 他:1）
H28年度	4件（製造:1 卸小売:1 他:2） （12社）	5件（製造:3 宿泊:1 他:1）	3件（製造:1 サ:1 他:1） （7社）	12件（製造:5 卸小売:1 宿泊:1 サ:1 他:4） （24社）
H29年度	3件（製造:1 漁業:1 他:1） （8社）	4件（製造:1 卸小売:2 他:1） （12社）	5件（製造:1 農業:1 飲食:1 他:2） （22社）	12件（製造:3 農業:1 漁業:1 卸小売:2 飲食:1 他:4） （42社）
H30年度	3件（製造:1 他:2） （14社）	3件（農業:1 製造:1 他:1） （10社）	3件（農業:1 他:2） （23社）	9件（製造:2 農業:2 他:5） （47社）
R1年度	2件（他:2） （11社）	2件（他:2） （13社）	2件（他:2） （11社）	6件（他:6） （35社）
R2年度	1件（他:1） （7社）	1件（他:1） （5社）	2件（他:2） （19社）	4件（他:4） （31社）
R3年度	2件（漁業:1 他:1） （13社）	1件（他:1） （5社）	1件（他:1） （6社）	4件（漁業:1 他:3） （24社）
R4年度	- -	2件（他:2） （2社）	1件（他:1） （6社）	3件（他:3） （8社）
R5年度	1件（1） （32社）	1件（卸小売:1） （84社）	1件（他:1） （2社）	3件（卸小売:1 他:2） （118社）
合計	27件（製造:11 漁業:2 卸小売:2 他:12） （108社）	35件（製造:12 農業:4 漁業:1 卸小売:4 建設:1 宿泊:1 サ:1 他:11） （152社）	30件（製造:8 農業:3 卸小売:1 飲食:2 サ:2 他:15） （108社）	92件（製造:31 農業:8 漁業:3 建設:1 卸小売:7 宿泊:1 飲食:2 サ:3 他:38） （368社）

※注:業種については総務省「日本標準産業分類」の大分類を基に分類。(製造…製造業、サ…サービス業、他…例:産学連携、複数業種の事業者から成るグループ等)

関連指標等（個社支援①）

株式会社ヤマナカ（宮城県石巻市）

（支援年度:令和3年度）

■ 企業概要

- 宮城県石巻市で地元の養殖貝類を製造・加工・販売。業務用販売中心だが近年BtoC商品開発にも従事。県産素材にこだわった「OYSTER PATE」は2020年水産加工品品評会で最高賞受賞。

■ 課題/テーマ

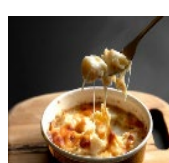
- BtoC販路開拓支援、営業戦略策定・ノウハウ獲得支援

■ 支援内容

- 魅力を伝える商品仕様書の作成・商談ポイントの指導
- 有望販売先の選定と商談トライアルの実施

■ 支援成果

- これまで、成分などを記載した製品仕様書に近いものを使っていたが、BtoC業界のバイヤーに魅力を伝えるため、「開発経緯」、「差別化ポイント」、「製法」、「材料へのこだわり」などがわかる仕様書を作成
- バイヤーはどういった点に注目するか、どういった点を忌避するかなど、バイヤーとの商談におけるポイントを指導
- オイスターパテ、ホタテグラタンの特徴（材料へのこだわり、高単価）を踏まえ、「高価格帯スーパー」、「デパート」、「原材料などにこだわった商品を扱う通販会社」などを有望ターゲットとして選定
- ターゲットリストのうちいくつかは実際に期間中に商談、テストマーケティングを行い、取引成立に至った。



石巻市における中小企業の販路開拓支援

（事業主体：石巻商工会議所）

（支援年度：令和元年度）

■ 支援内容

- 石巻商工会議所会員事業者への販路拡大・営業力強化に向けた支援を実施。
- 合同セミナー・ワークショップ、水産バイヤーによる講演等に加え、個社指導を通じて各社の課題解決に向けた具体的施策を検討し、必要なツール・PR素材を作成。
- 商談会・即売会での取引獲得に向けた実演指導、飲食・流通事業者とのマッチング、海外展開に向けた支援等を実施。

■ 支援成果

- 支援を通じて新たな販路・顧客層を獲得するための新商品を開発。
- 商工会議所主催商談会、大手企業とのマッチング等により、多くのバイヤーへの商品PRを実現。
- 国内ホテル、飲食店、社員食堂のほか、シンガポールの物産店等との取引開拓を実現。
- ホヤのマレーシア展開に向けて、現地市場への進出可能性を確認（今後も取り組み継続予定）。

個社の課題と解決策（例）

利益率を高めるためにどのように商品づくりを進めるか？

専門家・事務局・復興庁とともに検討し、ターゲットや単価・サイズを見直した新商品を開発！



自社と商品の強みをどのようにわかりやすく伝えていくか？

これまで整理されていなかった強みをともに議論する中で明確にし販促ツールでPR！



顧客をどのように店舗やECに引き込んでいけばよいのか？

顧客にアプローチして接点を作り、誘客とレポート化を図るプロセスを明確化！



関連指標等(グループ支援)

塩釜水産物仲卸市場におけるグループ支援

(事業主体：協同組合塩釜水産物仲卸市場)
(支援年度：令和4年度)

^{あさかつ}
集客イベント『朝勝』実施、新コンセプト&新キャッチコピー作成、データマーケティング導入等を行い、メディア向け試食会にて発信。狙い通りの集客、月間売上増につながった。

支援内容

新コンセプト&新キャッチコピーの作成と集客イベント『朝勝』の実施 (R4)

- 新たなマークで親しみのある市場ヘリブランディング
- 朝ご飯の聖地を目指し、10店舗で朝勝メニュー導入

従来から高い人気を誇る『マイ海鮮丼』の更なる訴求 (R5)

- ポップやサイネージを作成し各店舗等へ設置
- インフルエンサーによるSNSでの『マイ海鮮丼』動画配信

メディア露出による認知の獲得

- メディア向け試食会の実施 (R4)
- 東北民放4局の夕方ニュース、新聞、WEB記事等
110媒体に掲載 (R4)
- 急回復するインバウンド需要を狙った海外向けの情報発信 (R5)
- 地元インフルエンサーを活用したPR活動 (R5)

データマーケティングの導入 (R4)

- AIカメラによる来訪者の定量調査、分析を実施。

支援の成果

- 過去最高の月間売上を記録した店舗も出現 (R4)
- 来訪者数の平日・休日差などの数値化を初実施 (R4)
- 県外/市外からの来訪者と若者や外国客の増加 (R4)
- 国内外のTV番組等メディア掲載 (R5)
- GoogleのAI判定で『マイ海鮮丼』が名物として認定 (R5)



市場のあり方を表現する新キャッチコピー



各店で考案提供された『朝勝』メニュー



集客イベント『朝勝』PRポスター

【結の場の事例】※支援年度：令和5年度 有限会社満福農園×イオンスーパーセンター

新たな販路開拓を課題としていた有限会社満福農園に対し、支援提案企業であるイオンスーパーセンターから、マルシェでの出店の提案等が行われた。

同マルシェでの販売が好調であったことから、スーパー店舗の産直売り場での継続的な取引が実現した。



支援事業者

株式会社阿部長商店（宮城県気仙沼市） ※支援年度:令和2年度

支援概要

女性活躍によるハイエンド層向けの新商品開発等支援

※ハイエンド層・・・経済的にもゆとりがあり、上質さ、健康、自分らしいライフスタイル等にこだわりを持った層（女性）

1. 事業者概要

- 生鮮出荷、一次処理や高度加工製造を行う水産事業とホテルや観光施設などを経営する観光事業
- 東日本大震災で全ての工場が被災し、国の補助金（グループ補助金）を活用し、平成26（2014）年には基幹工場である気仙沼食品工場を再建
- 従業員667人(内正社員387人)

※令和2（2020）年時点



▲気仙沼食品工場（外観図）

2. 支援背景（課題）

新商品開発や販促のノウハウ不足

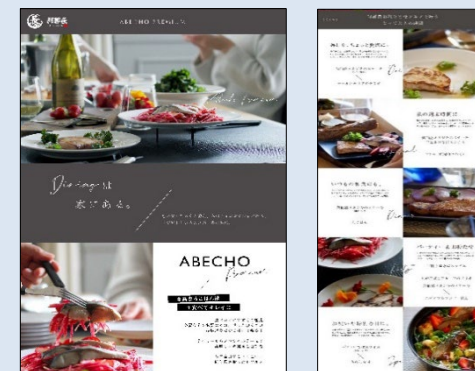
- これまでも新商品開発や販促活動を行ってきたが、特に利益率向上へ向けたターゲットへのアプローチ方法や新商品を普及させる販促のノウハウを獲得することが必要

女性や若手が参画する機会の創出

- 女性や若手が活躍し、多様性を活かせる場づくりが必要



▲ブランドロゴ



▲新たに作成したECサイト

ハイエンド層の顧客獲得や認知度向上を図るべく、マーケティングの実施、高付加価値商品の新商品開発、商品のこだわりや食べ方を提案したECサイトの作成等を行うことにより利益率の向上につながった。

3. 支援内容

商品開発

- 商品の質、健康にこだわりをもつハイエンド層をターゲットにおき、高鮮度素材にこだわった高付加価値商品を開発
- ロゴデザイン、パッケージデザインの作成

販売促進

- 商品のこだわりやおいしい食べ方を提案したECサイトを作成
- ハイエンド層向けの小売店等のバイヤーにアンケートを実施

人材育成

- 女性商品企画プロジェクトを発足させ、女性目線の商品企画のための組織横断的なスキームを構築

4. 支援の成果

- 従来の商品と比べ、高単価の商品を開発したことによる利益率の向上
- バイヤーへのアンケートにより、ハイエンド層向けの小売店との取引が成立したことによる販路開拓
- 女性商品企画プロジェクトが常態化し、多様な価値観に対応した商品が開発されたことによる商品力の強化



◀商品開発した気仙沼メカジキステーキ

▶ 女子商品企画PJによって開発した商品



気仙沼産のバスソース
いわし×塩レモン風
120g



気仙沼産のバスソース
いわし×ベロロンチーノ風
110g



気仙沼産のバスソース
さば×カリバタ醤油風
110g



気仙沼産のバスソース
さば×ポモドーロ風
120g

関連指標等(個社支援③)

支援事業者

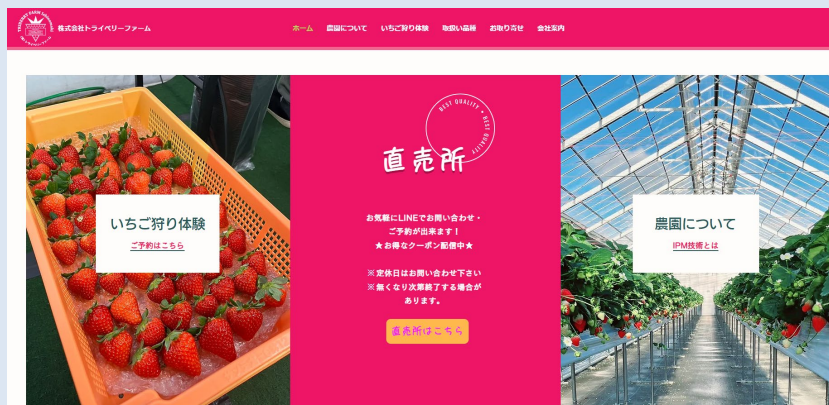
株式会社トライベリーファーム（宮城県石巻市） ※支援年度:令和5年度

支援概要

卸から、売上・営業利益向上をもたらすいちご狩り新規事業への挑戦

1. 事業者概要

- いちごの生産・卸・直売：青果市場経由の卸中心で、前年より試験的に直売を実施
- 東日本大震災の被災農家3戸で平成26(2014)年設立
- 農業の復興シンボルとして、地域の認知や事業拡大、利益体質への成長を目指している
- 従業員17人(内正社員2人)



▲ ホームページ

2. 支援背景（課題）

収益力向上

- 青果市場の卸売では取引価格決定権がなく、販売価格の大幅な値上げを見込めない

いちご狩り新規事業のノウハウ習得

- 価格決定権があり収益力向上を見込めるいちご狩り事業を立ち上げたいが、観光事業の経験が無く、サービスや集客のノウハウがない



▲ ホームページ(いちご狩り紹介ページ)

いちご狩り新規事業のコンセプトを「Enjoy トライベリー」として、サービス開発、集客、接客・オペレーションのOJTを実施し、狙い通りの売上・営業利益率増につながった。

3. 支援内容

サービス開発

- ・ コンセプト作成「Enjoy トライベリー」
- ・ 競合との差別化訴求ポイント明確化(開園開始時期早期化、栽培品種等)
- ・ 体験コンテンツ作り(チェキ撮影サービス等)

集客

- ・ マスコミ取材(テレビ2件、ラジオ2件、新聞3件)、チラシ、SNS、ホームページ等での告知
- ・ 予約サイト開設

接客・オペレーションのOJT

- ・ 開園期間を通じたOJTにより、スタッフの接客・オペレーションを改善

5ヵ年事業計画策定

- ・ 売上分析、顧客分析を実施後、事業計画策定

4. 支援の成果

- ・ 直売だけであった前年に比べ、いちご狩りと直売の売上が2倍以上、事業全体の営業利益率が3倍近く、お客様来園数も2倍近く伸長
- ・ スタッフの成長が見られ、接客・オペレーションの改善に積極的に対応
- ・ 今後5ヵ年の売上、営業利益の目標と、いちご狩りスペース拡大方針が明確化



▲ 案内チラシ



▲ いちご狩り取材シーン

支援事業者

株式会社あぶくまビール（福島県石川郡玉川村） ※支援年度:令和5年度

支援概要

新商品の魅力・ストーリーづくりを通じた販路開拓支援

1.事業者概要

- ・ 地元福島産の材料を積極的に活用したクラフトビールを製造・販売。
- ・ 設立して間もないため、知名度の向上や安定した販売チャネルの確立を目指す。

2.主力商品

クラフトビール「乙な小麦」、「乙な麦酒」、
「あさか舞エール」 など



▲ 主力商品のクラフトビール3種

3. 支援内容

①セールスポイントの明確化

クラフトビール製造までのストーリーの言語化、
ビールに合う食材を組み合わせたPR資料作成

②商談会での訴求強化

酒造施設への誘客を意識したアピール、飲み比べや
サンプル配布など体験価値の提供およびそのフィード
バックの獲得

ビジネスマッチ東北
出展の様子



4. 支援の成果

- ・ 小売との商談を通じ、量販向け拡販には、
『常温』『缶』の商品開発に対する強いニーズ
を把握し、常温商品の開発に取り組む

事業者

田老町漁業協同組合（岩手県宮古市） ※支援年度:令和5年度

支援企業

株式会社マルト商事

1.事業者概要

- 岩手県三陸沖で親潮の荒波にもまれて育った、世界でも希少な「真崎わかめ」を中心とした水産物を製造・加工・販売。
- 環境や生育にこだわった商品の特徴や品質の良さのPR、新たな販路開拓を目指す。

2.主力商品

真崎わかめ、カットわかめ など



▲主力商品の真崎わかめ、カットわかめ

3. 支援提案（マッチング）内容

スーパー店舗での継続的な販売

- 結の場開催の1週間後に、バイヤーが現地を訪問し、工場視察および商談を実施した結果、スーパー全店舗で商品の取り扱いに至る。
- 購入客から高評価を得ていることを受けて、継続的に商品を卸しており、販路拡大に大きく貢献。



▲ 真崎わかめを活用したレシピ

参考：これまでの議論

東日本大震災の復興施策の総括（令和元年10月23日）

5. 「新しい東北」の創造

○今後の課題

- ・蓄積したノウハウの普及・展開、持続可能な活動を行う環境整備を推進。

○今後の大規模災害に向けた教訓

- ・多様な主体が平時から地域に根差して活動し、連携しやすい環境整備を進めることが適當。

東日本大震災 復興政策10年間の振り返りポイント（令和5年8月29日）

9. 「新しい東北」の創造

○主な評価・教訓

- ・民間の人材やノウハウを最大限活用し、コミュニティ形成等の地域課題の解決や地域の特色に応じた産業・生業の再生等につながる事例が創出された。
- ・先導モデル事業については、支援した先駆的な取組の7割近くは取組の目標を達成しており、一定の成果を上げた。
- ・また、こうした事業については、元々が実証的な取組であることを考慮すれば、選定作業の簡素化・迅速化を図ることも検討すべきである。
- ・地域づくりハンズオン支援事業は単なる補助金等とは異なり、支援対象団体自体の自走可能性を高めることにつながり得るが、行政の関与が不十分だと支援効果は低減するとの指摘がある

参考：行政事業レビューシート抜粋

○事業の目的

東日本大震災の被災地の多くは、震災以前から人口減少、高齢化、産業の空洞化といった日本全国の地域社会が抱える課題が顕著であり、インフラや住宅等のハードの復旧が進んだとしても、中長期的に地域課題の深刻化が予想される。そのため、復興を契機として生まれた多様な主体の連携による地域課題解決に向けた先導的な取組を普及・展開することを通じて、被災地において全国のモデルとなる「創造と可能性のある未来社会」としての「新しい東北」を創造する。

○ 活動内容

被災地域企業と支援企業とのマッチングを目的としたワークショップの開催や専門家派遣等により、被災地域企業の経営課題の解決支援を行うとともに、それらの支援で得られた成果について、課題解決に向けた取組みの先進事例として発信する。

○ 活動目標及び活動実績（アウトプット）

活動目標	活動指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	5年度 活動見込	6年度 活動見込
被災地域企業の経営課題解決に向けたマッチングイベントの実施、専門家等による支援の実施及び被災地域企業における先進事例の収集・紹介	①マッチングイベントにおけるマッチングセッション数、 ②専門家等による支援実施件数、③被災地域企業による先進事例の紹介件数の合計	活動実績	件	228	238	239	-	-
		当初見込み	件	216	198	226	184	184

参考：行政事業レビューシート抜粋

- 成果目標の設定理由（アウトプットからのつながり）
被災地域企業の経営課題解決に向けたマッチングイベントの実施や専門家等による支援を実施することにより、被災地域企業の経営課題の解決につながるため、成果目標として設定
- 成果目標及び成果実績（長期アウトカム）

成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標最終年度	
							7	年度
被災地域企業の経営課題の解決 平成27年度から令和7年度までの成果指標の 累計件数を1,800件とする。	マッチングイベントの実施や専門家 等による支援等による被災地企業の 経営課題の解決件数	成果実績	件	141	212	257	－	
		目標値	件	114	153	230	1,800	
		達成度	%	123.7	138.6	111.7	－	
成果実績及び目標値の根拠として用いた統計・データ名(出典)/定性的なアウトカムに関する成果実績 ⇒支援対象企業等へのヒアリング・アンケート結果及び新ハズオン支援事業の事業実施報告書等								

1 これまでの主な取組

- 「「新しい東北」の創造に向けて（提言）」取りまとめ（平成26年4月18日復興推進委員会）
- 「新しい東北」の創造に向け、被災自治体のみならず、企業・NPOなど民間の人材やノウハウを最大限に活用しながら、「人々の活動」（産業・生業の再生、コミュニティの形成）の復興に取り組んできた。
- 第2期復興・創生期間においては、「「新しい東北」の創造に向けたこれまでの取組を通じて蓄積されたノウハウを、地方創生の取組のモデルケースとして、被災地内外に普及展開する」という基本方針の下、以下のような取組を展開。（産業関係の取組については「新しい東北」の創造②参照）

【「新しい東北」官民連携推進協議会（平成25年度～）】

- ・ メールマガジン、ポータルサイト等による定期的な情報発信を実施。
- ・ 被災3県毎に産官学が参加した意見交換会を開催。各県の課題に対応し、多様な主体による協議・協働を生み出すイベントを企画・開催。

【「新しい東北」復興・創生の星顕彰（平成28年度～）】

- ・ 人口減少や産業空洞化などの全国の他地域にも共通する課題等の解決に取り組み、「新しい東北」の創造に向けて貢献している個人・団体を顕彰。

【Fw:東北Fan Meeting（平成29年度～）】

- ・ 復興の好事例・ノウハウの被災地内外への展開、東北のファンづくりを目的としたワークショップの開催。

【地域づくりハンズオン支援事業（平成29年度～）】

- ・ 地域課題の解決に取り組むNPO等に対し伴走型の支援を行い、取組の自走化・一般施策への接続を目指す。

2 成果

【「新しい東北」官民連携推進協議会】

- ・被災地内外の1,280団体が加盟（令和6年3月時点）。

【「新しい東北」復興・創生の星顕彰】

- ・8カ年の累計で81団体・個人を顕彰。
- ・受賞団体の取組を、モデルケースとして被災地内外に普及展開するべく、事例集を作成・公表。

【Fw:東北Fan Meeting 】

- ・7カ年の累計で138回のワークショップを開催、4,000名を超える参加者に情報発信。
- ・開催後のアンケートでは、参加により新たなアクションが起きたり、新たなつながりを持てたりする可能性が高まった等の声が多数。

【地域づくりハンズオン支援事業】

- ・7カ年の累計で37件の支援を実施。
- ・各団体への支援により、各団体と被災地内外の企業・団体や地方自治体との間の連携の創出や、他地域で同種の地域課題に対応するための活動を行う団体の参考となる事例の創出につながっている。

（参考）支援事例：日本カーシェアリング協会（令和3年度）

- ・伴走型の支援により、全国の民間企業・自治体との間で協定を結び、大規模災害で車を失い、移動に困難を抱える被災者に対して、無償で車を貸し出す枠組みを立ち上げ。全国34団体、15自治体と協定を結び（令和6年2月時点）、今般の能登地震においても活躍。

参考：これまでの議論

東日本大震災の復興施策の総括（令和元年10月23日）

Ⅱ．各分野における取組 - 5．「新しい東北」の創造

①これまでの取組

- ・平成 26 年 4 月の提言を踏まえ、単なる原状回復にとどまらず、民間人材やノウハウを東北の復興に活用する取組として、モデル事業の実施、企業間のマッチングの場の提供、専門家の派遣、ビジネスコンテスト等の取組を実施。

②成果

- ・地域における様々な課題の解決をきめ細かく図り、地域の特色に応じた産業・生業の再生につながる事例あり。

③今後の課題

- ・蓄積したノウハウの普及・展開、持続可能な活動を行う環境整備を推進。

④今後の大規模災害に向けた教訓

- ・多様な主体が平時から地域に根差して活動し、連携しやすい環境整備を進めることが適当。

参考：これまでの議論

東日本大震災 復興政策10年間の振り返りポイント（令和5年8月29日）

9. 「新しい東北」の創造

○主な評価・教訓

- ・民間の人材やノウハウを最大限活用し、コミュニティ形成等の地域課題の解決や地域の特色に応じた産業・生業の再生等につながる事例が創出された。
- ・先導モデル事業については、支援した先駆的な取組の7割近くは取組の目標を達成しており、一定の成果を上げた。
- ・また、こうした事業については、元々が実証的な取組であることを考慮すれば、選定作業の簡素化・迅速化を図ることも検討すべきである。
- ・地域づくりハンズオン支援事業は単なる補助金等とは異なり、支援対象団体自体の自走可能性を高めることにつながり得るが、行政の関与が不十分だと支援効果は低減するとの指摘がある

参考：行政事業レビューシート抜粋

○ 事業の目的

東日本大震災の被災地の多くは、震災以前から人口減少、高齢化、産業の空洞化といった日本全国の地域社会が抱える課題が顕著であり、インフラや住宅等のハードの復旧が進んだとしても、中長期的に地域課題の深刻化が予想される。そのため、復興を契機として生まれた多様な主体の連携による地域課題解決に向けた先導的な取組を普及・展開することを通じて、被災地において全国モデルとなる「創造と可能性のある未来社会」としての「新しい東北」を創造する。

○ 予算額・執行額（単位：百万円）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度要求
予算の状況	当初予算(A)	595	298	329	304	315
	補正予算(B)	-	-	-	-	
	前年度から繰越し(C)	34	-	-	-	-
	翌年度へ繰越し(D)	-	-	-	-	
	予備費等(E)	-	-	-	-	
	計(F) =(A)+(B)+(C)+(D)+(E)	629	298	329	304	315
執行額(G)		583	278	301		
執行率(%) =(G)/(F)		93%	93%	91%		
当初予算+補正予算に対する執行額の割合(%) =(G)/{(A)+(B)}		98%	93%	91%		

参考：行政事業レビューシート抜粋

○ 活動内容①

被災地の団体等が地域課題解決に向けた先駆的な取組を自走化・ステップアップさせていくために、「被災地内外との緩やかなつながりの構築」や「取組主体の自主・自律的な行動と新たな活動の展開」に重点をおいた、きめ細かな支援を実施する。

○ 活動目標及び活動実績①（アウトプット）

活動目標	活動指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	5年度 活動見込	6年度 活動見込
被災地のNPO等の地域課題解決に向けた取組が自走化・ステップアップするよう、ニーズに応じたきめ細やかな支援を実施する	被災地のNPO等に対して支援を実施した件数	活動実績	件	4	3	3	-	-
		当初見込み	件	4	3	3	3	3

○ 成果目標①の設定理由（アウトプットからのつながり）

本事業においては、地域課題の解決に向けた取組を進める団体等を支援する過程で、団体のニーズに応じた複数の年間目標を設定しており、その達成状況を短期アウトカムとして設定した。

参考：行政事業レビューシート抜粋

○ 成果目標及び成果実績①（短期アウトカム）

成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標年度	
							-	年度
支援した被災地のNPO等の取組が次年度以降も持続的に進められるような形で定着する	支援の過程で設定した年間目標の達成割合	成果実績	%	83	73	93	-	
		目標値	%	80	80	80	-	
		達成度	%	104.1	91.6%	116.6%	-	
成果実績及び目標値の根拠として用いた統計・データ名(出典)/定性的なアウトカムに関する成果実績								
⇒地域づくりハンズオン支援事業の事業報告書等。なお、単年度毎に目標値を設定し、点検を行っているため目標年度及び目標年度における目標値は空欄としている。								

○ 成果目標及び成果実績①（長期アウトカム）

成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標最終年度	
							7	年度
過年度に支援した被災地の団体の取組等が継続されている	平成29年度から令和6年度までに支援をした団体の取組等の継続割合 ※ 現時点において、継続割合を算出していないため、令和4年度までの成果実績及び目標値は記載不可	成果実績	%	-	-	-	-	
		目標値	%	-	-	-	70	
		達成度	%	-	-	-	-	
成果実績及び目標値の根拠として用いた統計・データ名(出典)/定性的なアウトカムに関する成果実績								
⇒過年度の地域づくりハンズオン支援事業で支援をしたNPO等へのヒアリング等								

参考：行政事業レビューシート抜粋

- 活動内容②
「新しい東北」に関心のある者の交流、東北のファンづくり、好事例やノウハウの被災地内外への展開を目的としたワークショップを開催する

○ 活動目標及び活動実績②（アウトプット）

活動目標	活動指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	5年度 活動見込	6年度 活動見込
「新しい東北」に関心のある者の交流等を目的としたワークショップを開催する	ワークショップの開催件数	活動実績	件	17	13	20	-	-
		当初見込み	件	17	13	20	14	-

- 成果目標②の設定理由（アウトプットからのつながり）
本事業においては、ワークショップの企画内容に応じて参加者数の目標値を定めており、ワークショップ開催の周知やワークショップを通じた情報発信が効果的に行われているかを判断する指標として、ワークショップの参加者数を成果指標とした。

参考：行政事業レビューシート抜粋

○ 成果目標及び成果実績②（短期アウトカム）

成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標年度	
								- 年度
ワークショップの企画内容に応じた目標数の参加者数を確保し、情報発信を行う	ワークショップの参加者数	成果実績	人	590	553	605	-	
		目標値	人	408	360	550	-	
		達成度	%	144.6	153.6	110.0	-	
成果実績及び目標値の根拠として用いた統計・データ名(出典)/定性的なアウトカムに関する成果実績 ⇒Fw:東北 Fan Meetingの事業報告書等。なお、単年度毎に目標値を設定し、点検を行っているため目標年度及び目標年度における目標値は空欄としている。								

○ 成果目標②（短期アウトカムからのつながり）

本事業においては、ワークショップへの参加により、ワークショップ参加者に今後の協働・連携等に向けた機運が高まったかを分析するため、ワークショップの満足度等のKPIを定めており、当該指標を成果指標とした。なお、各年度における共通の指標としてワークショップの満足度を用いるが、各年に実施するワークショップの内容に対応する形で、登壇者との協働・共創意欲が高まったか、イベントを契機に新しいアクションを生み出す可能性を見い出せたか、実際に移住を行ったか等の参加者アンケートを行い、総合的に各年度のプログラムの成果を分析し、次年度以降のプログラム実施につなげることとする。

○ 成果目標及び成果実績②（長期アウトカム）

成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標最終年度	
								－
ワークショップへの参加者の今後の協働・連携等に向けた機運を高める	ワークショップの満足度	成果実績	%	90	82	80	－	
		目標値	%	80	80	80	－	
		達成度	%	112.5	102.5	100.0	－	
成果実績及び目標値の根拠として用いた統計・データ名(出典)/定性的なアウトカムに関する成果実績 ⇒(出典)ワークショップ参加者へのアンケート調査								

6 産業・生業（復興特区法（税制上の特例））

1 これまでの主な取組（復興推進計画の概要）

復興特別区域基本方針（閣議決定）

地域の発意・創意工夫により、地域限定の思い切った措置（税・財政・金融上の特例や規制・手続の特例等）を総合的にワンストップで適用

対象区域：復興の取組を重点的に推進する必要がある区域として政令で定める区域

税制、金融、規制等の特例
（復興推進計画）

計画主体：県・市町村が単独又は共同

被災地の土地利用再編
（復興整備計画）

計画主体：市町村が単独又は県と共同

（特定）復興産業集積区域・復興居住区域・復興特定区域の設定

※「復興交付金」制度に関しては、必要なものは他の補助金制度に引き継いだ上で令和2年度をもって終了

内閣総理大臣認定

復興庁 ← 協議 → 関係各省

事業の実施・特例の適用

（１）税制上の特例（主なもの） 期限：令和7年度末

被災地の雇用機会確保のため戦略的に
特定の業種の集積を促進

- ・機械・建物等の投資に係る特別償却又は税額控除
- ・被災雇用者に対する給与等支給額の一部税額控除
- ・研究開発税制（特別償却及び税額控除）
- ・地方税の課税免除・不均一課税に係る減収補てん措置

（２）金融上の特例

復興の中核となる民間
事業の支援

（復興特区支援利子補
給金）

- ・指定金融機関に対する
利子補給金の支給
（5年間 0.7%以内）
令和6年度予算額：4億円

（３）規制・手続等の特例（主なもの）

住宅の確保

- ・公営住宅の譲渡処分要件の緩和の特例

産業活性化・立地促進

- ・建築基準法における用途制限の緩和
- ・工場立地の緑地規制の緩和

医療・福祉等のサービス確保

- ・被災地における医療・介護・福祉サービス
に関する基準の弾力化

1 これまでの主な取組

- 東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）に基づき県又は市町村が単独又は共同で作成する計画について、国の認定を受けた場合に適用される税制上の特例を創設
- 被災地の雇用機会の確保等に貢献
- これまで復興事業の進捗等を踏まえ、各特例措置について、措置の見直しや廃止
- 令和3年度税制改正では、対象地域を重点化
（青森、岩手、宮城、福島、茨城の5県143市町村→岩手、宮城、福島の3県42市町村）

参考：現在の税制上の特例措置の概要（廃止された措置を含む）

(1) 被災地の雇用機会の確保等のための特例措置

① 機械等に係る特別償却等の特例措置（法37条）

機械・装置及び建物等の特別償却（機械・装置の場合：50%（創設時は即時償却））又は税額控除

② 被災雇用者等を雇用した場合の税額控除の特例措置（法38条）

事務所に勤務する被災雇用者等に対して、税額の20%を限度として、給与等支給額の10%を控除

③ 開発研究用資産に係る特別償却等の特例措置（法39条）

開発研究用資産の特別償却（中小企業者等：50%、中小企業者等以外：34%（創設時は即時償却））及び当該特別償却の対象となる開発研究用資産の償却費について、研究開発税制の特別試験研究費とみなして税額控除

④ 再投資等準備金に係る損金算入等の特例措置（法40条）（令和5年度末をもって廃止）

特定復興産業集積区域（令和2年度末までは復興産業集積区域）内に本店を有する法人が、再投資等準備金として積み立てたときは、その積立額を損金の額に算入でき、機械又は建物等に再投資等を行った事業年度において、準備金残高を限度に即時償却

(2) 地方公共団体の地方税に係る課税免除又は不均一課税による減収に対する補填措置（法43条）

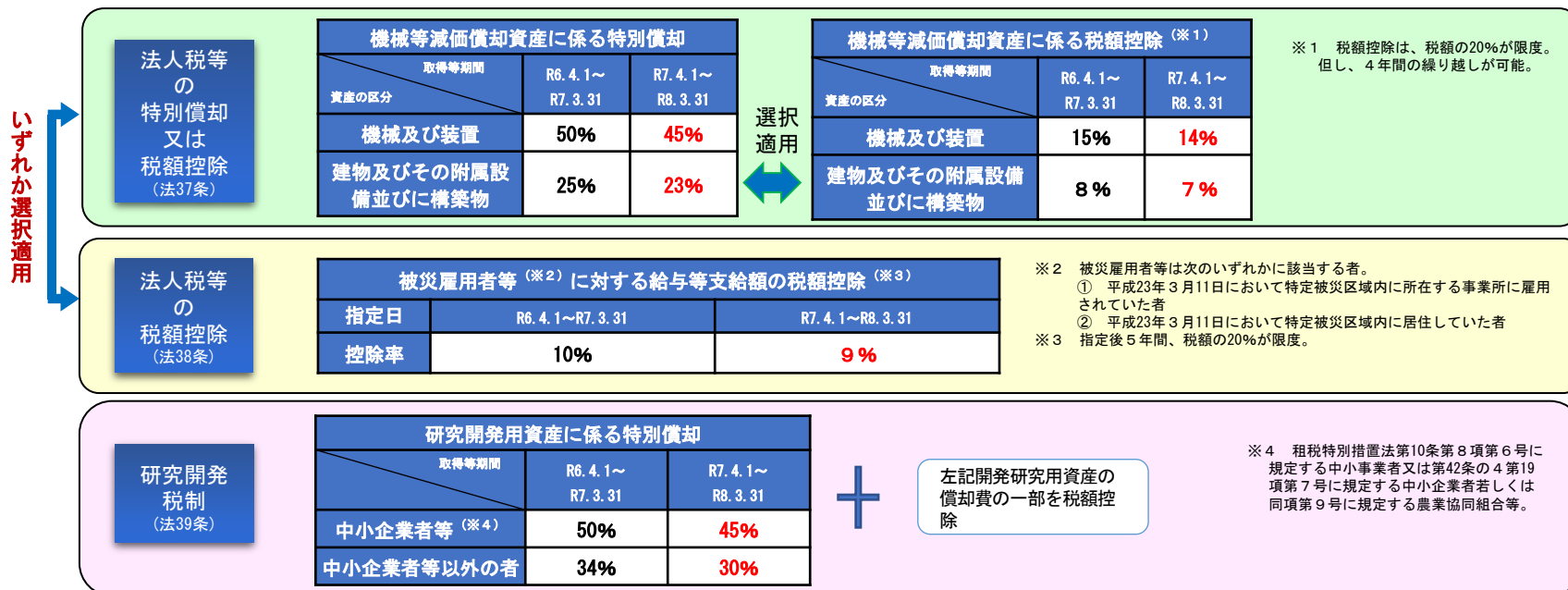
(1)の地域の雇用機会の確保に寄与する事業に係る事業税、不動産取得税又は固定資産税の課税免除又は不均一課税を行った場合の地方公共団体の減収に対し、震災復興特別交付税により補填。（事業税・固定資産税は投資から5年）

(3) 被災者向け優良賃貸住宅の特別償却等（法41条）（令和2年度末をもって廃止）

(4) 地域の課題の解決のための事業を行う株式会社への個人の出資に係る所得控除（法42条）（令和2年度末をもって廃止）

2 成果

(1) 被災地の雇用機会の確保のための税制上の特例措置（令和7年度の特別償却率等は、現行水準×0.9）



(2) 地方公共団体の地方税に係る課税免除又は不均一課税による減収に対する補填措置

（1）の地域の雇用機会の確保に寄与する事業に係る事業税、不動産取得税又は固定資産税の課税免除又は不均一課税を行った場合の地方公共団体の減収に対し、震災復興特別交付税により補填。（事業税・固定資産税は投資から5年）

2 成果

○ 指定事業者等（これまでの指定件数は約6,800件）による投資実績額は4兆8,846億円

指定事業者等による投資状況（※1）（令和5年8月現在）

[県別内訳]

（単位：億円）

	H23年度・ H24年度	H25年 度	H26年 度	H27年 度	H28年 度	H29年 度	H30年 度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	累計
青森県	146	216	555	229	190	277	190	213	158	3	0	2,177
岩手県	407	591	537	449	452	497	365	2,148	1,025	132	126	6,729
宮城県	1,427	1,082	962	1,666	1,210	885	1,250	1,106	1,364	357	186	11,495
福島県	817	972	1,592	1,274	1,080	1,692	2,364	1,644	1,634	203	15	13,287
茨城県	1,346	1,782	1,241	1,933	1,868	1,465	1,405	1,233	2,772	113	0	15,158
合計	4,143	4,643	4,887	5,551	4,800	4,816	5,574	6,344	6,953	808	327	48,846

（※1）

・指定事業者等（法37条、39条、40条、41条の指定を受けた者）から報告のあった、各年度の復興推進事業の用に供する設備投資実績額。

○ 法38条の指定事業者により、年間最大11万人の雇用が創出

指定事業者による被災者の雇用状況（※2）（令和5年8月現在）

[県別内訳]

（単位：人）

	H23年度・ H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
青森県	3,074	3,717	3,965	4,022	4,079	3,675	1,455	1,427	1,478	2,011	1,900
岩手県	3,804	5,585	7,709	10,663	11,824	11,081	7,779	6,152	4,507	2,931	1,728
宮城県	15,178	17,659	19,197	18,814	19,170	17,205	9,354	6,095	7,665	7,891	5,466
福島県	13,307	23,930	30,270	37,647	40,770	38,361	24,518	16,232	12,940	8,263	608
茨城県	20,157	22,899	40,221	39,723	35,181	16,267	4,217	3,184	3,657	2,509	128
合計	55,520	73,790	101,362	110,869	111,024	86,589	47,323	33,090	30,247	23,605	9,830

（※2）

・指定事業者（法38条の指定を受けた者）から報告のあった、各年度の東日本大震災の被災者である労働者（平成23年3月11日において特定被災区域内に所在する事業所に雇用されていた者又は平成23年3月11日において特定被災区域内に居住していた者）の雇用者実績数。

・指定事業者は、指定後5年間税額控除可能。
雇用者数は、当該年度以前の指定事業者分を含む。

関連資料（令和6年度税制改正前の税制上の特例措置の概要）

(1) 被災地の雇用機会の確保のための税制上の特例措置（法37条～40条）

法人税等の特別償却又は税額控除
(法37条)

機械等減価償却資産に係る特別償却 (※1)

取得等期間	資産の区分	償却率
～R3. 3. 31	機械及び装置	即時償却
R3. 4. 1～R6. 3. 31	建物及びその附属設備並びに構築物	50%
		25%

機械等減価償却資産に係る税額控除 (※2)

取得等期間	資産の区分	控除率
～R6. 3. 31	機械及び装置	15%
	建物及びその附属設備並びに構築物	8%

法人税等の税額控除
(法38条)

被災雇用者等 (※3) に対する給与等支給額の税額控除 (※4)	
指定日	～R6. 3. 31
控除率	10%

再投資等準備金に係る損金算入等
(法40条)

新設法人の再投資等準備金積立額の損金算入 (指定後5年間、所得金額を限度)

+

再投資等した場合には即時償却 (再投資等準備金残高を限度)

指定を受ける際の投資規模要件	
大企業	中小企業者等
初年度 3億円	①初年度3千万円又は ②最大3年間で5千万円 (H28年度に要件緩和)

令和5年度末をもって廃止

研究開発税制
(法39条)

研究開発用資産に係る特別償却 (※5)

取得等期間	償却率
～R3. 3. 31	即時償却
R3. 4. 1～R6. 3. 31	50%
中小企業者等 (※6)	即時償却
中小企業者等以外の者	34%

+

左記開発研究用資産の償却費の一部を税額控除

※5 表中の償却率は、区域により異なる場合があり、各期間における最も高い償却率を記載。

※6 租税特別措置法第42条の4第19項第7号に規定する中小企業者又は同項第9号に規定する農業協同組合等。

※1 表中の償却率は、区域により異なる場合があり、各期間における最も高い償却率を記載。

※2 表中の控除率は、区域により異なるため、最も高い控除率を記載。

税額控除は、税額の20%が限度。但し、4年間の繰り越しが可能。

※3 被災雇用者等は次のいずれかに該当する者。

① 平成23年3月11日において特定被災区域内に所在する事業所に雇用されていた者

② 平成23年3月11日において特定被災区域内に居住していた者

※4 表中の控除率は、区域により異なるため、最も高い控除率を記載。

指定後5年間、税額の20%が限度。

(2) 地方公共団体の地方税に係る課税免除又は不均一課税による減収に対する補填措置（法43条）

(1) の地域の雇用機会の確保に寄与する事業に係る事業税、不動産取得税又は固定資産税の課税免除又は不均一課税を行った場合の地方公共団体の減収に対し、震災復興特別交付税により補填。(事業税・固定資産税は投資から5年)

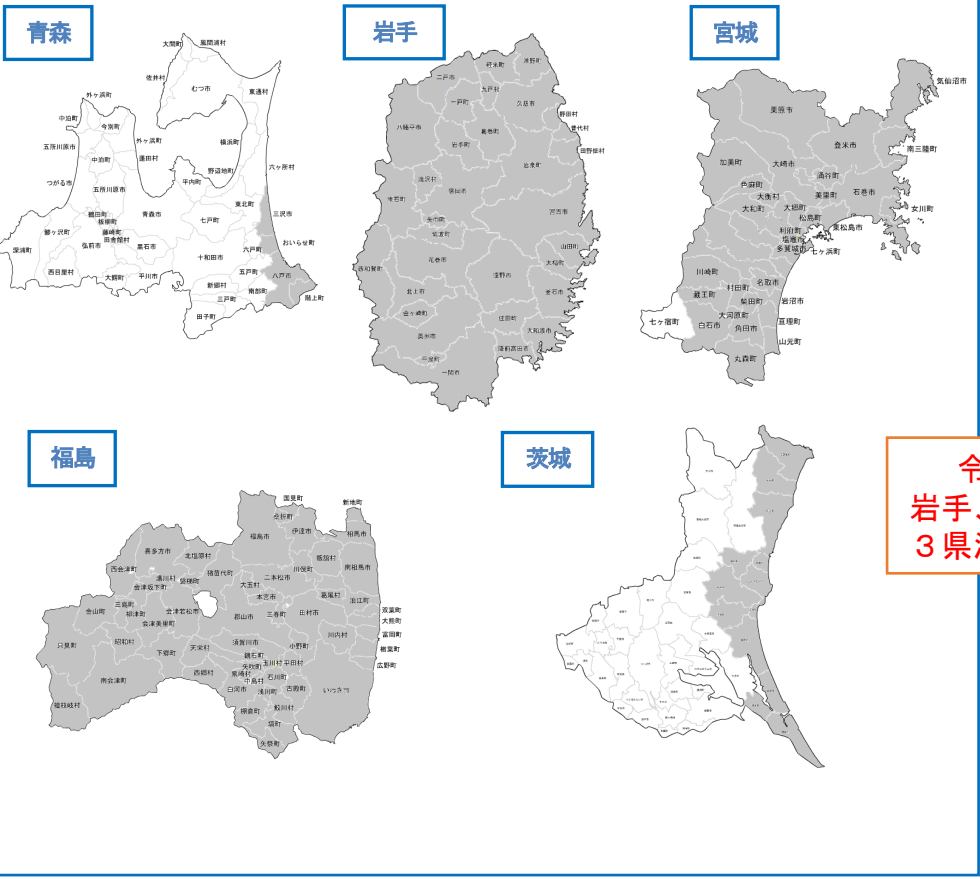
(3) 被災者向け優良賃貸住宅の特別償却等(法41条)

(4) 地域の課題の解決のための事業を行う株式会社への個人の出資に係る所得控除(法42条)

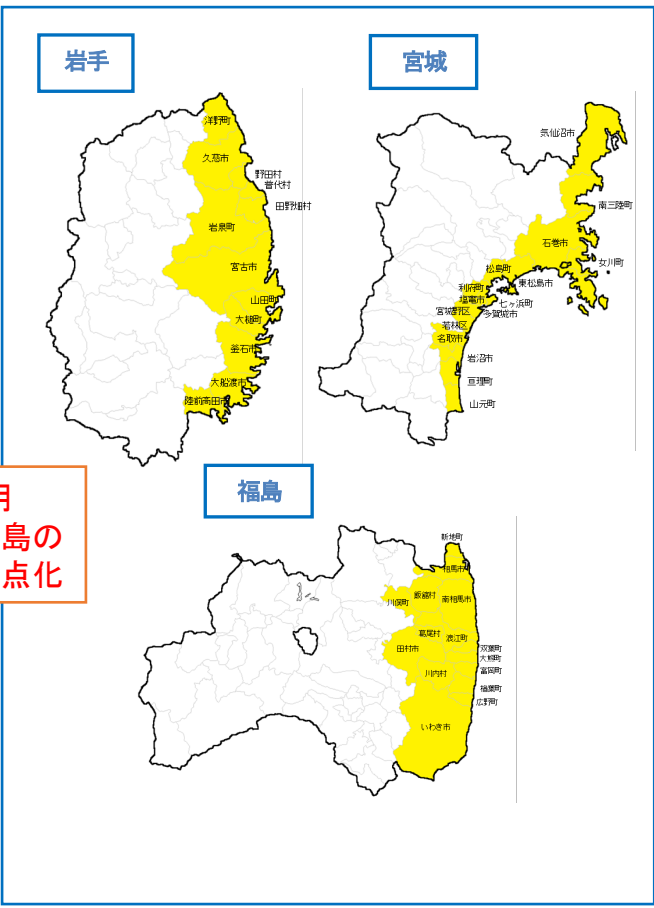
令和2年度末
をもって廃止

関連資料（復興特区税制の対象となる市町村）

【令和3年3月31日まで】5県143市町村



【令和3年4月1日以降】3県42市町村



令和3年4月
岩手、宮城、福島の
3県沿岸部に重点化

東日本大震災の復興施策の総括（令和元年10月23日）

Ⅲ．復興を支える仕組み - 2．法制度 - （1）復興特区制度

○今後の課題

- ・ 規制の特例、復興整備計画、金融の特例について、対象地域を重点化する方向であり方を検討。
- ・ 復興特区税制については、対象地域を重点化した上で、適用期限の適切な延長について検討。
- ・ 復興交付金については、復興・創生期間内の全計画の完了が目標。

○今後の大規模災害に向けた教訓

- ・ 災害の規模・態様、被害の状況や地域特性に応じて制度を検討することが効果的。

東日本大震災 復興政策10年間の振り返りポイント（令和5年8月29日）

6．予算・税制

○主な評価・教訓

- ・ 「復興財源フレーム」の策定により、被災自治体が安心して復興事業に取り組むことが可能となった。
- ・ 復興財源について、学術会議等からも提案のあった増税によって確保したことには意義があるとの評価がある。
- ・ 復興予算について、スピード感を優先して自治体の裁量をどこまで認めるべきか、国がどこまで方向づけすべきかを考えることが必要との意見もある。
- ・ 地方負担がゼロだったために事業が過大になったとの指摘がある。
- ・ 復興基金の運用は、長期的に必要なソフト支援のために、あらかじめ複数年度にわたるNPO等の活動を助成する等柔軟な対応ができる財団方式にすると良かったとの指摘もあった。

6 産業・生業（復興特区法（金融特例・規制特例・復興整備計画））

1 これまでの主な取組（復興推進計画の概要）

復興特別区域基本方針（閣議決定）

地域の発意・創意工夫により、地域限定の思い切った措置（税・財政・金融上の特例や規制・手続の特例等）を総合的にワンストップで適用

対象区域：復興の取組を重点的に推進する必要がある区域として政令で定める区域

税制、金融、規制等の特例 （復興推進計画）

計画主体：県・市町村が単独又は共同

（特定）復興産業集積区域・復興居住区域・復興特定区域の設定

内閣総理大臣認定

復興庁 ← 協議 → 関係各省

事業の実施・特例の適用

被災地の土地利用再編 （復興整備計画）

計画主体：市町村が単独又は県と共同

※「復興交付金」制度に関しては、必要なものは他の補助金制度に引き継いだ上で令和2年度をもって終了

（１）税制上の特例（主なもの） 期限：令和7年度末

※総括WG第2回で取扱い済み

被災地の雇用機会確保のため戦略的に特定の業種の集積を促進

- ・機械・建物等の投資に係る特別償却又は税額控除
- ・被災雇用者に対する給与等支給額の一部税額控除
- ・研究開発税制（特別償却及び税額控除）
- ・地方税の課税免除・不均一課税に係る減収補てん措置

（２）金融上の特例

復興の中核となる民間事業の支援
（復興特区支援利子補給金）

- ・指定金融機関に対する利子補給金の支給（5年間 0.7%以内）
- 令和6年度予算額：4億円

（３）規制・手続等の特例（主なもの）

住宅の確保

- ・公営住宅の譲渡処分要件の緩和の特例

産業活性化・立地促進

- ・建築基準法における用途制限の緩和
- ・工場立地の緑地規制の緩和

医療・福祉等のサービス確保

- ・被災地における医療・介護・福祉サービスに関する基準の弾力化

1 これまでの主な取組（金融上の特例について）

【金融上の特例：復興特区支援利子補給金】

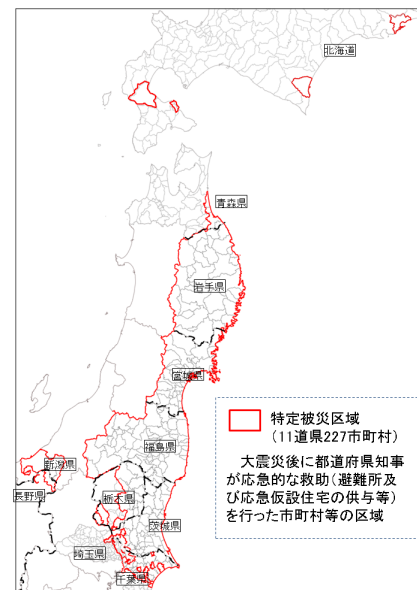
○概要

復興特区支援利子補給金は、復興特区において、一定の雇用創出等が見込め、一定規模の借入れ（3億円以上）を伴い、復興推進計画で認定された事業に対し、融資の利子分の最大0.7%に相当する額を利子補給金として指定金融機関に5年間支給する制度。

○利子補給金の支給期間：金融機関が事業の実施者へ最初に貸付けた日から起算して5年間

○指定金融機関：対象となる金融機関は、復興推進協議会の構成員となる必要がある（復興事業の検討に金融機関が加わることを想定）

（令和2年度まで）



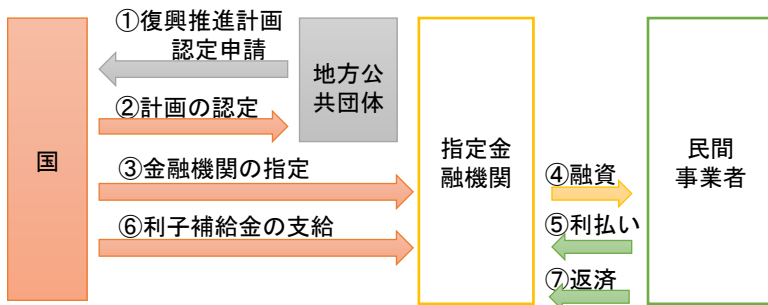
（令和3年度以降）



対象となる区域
(3県86市町村)

令和3年4月1日から施行された復興特区法の一部改正において、復興推進計画等を作成できる区域の重点化を図り、**対象地域を3県86市町村**とした。

事業イメージ



2 成果（金融上の特例について）

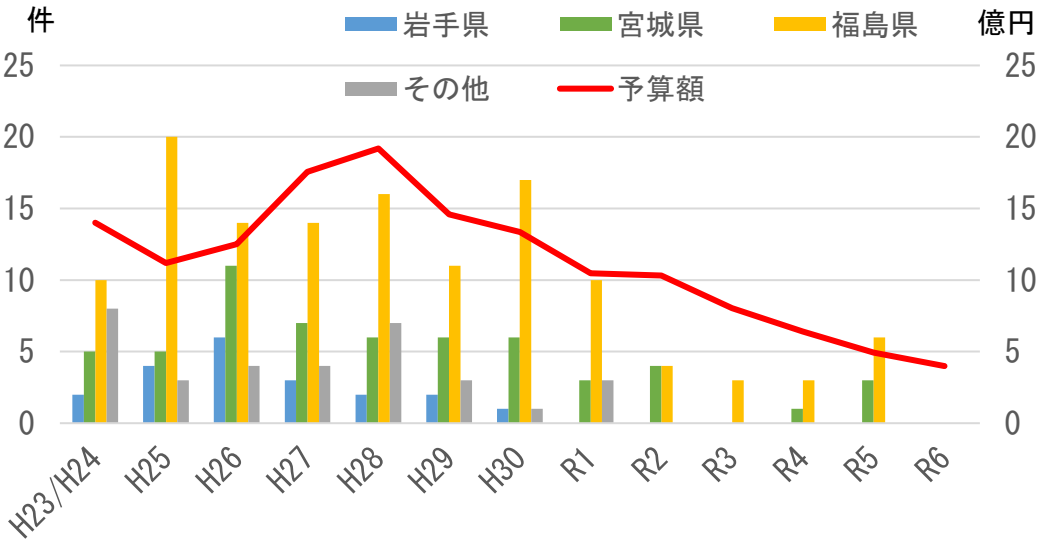
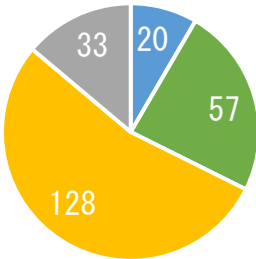
金融上の特例に係る復興推進計画の認定状況

- これまで金融上の特例に係る復興推進計画は、**238件**認定されている。
- 復興特区支援利子補給金を支給した事業における投資額は、現在までの合計で**1兆円超**、新規雇用者は**9千人超**となっており、利子補給制度の効果が現れている。

金融上の特例に係る県別認定件数の推移

県別認定件数
(累計)

■ 岩手県 ■ 宮城県
■ 福島県 ■ その他



令和6年3月31日現在

年度		H23/ H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	計
岩手県		2	4	6	3	2	2	1	0	0	0	0	0	20
宮城県		5	5	11	7	6	6	6	3	4	0	1	3	57
福島県		10	20	14	14	16	11	17	10	4	3	3	6	128
その他	青森県	2	1	1	2	3	0	1	1	0	対象区域外			11
	茨城県	6	2	3	2	4	3	0	2	0	対象区域外			22
計		25	32	35	28	31	22	25	16	8	3	4	9	238

1 これまでの主な取組（公営住宅等に関する譲渡処分要件の緩和について）

東日本大震災により甚大な住宅被害を受けた地域において、被災地域の実情を踏まえた公営住宅の取扱いを可能とする。

○公営住宅の入居資格要件の特例期間の延長【令和3年3月11日をもって終了】

現行制度

○現行の災害時特例規定では、災害発生の日から3年に限り入居者資格要件を緩和（収入基準・同居親族要件の緩和）

※被災市街地復興特別措置法第21条

特例措置

○復興推進計画に記載された、災害公営住宅の建設等が完了するまでの間（最長10年間）、入居資格要件を緩和

○公営住宅入居者等への譲渡処分要件の緩和

現行制度

○耐用年限の1/4を経過後、特別な事由があるときは入居者等に譲渡することができる※

（木造：7.5年、準耐火：11.25年、耐火：17.5年）

※公営住宅法第44条第1項

○譲渡対価は、公営住宅・共同施設の整備、修繕又は改良へ充てなければならない※

※公営住宅法第44条第2項

特例措置①

○耐用年限の1/6に期間を短縮

（木造：5年、準耐火：7.5年、耐火：11.7年）

特例措置②

○地域住宅計画に基づく事業に充てることも可能とする



相馬市細田東団地災害公営住宅

2 成果（公営住宅等に関する譲渡処分要件の緩和について）

- 本特例は、各県及び市町村で復興推進計画が作成され、多くの公営住宅に適用されることで、被災地の住宅の確保に貢献することができた。
- 譲渡要件の短縮については、平成30年、福島県南相馬市で震災初となる譲渡（木造：7.5年を5年に緩和）がなされたのをはじめ、**被災3県では令和4年3月までに120戸が譲渡処分**された。
- 耐火構造の場合は通常17.5年であり、緩和されても11.7年後になることから、発災10年以降にニーズが出てくる特例である。

1 これまでの主な取組（用途規制の緩和に係る特例措置について）

東日本大震災によって壊滅的被害を受けた地域において、復興産業集積区域等における建築物の柔軟かつ迅速な整備を可能とする用途制限の緩和を実現する。

現行制度

＜特定行政庁が許可できる場合＞

- ◆ 各用途地域の指定の目的に反するおそれがないと認めた場合等
- ◆ 公益上やむを得ないと認めた場合
[建築基準法第48条]



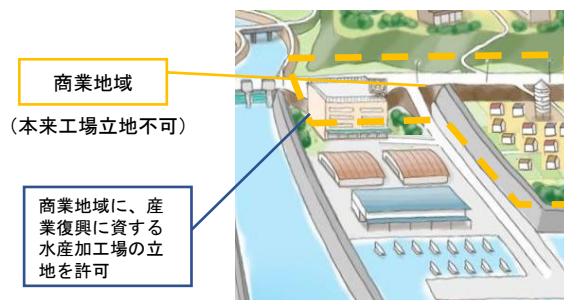
特例措置

＜特定行政庁が許可できる場合＞

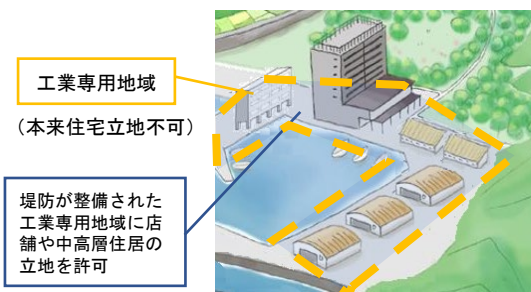
- ◆ 各用途地域の指定の目的に反するおそれがないと認めた場合等
- ◆ 公益上やむを得ないと認めた場合
- ◆ **復興推進計画に定められた基本方針に適合すると認めた場合**

想定される事例

被災した商業地域において、水産物の飲食・物販所とともに水産加工場等の立地を許可し、水産加工物の製造直販をする水産物関係の産業集積を図る。



工業専用地域において、被害を受けた自動車の修理や部品製造工場に併せて、販売店舗や中高層住宅の建築を許可し、工場の従業員の住居確保と、津波からの避難に資する中高層建築物の立地を図ることにより、自動車関連産業の集積を図る。



許可の基準の明確化により、
一体的かつ迅速な緩和が可能に

2 成果（用途規制の緩和に係る特例措置について）

- 本特例は、令和5年3月までに、**9の復興推進計画が認定され、岩手県（釜石市・陸前高田市）及び宮城県（七ヶ浜町・女川町・南三陸町・名取市）の6の自治体で活用**がなされた。
- 平成27年までの活用が多く見られたが、発災から10年が経過した**令和3年においても、岩手県陸前高田市で活用事例**があるなど、復興期間を通して活用が認められ、被災地の復興まちづくりに貢献している。

1 これまでの主な取組（工場立地に係る緑地等規制の緩和について）

地方公共団体が、復興特別区域の復興産業集積区域内で行う「復興産業集積事業（※）」を盛り込んだ「復興推進計画」を策定し、内閣総理大臣に申請し認定を受けた場合、「緑地及び環境施設の敷地面積に占める割合」を、工場立地法及び地域未来投資促進法で定めた準則に代えて、市町村の条例により自由に定めることができる。

（※）復興産業集積事業：雇用確保等が喫緊の課題である「復興産業集積区域」において、製造業等が工場等の新増設を行うことを促進する事業。

概要

特定地方公共団体

復興産業集積区域内で行う
復興産業集積事業を定めた
復興推進計画を策定

申請

内閣総理大臣

認定

現行の準則に代えて、「緑地及び環境施設の敷地面積に占める割合」を、地域の実情を踏まえ、**市町村の条例**で自由に定めることが可能。

★「市町村の条例」が、下記準則よりも優先★

現行の準則（緑地及び環境施設の敷地面積に占める割合）

<工場立地法で定める準則>

- ・環境施設（含む緑地） 25%以上 [工場立地法第4条第1項]
- ・上記25%のうちの緑地 20%以上

<工場立地法上で定めることが可能な地域準則>

- ・環境施設（含む緑地） 10%～35%
 - ・緑地 5%～30%
- 工場立地法 第4条の2第1項

<地域未来投資促進法上で定めることが可能な市町村準則>

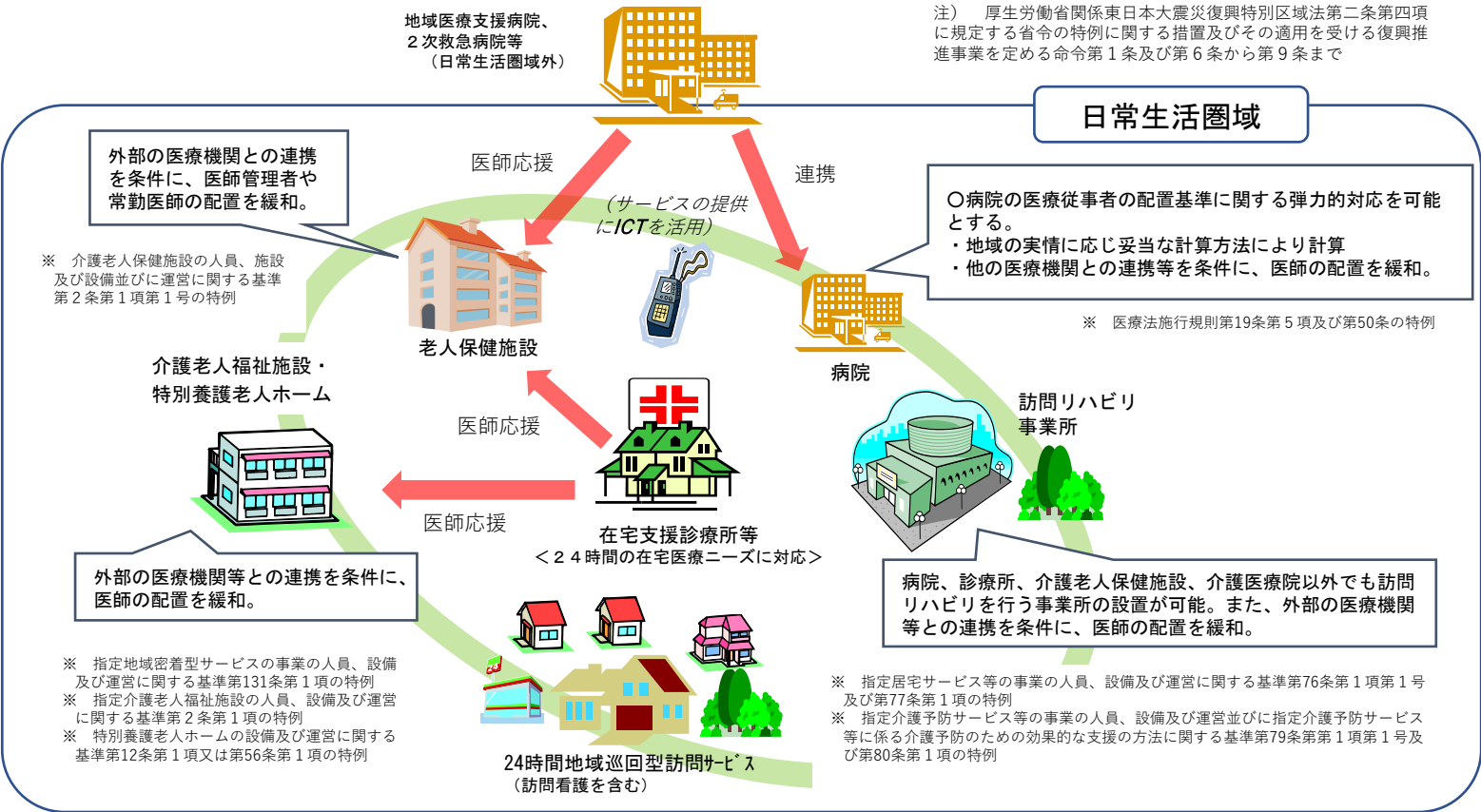
- ・環境施設（含む緑地） 1%～25%
 - ・緑地 1%～20%
- 地域未来投資促進法 第9条第1項



2 成果（工場立地に係る緑地等規制の緩和について）

- 本特例は、各県で復興推進計画が作成され、**150以上の事業に特例**が適用されるなど、復興特区法に基づく規制の特例の中でも多く活用された特例となった。
- 工場等の立地等に当たり特例が適用され、企業の負担が軽減されることで立地しやすい環境をつくり、被災地の産業の活性化に貢献している。

1 これまでの主な取組（被災地における医療・介護確保のための特例について）



2 成果（被災地における医療・介護確保のための特例について）

- 本特例は、各県で復興推進計画が作成され、復興特区法に基づく規制の特例の中でも多く活用された特例となった。
- 宮城県で2施設、福島県で9施設が医師等の配置基準の緩和を受けた。なお、岩手県では、計画が認定されたものの、実際には必要な医師数を確保することができたことなどにより、活用に至らなかった。

1 これまでの主な取組（復興整備計画の概要）

復興特別区域基本方針（閣議決定）

地域の発意・創意工夫により、地域限定の思い切った措置（税・財政・金融上の特例や規制・手続の特例等）を総合的にワンストップで適用

対象区域：復興の取組を重点的に推進する必要がある区域として政令で定める区域

税制、金融、規制等の特例
（復興推進計画）

計画主体：県・市町村が単独又は共同

被災地の土地利用再編
（復興整備計画）

計画主体：市町村が単独又は県と共同

必要に応じて国や学識経験者等
が協議会の構成員として加わり、
協議・同意を経て、計画を確定

復興整備協議会（関係県・市町村等）

計画の公表（特例の発効）

事業の実施・特例の適用

土地利用再編の特例（主なもの）

事業実施に必要な許可の基準、 事業要件等の緩和

- ・市街化調整区域における開発行為、
農地転用等について特例的に許可
- ・市街化調整区域における地方公共団体
による土地区画整理事業の実施
- ・防災集団移転促進事業の拡充
- ・県営土地改良事業の拡充

事業実施に必要な複数の許 可手続等のワンストップ化

- ・開発行為、農地転用の許可手続
- ・都市計画、農地利用計画等の決定・
変更手続
- ・集団移転促進事業、土地改良事業等
事業計画の作成手続

用地確保の円滑化

- ・土地収用手続の更なる迅速化
 - 事業認定手続短縮
 - 裁決申請と土地調書等確定の並行処理
 - 土地収用法の緊急使用による工事着手
前倒し
- ・収用対象となる集団住宅整備の拡大
（50戸以上→5戸以上）

2 成果 (復興整備計画の公表状況)

地域	対象市町村	事業施行地区*1	復興整備事業の内容	許認可等の特例
岩手	○計12市町村 (宮古市、大船渡市、久慈市、 陸前高田市、釜石市、山田町、 大槌町、岩泉町、田野畑村、普 代村、野田村、洋野町)	計272地区	・市街地開発事業(宮古市等の計21地区) ・集団移転促進事業(宮古市等の計45地区) ・都市施設の整備に関する事業(宮古市等の計95地区) ・小規模団地住宅施設整備事業(大槌町の計7地区) ・土地改良事業(釜石市等の計3地区) ・その他施設(例:災害公営住宅等)の整備に関する事業(宮古市等の計101地区)	・農地法の転用許可みなし*2 (宮古市等の計105件) ・都市計画法の事業認可みなし (大船渡市等の計6件)
宮城	○計14市町 (仙台市、石巻市、塩竈市、気 仙沼市、名取市、多賀城市、岩 沼市、東松島市、亘理町、山元 町、七ヶ浜町、利府町、女川町、 南三陸町)	計480地区	・市街地開発事業(石巻市等の計32地区) ・集団移転促進事業(仙台市等の計191地区) ・都市施設の整備に関する事業(石巻市等の計67地区) ・土地改良事業(南三陸町等の計2地区) ・津波防護施設の整備に関する事業(山元町の計1地区) ・その他施設(例:災害公営住宅等)の整備に関する事業(仙台市等の計187地区)	・農地法の転用許可みなし*2 (仙台市等の計459件) ・都市計画法の開発許可みなし (石巻市等の計185件) ・都市計画法の建築許可みなし (仙台市の計4件) ・自然公園法の建築許可等みなし (石巻市等の計38件)
福島	○計13市町村 (いわき市、相馬市、南相馬市、 川俣町、広野町、楡葉町、富岡 町、川内村、大熊町、双葉町、 浪江町、新地町、飯館村)	計292地区	・市街地開発事業(いわき市等の計7地区) ・集団移転促進事業(いわき市等の計42地区) ・都市施設の整備に関する事業(いわき市等の計85地区) ・小規模団地施設整備事業(いわき市の計3地区) ・土地改良事業(相馬市等の計14地区) ・造成宅地滑動崩落対策事業(楡葉町の計1地区) ・その他施設(例:災害公営住宅等)の整備に関する事業(いわき市等の計140地区)	・農地法の転用許可みなし*2 (いわき市等の計262件) ・都市計画法の開発許可みなし (いわき市等の計25件) ・森林法の許可みなし (飯館村等の計2件) ・都市計画法の事業認可みなし (浪江町の1件)

県営土地改良事業の拡充



(事業実施前)



(事業実施後)

- *1 個別の事業による地区数。
- *2 東日本大震災復興特別区域法第49条第1項による同意数を含む。
- *3 自治体ホームページ公表資料を基に復興庁作成

(令和6年3月31日現在)

東日本大震災の復興施策の総括（令和元年10月23日）

Ⅲ．復興を支える仕組み - 2．法制度 - （1）復興特区制度

○今後の課題

- ・ 規制の特例、復興整備計画、金融の特例について、対象地域を重点化する方向であり方を検討。
- ・ 復興特区税制については、対象地域を重点化した上で、適用期限の適切な延長について検討。
- ・ 復興交付金については、復興・創生期間内の全計画の完了が目標。

○今後の大規模災害に向けた教訓

- ・ 災害の規模・態様、被害の状況や地域特性に応じて制度を検討することが効果的。

東日本大震災 復興政策10年間の振り返りポイント（令和5年8月29日）

5．復興特別区域法

○主な評価・教訓

- ・ 特区法の特例を活用し、農地転用の進捗が図られた。許可基準が復興特例となり、審査がまとめて行われ、通常手続きに比べて、協議回数、作成書類など大幅に負担を軽減された。
- ・ 特例的な土地区画整理事業等が実施できたため、まちづくり計画の自由度が高まり、迅速な事業完了につながった。
- ・ 関係機関との協議の必要性や作成書類の総量については従前と大きな変化がない特例もあるとの指摘があった。
- ・ 新規雇用の創出に加え、投資の意思決定や投資額の増加が促進され、利子補給制度が一定の効果を与えた。
- ・ 緑地造成費用等を抑えることができたことで、企業の負担が軽減され、立地しやすい環境づくりに貢献した。特区制度が決め手の一つとなり立地が決まる効果があった。
- ・ 活用が不十分だった措置の検証を行ったところ、特区法の適用件数には計上されないものの、特区法で認められる案件であることを踏まえ、本則の方で柔軟な運用が認められ迅速に許認可される効果につながったものもあった。

参考：行政事業レビューシート抜粋

○ 事業名
復興特区支援利子補給金

○ 事業の目的
東日本大震災復興基本法（平成23年法律第76号）第2条の基本理念を踏まえ、金融上の支援を実施することによって、被災地域における雇用機会の創出等を図る事業の円滑な実施を支援する。

○ 予算額・執行額（単位：百万円）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度要求
予算の状況	当初予算(A)	1,031	804	641	494	400
	補正予算(B)	▲ 213	▲ 149	-	-	
	前年度から繰越し(C)	-	-	-	-	-
	翌年度へ繰越し(D)	-	-	-	-	
	予備費等(E)	-	-	-	-	
	計(F) =(A)+(B)+(C)+(D)+(E)	818	655	641	494	400
執行額(G)		798	629	482		

○ 活動内容
指定金融機関に対し利子補給金を支給する。

参考：行政事業レビューシート抜粋

○ 活動目標及び活動実績（アウトプット）

活動目標	活動指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	5年度 活動見込	6年度 活動見込
金融機関による利子補給制度の利用	利子補給金支給額	活動実績	百万円	798	629	482	-	-
		当初見込み	百万円	1,031	804	641	494	400

○ 成果目標の設定理由（アウトプットからのつながり）

復興特区支援利子補給制度による効果発現の指標として、まずは利子補給制度を活用した融資額を短期アウトカムとして設定した。また、令和2年度から令和3年度にかけては新型コロナウイルスの流行に伴う経済活動停滞の影響を受け実績値が伸び悩んでいるものの、昨今の感染状況収束傾向を踏まえた経済活動の再開の動きを受け、実績値も回復傾向となる兆しが見え始めているところである。

○ 成果目標及び成果実績（短期アウトカム）

成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標年度	
							5	年度
利子補給制度による融資案件の誘発	復興特区支援利子補給金支給の対象となる融資額（累計）	成果実績	億円	4,216	4,239	4,270	-	
		目標値	億円	-	-	-	4,470	
		達成度	%	-	-	-	-	

○ 成果目標及び成果実績（短期アウトカム）

利子補給制度を活用した事業全体の規模を捉えるには、利子補給の対象となる融資額のみならず事業投資額全体を俯瞰する必要があるため、利子補給金を支給した事業における投資額を中期アウトカムとして設定した。また、令和2年度から令和3年度にかけては新型コロナウイルスの流行に伴う経済活動停滞の影響を受け実績値が伸び悩んでいるものの、昨今の感染状況収束傾向を踏まえた経済活動の再開の動きを受け、実績値も回復傾向となる兆しが見え始めているところである。

参考：行政事業レビューシート抜粋

○ 成果目標及び成果実績（中期アウトカム）

成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標年度		
								5	年度
利子補給制度を活用することによる、投資規模拡大の促進	復興特区支援利子補給金を支給した事業における投資額(累計)	成果実績	億円	10,867	10,903	10,988	-		
		目標値	億円	-	-	-	11,288		
		達成度	%	-	-	-	-		

○ 成果目標の設定理由（長期アウトカムへのつながり）

東日本大震災復興基本法（平成23年法律第76号）第2条（基本理念）の第5号ロにて、「被災地域における雇用機会の創出」施策が推進されるべきと定められているところ、利子補給制度を活用した事業における雇用機会の創出を長期アウトカムとして設定した。また、令和2年度から令和3年度にかけては新型コロナウイルス感染症の流行に伴う経済活動停滞の影響を受け実績値が伸び悩んでいるものの、昨今の感染状況収束傾向を踏まえた経済活動の再開の動きを受け、実績値も回復傾向となる兆しが見え始めているところである。

○ 成果目標及び成果実績（長期アウトカム）

成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標最終年度		
								5	年度
雇用機会の創出	復興特区支援利子補給金を支給した事業における新規雇用者数(累計)	成果実績	人	9,146	9,166	9,227	-		
		目標値	人	-	-	-	9,268		
		達成度	%	-	-	-	-		

7 地方単独事業等（人材確保対策への支援）

1 これまでの主な取組

①現役の地方公務員を被災自治体に派遣（総務省スキーム①）

（財源：これまで総務省が被災市町村に震災復興特別交付税を交付）

ピーク時派遣人数 岩手県内672人 宮城県内1185人（平成26年10月1日時点）

※本資料（4－1）は岩手県、宮城県を念頭に記載（以下、同じ）

※総務省公表資料「東日本大震災による被災地への地方公務員の派遣状況調査」等から抽出

- ・ 全国市長会・全国町村会の協力を得て、全国の市区町村から被災市町村に対する人的支援の体制を構築（総務省）

②被災自治体が自治体OBなどの任期付職員を直接雇用（総務省スキーム②）

（財源：これまで総務省が被災市町村に震災復興特別交付税を交付）

ピーク時在職人数 岩手県内513人 宮城県内716人（平成28年10月1日時点）

※総務省公表資料「東日本大震災に係る任期付職員の在職状況調査」等から抽出

- ・ 被災自治体における任期付職員等の募集情報等について総務省ホームページに掲載（総務省）

③復興庁が主に民間の方を非常勤国家公務員として採用し被災自治体に派遣駐在（復興庁スキーム）

（財源：復興庁経費）

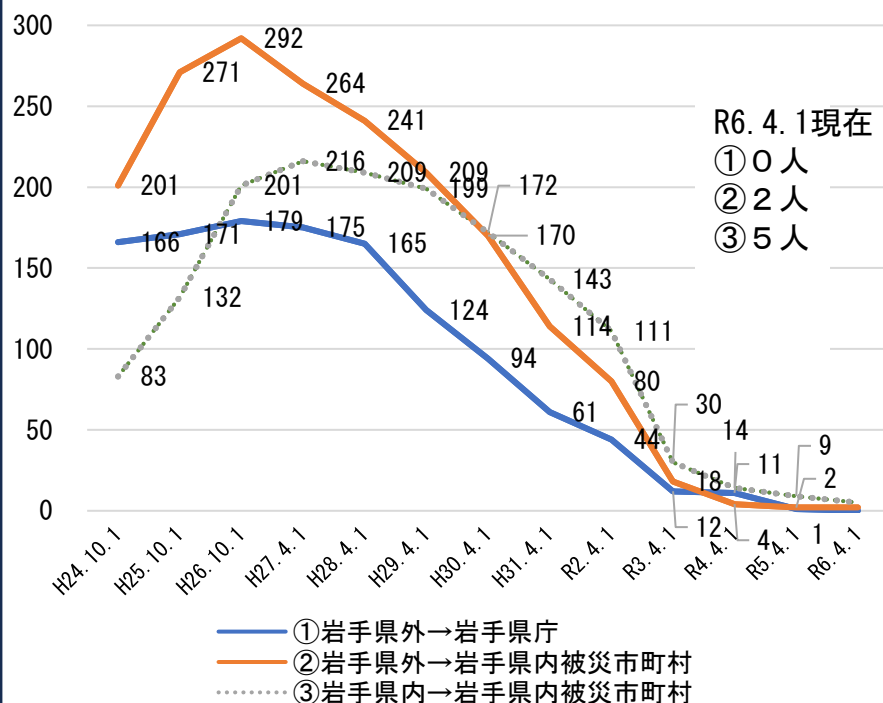
ピーク駐在人数 岩手県内62人 宮城県内71人（平成27年3月1日時点）

2 成果①

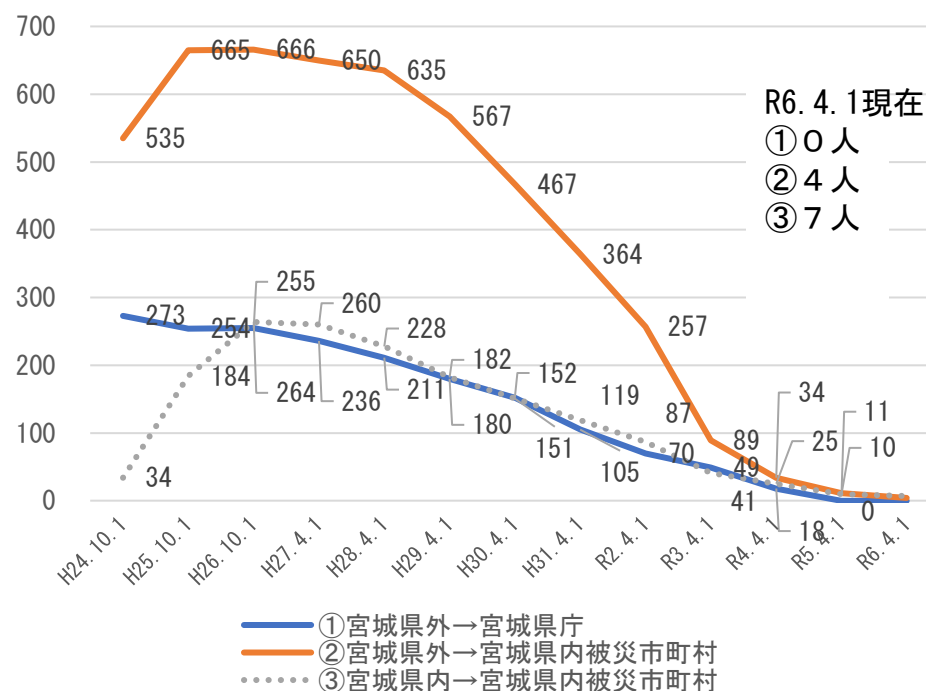
①被災自治体への地方公務員の派遣（総務省スキーム①）

- ・ 県の内外から派遣された多数の地方公務員が支援。
- ・ 県庁は、自らが県外からの派遣を受けつつ、並行して県内被災市町村へ派遣し支援。
- ・ 現在では事業の進捗とともに地方公務員の派遣数は大幅に減少。

(ハ) 地方公務員の派遣数の推移（岩手県内分）



(ニ) 地方公務員の派遣数の推移（宮城県内分）



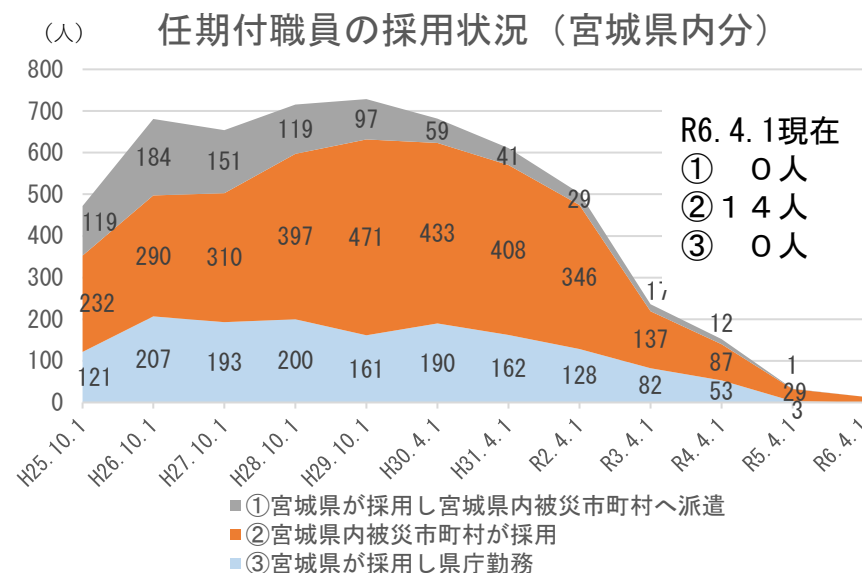
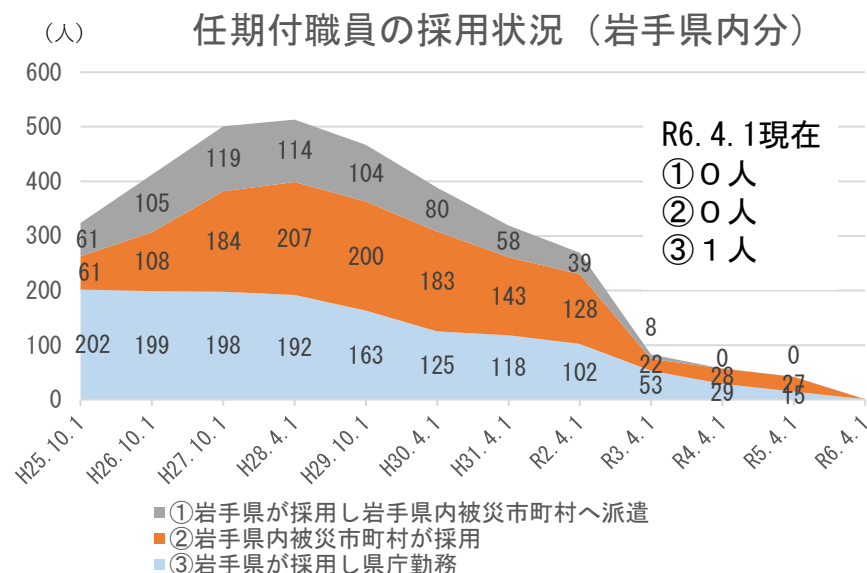
※R5.4.1以前の数値は、総務省公表資料等から算出（平成31年以降は、地方自治法第252条の17に基づく派遣による人数）。

※R6.4.1時点の数値は、岩手県及び宮城県の公表資料及び聞き取りによる人数。

2 成果②

②被災自治体における任期付職員の採用（総務省スキーム②）

- ・ 県及び被災市町村により、多数の任期付職員が採用され、復興事業に従事。
- ・ 現在では事業の進捗とともに復興事業に従事する任期付職員数は大幅に減少。
- ・ 県が雇用し市町村に派遣する人数は、令和5年4月1日時点で岩手県0人、宮城県1人。
- ・ 被災市町村が必要な任期付職員の大部分は被災市町村自らが採用活動を行う。



※R5.4.1以前の数値は、総務省公表資料等から算出（平成31年以降は、地方自治法第252条の17に基づく派遣による人数）。

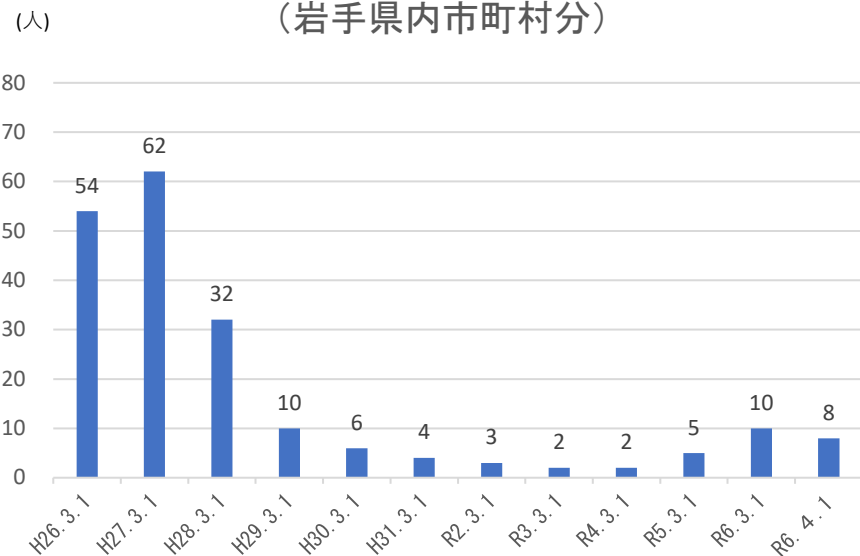
※R6.4.1時点の数値は、岩手県及び宮城県の公表資料及び聞き取りによる人数。

2 成果③

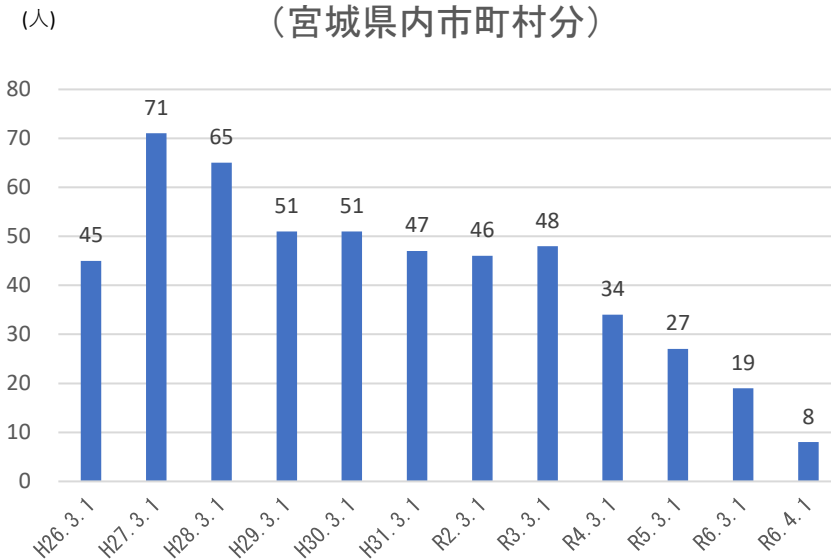
③非常勤国家公務員の被災自治体への派遣駐在（復興庁スキーム）

- ・総務省スキーム①②をもってなお不足する分を補完

非常勤国家公務員（復興庁）の駐在人数
（岩手県内市町村分）



非常勤国家公務員（復興庁）の駐在人数
（宮城県内市町村分）

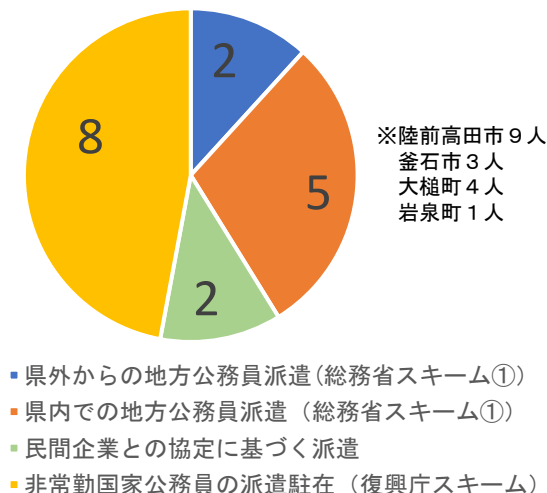


※復興庁とりまとめ

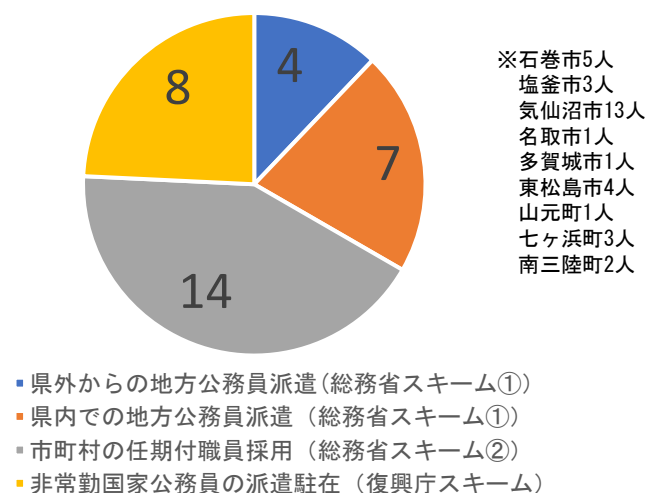
2 成果（現状：令和6年4月1日現在）

- ・地震・津波被災地域においては、復興事業の進捗に伴い、復興関係業務に必要な人員数は減少傾向。
- ・岩手県被災市町村で17人、宮城県内被災市町村で33人の人員が従事。

岩手県内被災市町村※の人材確保（17人）の内訳
（令和6年4月1日現在）



宮城県内被災市町村※の人材確保（33人）の内訳
（令和6年4月1日現在）



※岩手県、宮城県公表資料から算出

- ・「第2期復興・創生」期間以降における東日本大震災からの復興の基本方針
（令和6年3月19日閣議決定）

人材確保対策への支援は、「第1期復興・創生期間内に完了しなかった単独災害復旧事業、第2期復興・創生期間以降に残る事業に対応するための人材確保対策」のために継続する措置。

参考：これまでの議論

東日本大震災の復興施策の総括（令和元年10月23日）

Ⅲ．復興を支える仕組み - 3．自治体支援

○今後の課題

- ・ 復興・創生期間後の地方公共団体支援のあり方について、引き続き検討。

○今後の大規模災害に向けた教訓

- ・ 来るべき大規模災害においても、被害の規模・態様に応じて、今回の地方公共団体支援の例を参考として、適切に対応することが必要。
- ・ 今後の大規模災害に備え、不足感が強い技術職員を地方公共団体が確保・育成していく視点も必要。また、民間の力の導入も有効。

参考：これまでの議論

東日本大震災 復興政策10年間の振り返りポイント（令和5年8月29日）

15. ボランティア・NPO、行政相互の連携等

○主な評価・教訓

- ・ ボランティアの主体が個人から、団体・企業レベルに広がり、企業が継続的かつ目的意識をもって被災地で活動したことは、大きな変化との評価がある。
- ・ NPOの立場からは予算の仕組みが単年度ごととなっているため、事業を数年先まで見据えられないといった指摘がある。
- ・ 中間支援組織等がコーディネーターとして、ネットワーク形成支援や、資金助成、人材育成、組織運営面でのノウハウ提供をしたことで、効果的な支援を行った。
- ・ 民間企業からも一般事務のみならず、土木職等の技術職員も積極的に派遣がなされ、効果的であった。
- ・ 全国の自治体職員を派遣するスキームが効果的に機能した。
- ・ 国職員の副町長等での派遣は、国と直接コミュニケーションする機会が増えた被災自治体にとって効果的だった

7 地方単独事業（震災復興特別交付税）

1 これまでの主な取組

- 平成23年11月の第3次補正予算に基づく財源措置と特別立法等をもとに制度が導入される。
→第1次・第2次補正に係る復旧事業等に係る地方負担分についても遡及して措置。
 - 平成24年度予算より東日本大震災復興特別会計が設置される。
 - 東日本大震災の復旧・復興事業に係る被災団体の財政負担を解消するとともに、被災団体以外の地方公共団体の負担に影響を及ぼさないよう、通常の収支・特別交付税とは別枠で財源を確保（復興財源）し、個々の被災団体の負担をゼロとするように、実施状況に合わせて決定・交付（9月と3月の2回交付）。
- ＜算定項目＞ 直轄・補助事業に係る地方負担額、地方単独事業（単独災害復旧事業費、中長期職員派遣・職員採用、風評被害対策等）、地方税等への減収額の補てん
- 【平成23～令和5年度 交付累計額】 5兆6,569億円

＜東日本大震災の措置の例＞

○地方単独事業の場合

震災復興特別交付税により全額措置

100%

東日本大震災からの復旧・復興事業に関する地方負担分について震災復興特別交付税で措置する（直轄・補助事業については国庫補助金を充当し、その補助裏について措置）。

○【参考】国直轄・補助事業（復旧事業）

震災復興特別交付税

国費 90%以上

○【参考】国直轄・補助事業（復興事業）

震災復興特別交付税

国費 80%程度（復興交付金）

※

※平成28年度以降、復興の基幹的事業及び原子力事故災害に由来する事業は、従来と同様、地方負担の100%を措置。ただし、全国共通課題への対応の性質を併せ持つ事業（例：道路整備事業）は、地方負担の95%を措置。

【参考】＜その他の災害の措置の例＞

○地方単独事業（復旧事業）の場合

元利償還金の一定割合を後年度普通交付税措置

地方債を充当（充当率：最大100%）

通常の災害では、地方債を起債し、元利償還金の一定割合を後年度の普通交付税で措置する（適債性のある事業に限る。）。

○国直轄・補助事業（復旧事業）

地方債

国費（例：道路2/3以上）

元利償還金の95%を後年度普通交付税措置

○国直轄・補助事業（復興事業）

国費（例：道路1/2）

元利償還金一定割合を
後年度普通交付税措置

地方債

1 これまでの主な取組

○算定項目（抜粋）※令和5年度時点

地方単独事業

- ・ 単独災害復旧事業費
- ・ 災害復旧事業費、り災世帯数等に基づく算定（現年分）
- ・ 中長期職員派遣、職員採用
- ・ 福島県の警察官の増員
- ・ 非常勤職員公務災害補償
- ・ 被災児童、生徒等スクールバス
- ・ 選挙
- ・ 原発事故関係
（除染、風評被害対策等、子ども環境整備支援、避難元市町村と避難住民との関係維持支援）
- ・ 復興支援員
- ・ メンタルヘルス対策
- ・ 震災減収対策企業債に係る利子支払額

地方税等の減収額

- ・ 条例による地方税、使用料、手数料等の減免額
- ・ 地方税法の改正等に伴う地方税の減収額

1 これまでの主な取組

○震災復興特別交付税と特別交付税の違い（令和５年度算定）

	震災復興特別交付税	特別交付税（地方交付税）
根拠省令	地方団体に対して交付すべき令和五年度の震災復興特別交付税の額の算定方法、決定時期及び決定額並びに交付時期及び交付額等の特例に関する省令	特別交付税に関する省令
財源	<u>東日本大震災復興特別会計</u> から繰入れにより確保	地方交付税総額のうちの６％
措置率	直轄・補助事業の地方負担額（９５％～１００％） 地方単独事業費・地方税等の減収額（１００％）	各費目による（３０％～８０％）
交付決定	９月と３月の年２回	１２月と３月の年２回

※震災復興特別交付税は通常の特別交付税とは異なる省令を根拠とし、異なる財源を確保したうえ、地方単独事業費及び地方税等の減収額については１００％措置される。

※地方交付税の総額は、当該年度における所得税及び法人税の３３．１％、酒税の５０％、消費税の１９．５％、地方法人税の法定率分とされる（地方交付税法第６条第１項）

2 成果

○ 地方単独事業

令和5年度の交付決定額は108億500万円（対前年度比：▲20.9%）

主な内訳は以下のとおり。

（1）単独災害復旧事業費

令和5年度の交付決定額は1億3,700万円（対前年度比：▲84.8%）

（2）中長期職員派遣・職員採用

令和5年度の交付決定額は60億9,200万円（対前年度比：▲24.5%）

（3）風評被害対策等

令和5年度の交付決定額は24億8,900万円（対前年度比：▲1.7%）

○ 地方税等の減収額の補てん

（条例による地方税、使用料・手数料等の減免額、地方税法等の規定に基づく減収見込額）

令和5年度の交付決定額は295億9,000万円（対前年度比：▲14.2%）

○ 震災復興特別交付税の交付決定額は、平成23年度当初は全体で8,000億円を超える規模であったが、年々減額しており、令和5年度の交付決定額は全体で716億9,900万円となっている（対前年度比：▲10.6%）。

関連指標（算定項目別交付額）

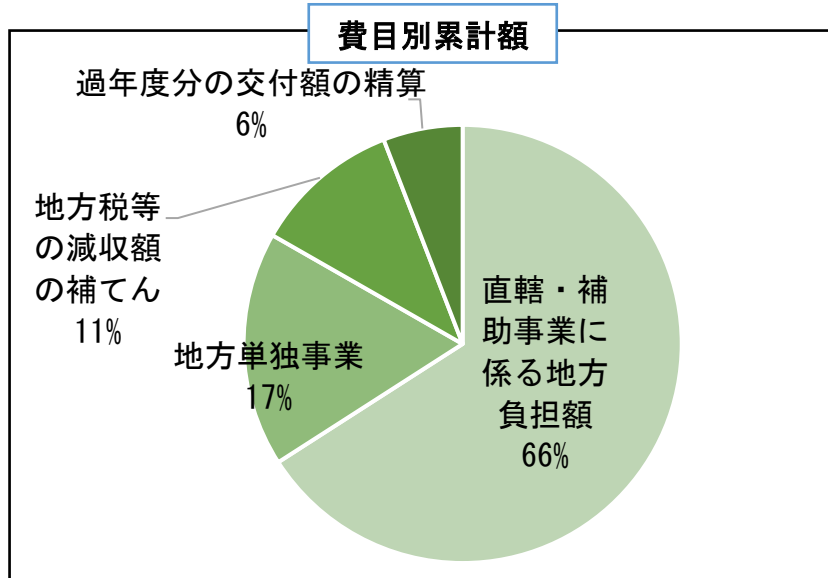
単位：百万円

算定項目		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
直轄・補助事業に係る地方負担額		522,135	398,038	389,037	406,766	480,110	418,416	369,451	359,427	399,197	334,137	57,792	44,871	45,624
地方単独事業		190,861	320,327	85,928	88,512	85,772	75,958	73,698	55,644	50,012	42,989	17,394	13,652	10,805
主な内訳	単独災害復旧事業費	165,582	71,203	36,364	39,023	41,364	31,339	34,775	21,276	19,181	18,008	1,723	902	137
	中長期職員派遣・職員採用	4,791	20,707	27,293	31,717	33,206	32,970	30,183	26,903	23,384	18,953	10,771	8,068	6,092
	風評被害対策等	4,717	10,861	7,624	7,010	4,329	4,086	3,562	3,440	3,475	2,970	2,524	2,531	2,489
地方税等の減収額の補てん		100,453	54,202	76,984	79,203	73,445	43,416	42,553	38,342	38,938	43,906	40,916	34,475	29,590
過年度分の交付額の精算		0	▲8,032	▲44,875	▲60,033	▲50,380	▲50,070	▲47,499	▲23,270	▲24,796	▲20,290	▲19,712	▲12,806	▲14,320
合計		813,449	764,536	507,074	514,446	588,948	487,721	438,205	430,144	463,351	400,735	96,390	80,192	71,699

（注）端数処理により、合計が一致しないことがある。

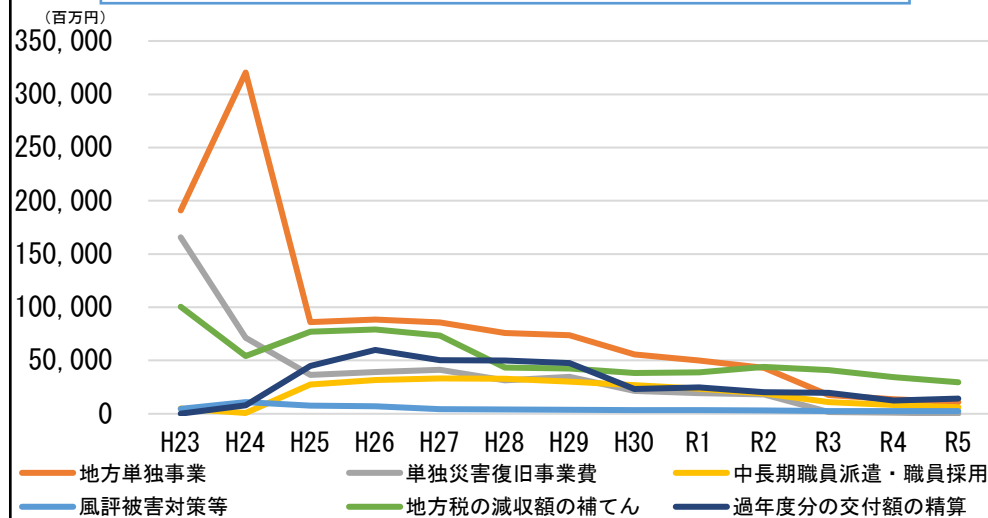
関連指標（算定項目別交付額）

○費目別交付額の分析



費目別累計額においてはその半数以上を直轄・補助事業に係る地方負担額が占めているが、地方単独事業は全体の約5分の1ほどを占めている。地方単独事業の主な内訳は、単独災害復旧事業費が43.3%、中長期職員派遣・職員採用が24.7%、風評被害対策等が5.3%である。

地方単独事業費・地方税等の減収額の補てんの推移



地方単独事業費及び地方税等の減収額の補てんに係る交付額の推移において、交付額は全体的に減少傾向ではあるが、地方税等の減収額の補てんについては、平成28年度以降ほぼ横ばいであり、現在も被災団体において地方税の減収額の補てんが必要な状況が続いている。

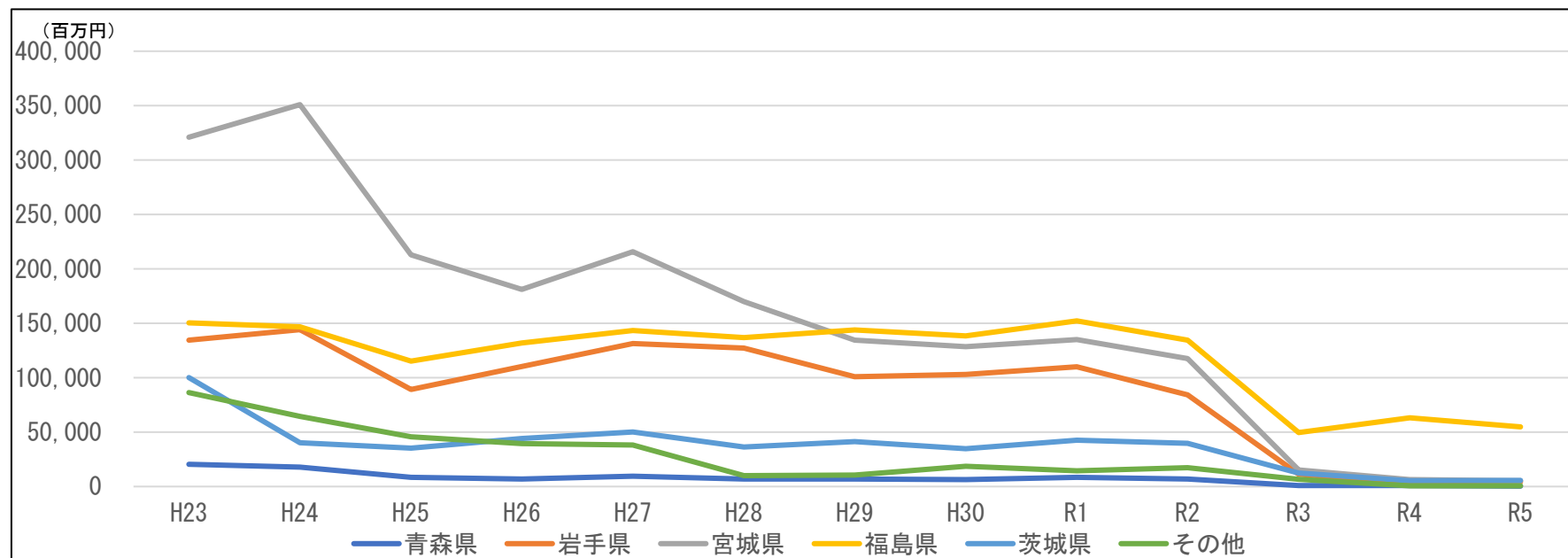
※地方単独事業は単独災害復旧事業費、中長期職員派遣・職員採用、風評被害対策等の合計額。

関連指標（都道府県別交付額）

単位：百万円													
都道府県名	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
青森県	20,652	18,013	8,519	6,950	9,587	7,038	6,953	6,423	8,466	6,874	917	1,065	563
岩手県	134,612	144,243	89,249	110,453	131,359	127,235	100,905	103,027	110,150	84,438	11,309	3,357	4,280
宮城県	321,015	350,896	212,925	181,257	215,910	170,045	134,568	128,517	135,073	117,571	15,201	6,357	5,416
福島県	150,531	146,717	115,285	132,117	143,554	136,958	143,933	138,592	152,428	134,660	49,812	63,188	55,034
茨城県	100,330	40,205	35,366	44,216	50,278	36,340	41,280	34,778	42,556	39,731	12,506	5,431	5,702
その他	86,309	64,462	45,731	39,454	38,261	10,106	10,566	18,806	14,677	17,460	6,645	794	704
合計	813,449	764,536	507,074	514,446	588,948	487,721	438,205	430,144	463,351	400,734	96,390	80,192	71,699
（注）都道府県分と市町村分の合算額を記載。 （注）東日本大震災の被災県のうち、震災復興特別交付税の交付額が多い県を抜粋。 （注）端数処理により、合計が一致しないことがある。													

関連指標（都道府県別交付額）

都道府県別交付額の推移



都道府県別交付額の推移は、震災当初は岩手県が最も交付額が多かったが、平成29年度以降は福島県の交付額が最も多くなり、現在も500億円規模の震災復興特別交付税が交付されている。

東日本大震災の復興施策の総括（令和元年10月23日）

Ⅲ. 復興を支える仕組み - 1. 復旧・復興事業の規模と財源

○今後の課題

- ・ 復興・創生期間後の地方公共団体支援のあり方について、引き続き検討。

○今後の大規模災害に向けた教訓

- ・ 来るべき大規模災害においても、被害の規模・態様に応じて、今回の地方公共団体支援の例を参考として、適切に対応することが必要。
- ・ 今後の大規模災害に備え、不足感が強い技術職員を地方公共団体が確保・育成していく視点も必要。また、民間の力の導入も有効。

東日本大震災 復興政策10年間の振り返りポイント（令和5年8月29日）

6. 予算・税制

○主な評価・教訓

- ・ 「復興財源フレーム」の策定により、被災自治体が安心して復興事業に取り組むことが可能となった。
- ・ 復興財源について、学術会議等からも提案のあった増税によって確保したことには意義があるとの評価がある。
- ・ 復興予算について、スピード感を優先して自治体の裁量をどこまで認めるべきか、国がどこまで方向づけすべきかを考えることが必要との意見もある。
- ・ 地方負担がゼロだったために事業が過大になったとの指摘がある。
- ・ 復興基金の運用は、長期的に必要なソフト支援のために、あらかじめ複数年度にわたるNPO等の活動を助成する等柔軟な対応ができる財団方式にすると良かったとの指摘もあった。

1 これまでの主な取組

○国営追悼・祈念施設

- ・地方公共団体が設置する復興祈念公園の中に、国が中核的施設となる丘や広場等を整備

○震災遺構・伝承施設、伝承団体

- ・「るるぶ特別編集 東日本大震災伝承施設ガイド」の発行（令和5年3月）
- ・持続可能な震災伝承活動に係る課題について、調査・整理（令和5年度）
- ・震災の語り部等への大臣感謝状を贈呈（令和5年度～）

○ノウハウの普及展開・復興政策の評価

- ・「東日本大震災 復興の教訓・ノウハウ集」（令和3年3月公表）
官民の膨大な取組事例を収集・調査し、専門的知見も踏まえ、事例から教訓・ノウハウを抽出
教訓・ノウハウの海外展開のため、英訳版の作成
- ・「東日本大震災の教訓継承事業」（令和4年度～）の一環として、
 - 「復興政策10年間の振り返り」（令和5年8月公表）
第1期復興・創生期間の終了に至るまで（平成23年度～令和2年度）の
復興に係る国の組織や取組の変遷等について収集・整理し、評価や課題をとりまとめ
 - 東日本大震災の被災者個人の生活再建や事業再生等に係る経験・教訓を「国民知見」として収集
（令和5年度～）

を実施。

- ・東日本大震災の教訓継承サイト「繋ぐ、未来へ」の公表（令和5年3月）

○2025年日本国際博覧会（2025年大阪・関西万博）に関する復興庁の取組（令和5年度～）

- ・「Build Back Better（ビルド・バック・ベター：よりよい復興）」をコンセプトとした
「災害対策・震災伝承」、「食・水産」、「最新技術」及び「福島国際研究教育機構」に関する
「復興のストーリー」等の展示に向けた検討
- ・「万博を通じて描いた被災地の未来像」を「遺産（レガシー）」として残すためのデジタルモニュメントの
制作に向けた検討
- ・復興庁展示のメインターゲットである「若年層」「家族層」「外国人」等への認知拡大を通じてより多くの
方々に被災地まで足を運んでいただけるよう、インターネット等を活用し、復興庁展示の関連情報を発信

2 成果

○ 国営追悼・祈念施設

【岩手・宮城】令和2年度末に整備完了

【福島】令和7年度内での完成を目指し、引き続き整備を推進

○ 震災遺構・伝承施設

- ・「るるぶ特別編集 東日本大震災伝承施設ガイド」において、75の東日本大震災伝承施設を紹介。被災3県の全学校や全国の県教育委員会、公立図書館等に配布。記憶と教訓の継承、防災・減災意識の向上に寄与した。
- ・震災の語り部等への大臣感謝状を計67名に贈呈

○ ノウハウの普及展開・復興政策の評価

- ・「東日本大震災 復興の教訓・ノウハウ集」を47都道府県防災担当部局、被災3県内の市町村防災担当部局、伝承施設等に配布。
また、英訳版を復興庁に来訪したウクライナ副首相、ウクライナ訪問団、ハワイ州知事や、昨年2月に大地震に遭ったトルコ・シリア両国の駐日公館に提供したほか、各国の在外公館等にも配布することで、知見の海外への展開を行っている。
- ・「復興政策10年間の振り返り」を47都道府県防災担当部局、被災3県内の市町村防災担当部局や、公立図書館等に配布。「復興政策10年間の振り返り」の有識者会議委員からは、重要な後世に残るものになったと評価があった。
- ・「国民知見」の収集のため、51人の被災者からインタビューを実施。

○ 2025年日本国際博覧会（2025年大阪・関西万博）に関する復興庁の取組

- ・万博会場内「EXPOメッセ」にて令和7年5月19日（月）から24日（土）までの間の展示が内定
- ・「2025年大阪・関西万博 復興ポータルサイト」を公開し、東日本大震災に関する基本的情報や万博での展示に関連した被災地住民、事業者等へのインタビュー記事を掲載

東日本大震災の復興施策の総括（令和元年10月23日）

7. 復興の姿の発信、記憶・教訓の継承

○今後の課題

- ・ いまだに根強く残る風評被害への対応を進めることが必要。
- ・ 岩手県、宮城県、福島県において国営追悼・祈念施設の整備を推進。
- ・ 東日本大震災の貴重な教訓を全国各地の防災力向上につなげていく取組の推進

東日本大震災 復興政策10年間の振り返りポイント（令和5年8月29日）

16. 記憶・教訓の継承

○主な評価・教訓

- ・ 資料散逸と記憶風化を防止するためデジタルアーカイブ等が重要。「ひなぎく」には大変意義があるとの評価がある。
- ・ 被災市町村のマンパワーには限りがあるため、大規模災害時の関連資料の収集やアーカイブ構築は都道府県が行い、市町村の人的・財政的負担を軽減することが重要との意見がある。
- ・ 被災により土地の歴史文化・郷土芸能・民族生活などが失われてしまうため、事前にアーカイブしておくことが重要。
- ・ 震災遺構の保存や追悼施設の整備に復興交付金が活用できて良かったとの被災自治体からの評価がある。
- ・ 震災遺構等リアルなアーカイブを含めたコンテンツの全体像について、タイムリーに更新すべきとの意見がある。
- ・ 震災伝承活動についての実態把握とフォローアップが十分でないとの指摘がある。

参考：行政事業レビューシート抜粋

○ 事業の目的
今後、起こりえる大規模災害からの復興及び平時からの備えのために、東日本大震災から得られた知見を国内外で生かすことができるようにする。

○ 予算額・執行額（単位：百万円）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度要求
予算の 状況	当初予算(A)	-	-	74	73	143
	補正予算(B)	-	-	-	-	
	前年度から繰越し(C)	-	-	-	-	-
	翌年度へ繰越し(D)	-	-	-	-	
	予備費等(E)	-	-	2	-	
	計(F) =(A)+(B)+(C)+(D)+(E)	-	-	76	73	143
執行額(G)		-	-	76		

○ 活動内容①
復興政策10年間の振り返りの本文の取りまとめに向けて、外部専門家による有識者会議を開催する。

○ 活動目標及び活動実績①（アウトプット）

活動目標	活動指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	5年度 活動見込	6年度 活動見込
外部専門家による有識者会議を年間4回行う	会議の開催回数	活動実績	—	-	-	4	-	-
		当初見込み	—	-	-	4	-	-

○ 成果目標①の設定理由（アウトプットからのつながり）
本事業は、復興政策10年間の振り返りの本文を作成・公表することを目的としたものであるため、アウトカムとしてR5年夏に10年振り返りの取りまとめを公表することを設定した。

○ 成果目標及び成果実績①（長期アウトカム）
復興政策10年振り返り本文の公表
※ 復興政策10年振り返り本文の公表時期（R5年夏）

参考：行政事業レビューシート抜粋

○ 活動内容②

復興過程で国民が得た経験等についての自治体等の記録紙・学術研究・報道等を把握し、生活再建や生業の再生等に係る教訓等の抽出・分析に向けて必要な資料の収集等を行う。

○ 活動目標及び活動実績②（アウトプット）

活動目標	活動指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	5年度 活動見込	6年度 活動見込
自治体等の記録誌などから、被災者個人の情報の収集を行う。	情報の収集件数	活動実績	件	-	-	1,296	-	-
		当初見込み	件	-	-	1,000	-	-

○ 成果目標②の設定理由（アウトプットからのつながり）

本事業において収集された生活再建や生業の再生等に係る国民が得た教訓等を基礎的な資料とし、今後の防災・減災対策や復興に活用する普及啓発手法について検討を進めているところであるため、当該検討も踏まえて作成・東日本大震災の教訓継承サイトで公表した普及啓発コンテンツの数をアウトカムとして設定した。

○ 成果目標及び成果実績②（長期アウトカム）

成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標最終年度		
								6	年度
東日本大震災の教訓継承に係るHPのコンテンツの充実	東日本大震災の教訓継承に係るHPのコンテンツ数	成果実績	—	—	—	4	—		
		目標値	—	—	—	4	18		
		達成度	%	—	—	100.0%	—		
成果実績及び目標値の根拠として用いた統計・データ名(出典)/定性的なアウトカムに関する成果実績 ⇒(出典)復興庁HP 東日本大震災の教訓継承サイト「繋ぐ、未来へ」(https://www.reconstruction.go.jp/311kyoukun/index.html#gsc.tab=0)									

9 地方創生施策との連携強化

1 これまでの主な取組

○被災地における地方創生施策等の活用について

- ・「課題先進地」である被災地の自立に向けて、地方創生の施策を始めとする政府全体の施策の活用が重要
- ・被災3県の沿岸市町村等を対象として、地方創生施策等の相談体制を構築

○地方創生施策と復興庁の連携に係る具体的取組及び事例について

- ・各復興局において、地方創生関連施策（デジタル田園都市国家構想交付金など）などの施策について、相談を受け付け

✓例えば、デジタル田園都市国家構想交付金の新規申請に係る実施計画策定等への指導・助言※を実施

※地方創生を推進するタイプの支援措置メニューにおいて、復旧・復興事業と連携した地方への人の流れを創出する事業等、他省庁補助金等の関連する他施策との戦略的な連携を図るものについては、審査において評価の対象となる等

✓復興局職員を内閣府に併任（岩手局4名、宮城局9名、福島局3名：R6.4現在）

【相談の具体例】

- ・不確実性への挑戦～全国のロールモデルとなるデジタル水産都市・気仙沼の実現
(デジ田交付金・地方創生推進タイプ(宮城県気仙沼市))
- ・世界の災害リスク・気候変動リスク低減に貢献するBOSAI-TECHビジネス実証実装支援事業
(デジ田交付金・地方創生推進タイプ(宮城県仙台市))
- ・本庁においては、担当者を定め、各復興局職員からの相談に対応し、関係省庁への連絡等を実施

デジタル田園都市国家構想交付金の概要

- デジタル田園都市国家構想の実現による地方の社会課題解決・魅力向上の取組を加速化・深化する観点から、「デジタル田園都市国家構想交付金」により、各地方公共団体の意欲的な取組を支援。

デジタル田園都市国家構想交付金

デジタル実装タイプ

- デジタル技術を活用し、地方の活性化や行政・公的サービスの高度化・効率化を推進するため、デジタル実装に必要な経費などを支援。

書かない窓口



地域アプリ



遠隔医療



地方創生推進タイプ

- 観光や農林水産業の振興等の地方創生に資する取組などを支援。
- ・ 地方版総合戦略に位置付けられた地方公共団体の自主的・主体的な取組を支援（最長5年間）
 - ・ 東京圏からのUIJターンの促進及び地方の担い手不足対策
 - ・ 省庁の所管を超える2種類以上の施設（道・污水处理施設・港）の一体的な整備

地方創生拠点整備タイプ

- 観光や農林水産業の振興等の地方創生に資する拠点施設の整備などを支援。

道の駅に隣接した観光拠点



子育て支援施設



スタートアップ支援拠点



地域産業構造転換インフラ整備推進タイプ

- 産業構造転換の加速化に資する半導体等の大規模な生産拠点整備について、関連インフラの整備への機動的かつ追加的な支援を創設。

大規模生産拠点
整備プロジェクト

選定

プロジェクト
選定会議

■地方創生推進タイプ

スマート水産業の利用促進に向けた取組や、産学官連携の取組などを支援

■地方創生拠点整備タイプ

体験型観光施設の整備や、地元の農林水産物の産直・物販などの機能をもった拠点施設の整備などを支援

宮城県気仙沼市 (R6当初)

農林水産分野

事業名

不確実性への挑戦～全国のロールモデルとなるデジタル水産都市・気仙沼の実現～

目的
(効果)

- ◆水産庁選定の「デジタル水産業戦略拠点」として、**全国のロールモデルとなるデジタル水産都市を目指す**
- ◆デジタル技術を活用し、基幹産業である漁業・水産業が抱える不確実性を軽減し、安定的・計画的な操業・生産体制を構築する

事業概要

- ◆遠洋・沖合漁船に対し、既存の通信環境の高速・大容量・低廉化により、漁場形成予測の強化、最適航路選択の自動化、オンライン診療などを可能とし、**陸上から洋上への支援を強化**
- ◆沿岸・養殖業の漁業者に対し、**スマート水産業（海況モニタリング、水中・水上ドローン等）の利用を促進**

①より効率的な操業の実現、漁船の稼働率向上、持続可能な産出へ

②沖合の様子や牡蠣、ワカメの海中映像、養殖中の魚の成長等を新しいモニタリングでリアルタイムで把握、漁場データが漁業における新価値へ

③基幹産業の高度化により、地域全体の所得向上、交流人口の増加、雇用の創出へ

事業年度：R6～R8（横展開型）、交付対象事業費：1.4億円

岩手県宮古市 (R5補正)

観光分野

事業名

～「防災教育×体験型観光」をコンセプトとした観光施設を整備～

目的
(効果)

東日本大震災からの更なる復旧・復興を目指し、教育旅行をはじめとした観光客の受入施設を整備。

周辺観光施設を融合した新たな観光メニューを造成し、滞在型観光へのシフトを図ることで、市の稼ぐ力の向上を目指す。

事業概要

（事業名：「防災教育×体験型観光」による地域産業推進事業、交付対象事業費：3.1億円）

福島県相馬市 (R5補正)

農林水産分野

事業名

～『相馬復興市民市場（浜の駅松川浦）』を機能強化～

目的
(効果)

復興のシンボルとしてオープンし、観光の中心となっている浜の駅松川浦に、地場食品の販売とイートインコーナー等を増築。

相馬産水産物に親しんでもらうことで、ブランド力と需要を回復し、水揚げの増加と観光客の増加を図る。

事業概要

（事業名：浜の駅松川浦増築整備事業、交付対象事業費：3.4億円）

「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針

(令和6年3月19日閣議決定) (抜粋)

1. 復興の基本姿勢及び各分野における取組

(1) 地震・津波被災地域

(略)

こうした取組を経て、人口減少や産業空洞化といった全国の地域に共通する中長期的な課題を抱える「課題先進地」である被災地において、被災地の自立に向けて、引き続き、「まちに人が戻る」ことを目指すのみならず、先進技術の導入や地域資源の活用等により産業・生業や教育・研究を振興し、交流人口・関係人口や移住者の拡大を図り、「新しい東北」として掲げた魅力あふれる地域を創造することが望まれる。その際、復旧・復興事業により強化されたインフラ基盤に加え、復興期間を通じて培ってきたNPO、ボランティア、企業、大学等多様な主体との結びつきやノウハウ、男女共同参画などの多様な視点を最大限活かしつつ地方創生の施策を始めとする政府全体の施策を活用することにより、コミュニティを再生し、持続可能で活力ある地域社会を創り上げていく。

(略)

⑧ 地方創生との連携強化

- ・ 人口減少や産業空洞化といった全国の地域に共通する中長期的な課題を抱える「課題先進地」である被災地においては、地域の特性や震災からの復興の経験等も踏まえつつ、地方創生の施策を始めとする政府全体の施策の総合的な活用が重要である。
- ・ 被災地における地方創生施策の更なる活用に向けて、「デジタル田園都市国家構想総合戦略（2023改訂版）」に盛り込まれた各種の取組を着実に進めるとともに、復興の取組と地方創生施策の連携の充実・強化を図る。

「デジタル田園都市国家構想総合戦略」（2023改訂版）（令和5年12月26日閣議決定）（抜粋）

第2章 デジタル田園都市国家構想の実現に必要な施策の方向

2. 政策間連携の推進

⑥ 東日本大震災の被災地域等における活性化等との連携

「『第2期復興・創生期間』以降における東日本大震災からの復興の基本方針」（令和3年3月9日閣議決定）等を踏まえ、産業振興・企業立地等を通じた持続可能で活力ある地域社会の創造に向けて、復興局職員の内閣府併任による相談窓口機能、人材支援制度、各種セミナーやワークショップ等において蓄積したネットワーク等を活用するほか、デジタル田園都市国家構想交付金事業等の政府全体の施策の総合的な活用を進める。

第2章

評価と今後の方向性

目次

1. ハード整備（基本方針1.（1）①） 災害復旧事業 等	p192
2. 心のケア等の被災者支援（基本方針1.（1）②）	p193
2-1 被災者支援総合交付金事業	
2-2 災害援護資金	
3. 被災した子どもに対する支援（基本方針1.（1）③）	p196
教員加配、スクールカウンセラー等の配置、就学支援	
4. 住まいとまちの復興（基本方針1.（1）④）	p198
宅地造成、家賃低廉化・特別家賃低減事業、土地活用ハンズオン支援事業	
5. 産業・生業（特区法以外）（基本方針1.（1）⑤）	p200
5-1 中小企業組合等共同施設等災害復旧事業（グループ補助金）	
5-2 津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金（津波立地補助金）	
5-3 二重ローン対策（CREB、産業復興機構）	
5-4 新ハンズオン支援事業、結の場	
5-5 新しい東北	
6. 産業・生業（特区法）（基本方針1.（1）⑤）	p203
東日本大震災復興特別区域法（特区税制）、東日本大震災復興特別区域法（金融特例、規制特例、復興整備計画）	
7. 地方単独事業等（基本方針1.（1）⑥）	p204
人材確保対策支援、震災復興特別交付税	
8. 復興の姿の発信、東日本大震災の記憶と教訓の後世への継承（基本方針1.（3））	p206
国営追悼・祈念施設、震災遺構・伝承施設／伝承団体、ノウハウの普及展開・復興政策の評価、万国博覧会での発信	

※産業・生業のうち水産業支援に関しては、原子力災害被災地域に係る復興施策の総括の中でまとめて検討する。

※「9. 地方創生との連携強化」に関しては、「評価と今後の方向性」の記載は行わない。

【1 ハード整備】

＜評価・今後の方向性＞

復興施策として実施してきた公共インフラ等のハード整備については概ね完了していることを確認。

農地整備について、津波被災農地19,660haのうち96%（福島県の原子力被災市町内の一部（820ha）を除く全ての農地）で営農再開が可能（令和5年9月末時点）

営農再開に至っていない福島県の原子力被災市町内に立地する農地（820ha。令和5年9月末時点）について、避難指示が解除された区域における担い手確保の状況や、営農再開の状況等を見極めた上で、事業完了に向けて取り組む必要があると考えられる。

また、防潮堤については、全体計画数621のうち残る5事業（令和5年9月末時点）を、引き続き地元調整等を図りながら整備完了に向け取り組むことが必要。

なお、発災から期間が経過しハード整備が概ね完了する中で、維持管理の在り方を含めて、整備されたハードの活用について考える段階になっている。今後は、各自治体において技術者の人材確保や、必要なデータの整理を行い、施設の有効活用を進めていくため、政府全体の施策もうまく活用しながら自治体間の連携・協力やデジタル・トランスフォーメーション（DX）、民間活力の活用などを行っていく必要がある。

【2 心のケア等の被災者支援：被災者支援総合交付金】

※ 本項目については、岩手県・宮城県を念頭に記載。

<評価・今後の方向性>

復興の進展により、地震・津波被災地域における本事業のニーズはおおむね減少傾向が見られる。

震災の発生から時間が経過するにつれ、震災由来の課題であるかどうかを精査する必要が生じてきているほか、地域全体の振興の観点から、各自治体において、被災・非被災を区分せず包括的な取組が求められる場面が多くなってきている（震災由来かどうかを相談者に直接的に根掘り葉掘り聞くことは被災者につらい思いを思い出させる部分もあり、原因を明らかにすることに慎重にならなければならないことも多い）。

さらに、震災由来に限らず、心のケア等は、中長期的視野に立って切れ目なく対応することが求められる。このため、復興庁設置期限も超えて長期にわたる対応が必要となるものもあり、地域の精神保健医療福祉機能による息が長い取組が続けられる体制の確立が求められる。

こうした課題を踏まえ、基本方針に定める原則に沿って、必要に応じて一般施策に移行することを目指していく。なお、被災者への心のケア等については、基本方針の記載を踏まえ、丁寧な実態把握を行いながら、一般施策での適切な措置の担保（丁寧な情報提供や相談対応、一般施策実施省庁における運用上の配慮等）などきめ細かな対応を総体的に検討する必要がある。

一般施策の活用について、各自治体のおかれた状況には様々な違いがあることから、阪神・淡路大震災や熊本地震、中越地震などの災害発生後の、心の支援、コミュニティ形成等に係る施策がどのように一般的な施策による対応に移行していったのか、というノウハウを東日本大震災の被災自治体に移転していく必要がある。

これらを通じて地域が抱える様々な課題に対してより包括的に対応可能な体制を確立するとともに、被災自治体において対応を検討するにあたっては、他地域の事例なども参考に、各被災自治体が地域自身の力を育むことを目指す。

【2 心のケア等の被災者支援：被災者支援総合交付金】

なお、県・市町村から、以下の考え方（イメージ）に照らし、第2期復興・創生期間内での復興事業の完了が困難と考えられる合理的な状況・理由が示された場合には、ソフトランディングに向けて、一定の期間、復興事業による対応を行うことも視野に入れつつ、復興庁及び関係省庁で今後の支援の在り方を検討いただきたい。

〔具体的なイメージ〕

- * 震災由来の影響が未だに明確に残っており、引き続き復興事業の必要性が高いこと
- * 上記ニーズについて、一般施策での対応が困難であると認められる特別な事情があること
- * 上記を踏まえて、令和8年度以降可能な限り速やかな復興事業終了に向け、第2期復興・創生期間終了までの可能な限り早い時期に、事業終了のための具体的な道筋をつけること

上記に照らして令和8年度以降も復興事業として実施する場合にあっても、

定額による全額支援の方式を見直し、補助率を段階的に下げるなど、漸次自治体の一部自己負担を導入するといった自治体の自助努力を求めることも含めて、制度の検討を進める。併せて、自治体の負担が急激に増加しないような激変緩和的な措置について、復興庁及び関係省庁にて検討を進める必要があると考える。

この検討に際して、本事業は性質上、効果を定量的に測定することが困難なものが多く、また、評価の観点も多様であり、事業の成果について適切に評価をするためには、定性的・定量的両方の視点が必要である。

【2 心のケア等の被災者支援：災害援護資金】

＜評価・今後の方向性＞

【新規貸付】

対象者に対する周知等を適切に行った上で、必要に応じて一般会計に移行して対象者への支援が終了するまで継続することとなっている。

【償還】

地方自治体において、支払猶予や償還免除を必要に応じて検討し、引き続き適切な債権管理に努めていただくこととなる。

【3 被災した子どもに対する支援】

※ 本項目については、岩手県・宮城県を念頭に記載。

<評価・今後の方向性>

震災からの年数の経過やきめ細かなサポートの実施により、心のケアや学習支援に関するニーズが減少し、復興特会による教職員加配やスクールカウンセラー配置数等は減少傾向にある一方で、就学援助については、復興の進展に応じて減少傾向にはあるものの依然としてニーズが高い状況。

このような実態を丁寧に把握しつつ、第2期復興・創生期間において、一般施策での適切な措置の担保（丁寧な情報提供や相談対応、文部科学省での予算上の配慮等）を含めた一般施策への移行に向けた対応を総合的に検討する必要。

他方、子どもが安心して学べる教育環境を確保することは、地域における復興の担い手を育成し、各地域の持続的・自立的な発展の基盤ともなる重要な取組であるため、県・市町村から、以下の考え方（イメージ）に照らし、第2期復興・創生期間内での復興事業の完了が困難と考えられる合理的な状況・理由が示された場合には、ソフトランディングに向けて、一定の期間、復興事業による対応を行うことも視野に入れつつ、復興庁及び関係省庁で今後の支援の在り方を検討いただきたい。

〔具体的なイメージ〕

- * 震災由来の影響が未だに明確に残っており、引き続き復興事業のニーズが高いこと
- * 上記ニーズについて、一般施策での対応が困難であると認められる特別な事情があること
- * 上記を踏まえて、令和8年度以降可能な限り速やかな復興事業終了に向け、第2期復興・創生期間終了までの可能な限り早い時期に、事業終了のための具体的な道筋をつけること

仮に、令和8年度以降も復興事業として実施する場合にあっては、他の災害における対応や他の復興事業の取扱い、一般施策への段階的かつ円滑な移行などの観点を踏まえながら、補助率の在り方や、対象とする市町村に係る客観的基準の設定、終期の設定など、合理的な制度設計や運用等を検討いただきたい。

【3 被災した子どもに対する支援】

前頁の考え方に沿って対応を検討していく必要があるが、個別事業ごとの留意事項等は以下のとおり。

【教職員加配・スクールカウンセラー配置等】

ニーズの減少に伴い、復興特会による教職員加配やスクールカウンセラー配置等は減少傾向。今後の状況を慎重に見極める必要があるが、現状想定される予算の規模感であれば、令和8年度以降、復興特会によらずとも、国の予算としては、一般会計の中で配慮することにより対応が可能。

ただし、スクールカウンセラー配置等については、復興施策と一般施策に補助率の差異があること（復興施策：国10/10、一般施策：国1/3）等により、一般施策のみでは、県において、直ちには必要となる配置規模を確保することができないことが想定されるため、その場合は、令和8年度以降、段階的に一般施策への移行を進めていくことも含め、対応を検討していく必要があり、一般施策へのソフトランディングが令和8年度以降になる可能性もある。

なお、その検討の前提として、令和8年度以降は、震災後に生まれた子どもが大部分となることも踏まえ、県において、データや事例を整理しつつ、震災由来での支援の必要性などを明らかとする必要がある。

（震災時点で生まれていなくても、震災家庭で生まれ育った影響が思春期に出る例なども把握されており、丁寧な実態把握等が必要。）

【就学援助】

就学援助は、低所得世帯等に対して学用品費等を支給することで、家庭の経済状況等に関わらず教育を受ける機会を保障する、という義務教育の根幹を支える重要な制度であるところ、岩手県・宮城県の就学援助率は、震災前と比べて高い水準となっており、特に津波被害が大きい沿岸部においては、震災由来の対象者が確認され、就学援助率が極めて高い市町も存在していることから、特に慎重な検討が必要である。

仮に復興施策を終了する場合でも、義務教育を支える事業趣旨から、市町村による対象者への援助自体は継続されることが想定されるが、事業の大部分を占める準要保護者への援助について、復興施策と一般施策では負担者・補助率に大きな差異がある（復興施策：国10/10、一般施策：市町村10/10）ため、国からの財政支援が減少することで、実施主体である市町村の財政状況等によっては、制度・運用に影響が及ぶ可能性がある。

これらを踏まえ、個別の実情を丁寧に把握しつつ、子どもが安心して学べる環境を確保する観点から、復興施策の継続も含め、対応を検討していく必要がある。

【4 住まいとまちの復興】

＜評価・今後の方向性＞

【宅地造成】

計画された宅地造成は整備完了済。

なお、今後への教訓として、土地区画整理等の宅地造成にあたって適切な規模に集約して整備を行うなど持続可能性を踏まえた取組が必要であるとの指摘もみられる。

東日本大震災 復興政策10年間の振り返りポイント（令和5年8月29日）抜粋

11. 復興まちづくり

- ・発災後に事業を計画すると過大となる恐れがあるので、国立社会保障・人口問題研究所等の将来推計に基づいた人口減少等の社会トレンドを踏まえ、まちの将来像を平時から検討するとともに、復興事前準備の取組を進めることが必要であり、国や都道府県が市町村の取組を支えていくべきとの意見がある。
- ・移転にあたり生業等の兼ね合いから集約できなかった小規模集落の維持には懸念があるとの指摘があり、適切な規模に集約して整備を行うなど持続可能性を踏まえた取組が必要である。

【家賃低廉化・特別家賃低減事業】

家賃低廉化事業は公営住宅法に基づき管理開始から20年間、特別家賃低減事業は要綱に基づき管理開始から10年間補助を継続することになっている。令和2年度をもって災害公営住宅の整備が終了し管理開始となったことから、家賃低廉化事業は令和22年度、特別家賃低減事業は令和12年度まで継続する（※帰還者向けの災害公営住宅を除く）。

【4 住まいとまちの復興】

【土地活用ハンズオン支援事業】

土地活用ハンズオン支援事業として、被災自治体による移転元地や造成宅地の活用に向けた自立的・持続的な取り組みの実現を図ることを目的とし、これまで土地バンク改良や土地活用ビジョン作成などの取り組みを支援してきた結果、移転元地の活用率は約75%（被災3県平均）まで進捗したことを確認。

令和7年度までに地震・津波被災地域における復興事業を全うすることに向け、土地活用ハンズオン支援事業に令和6年度、7年度の2年間に精力的に取り組むことで、最終的な活用率は約79%程度となる見込み。全国の土地活用率（平成30年度時点で約88%）、移転元地が災害危険区域であり住居の用に供する建築が禁止されていることなどを勘案すると、他地域と遜色ない活用状況になってきていると言える。さらに、被災自治体に事業実施希望を積極的に照会しているものの希望件数は極めて少なくなっている。

そのため、さらなる土地活用に向けて、被災自治体が主体的に土地活用に取り組むこととし、土地活用ハンズオン支援事業としては令和7年度をもって終了することとしてはどうか。国においても、第2期復興・創生期間中において、令和8年度以降に被災自治体が主体的に事業を実施できるよう「土地活用ハンズオン支援事業」についてノウハウの継承を行っておく必要があるほか、公費を入れて整備してきたものを活かすという観点や、事業実施主体を被災自治体に円滑に移すにあたってビジョンを描くための環境が自治体によって様々である状況を踏まえる必要があるという点から、必要に応じて、復興庁において相談を受け、他省庁の一般施策の情報を含めた土地活用に向けた事例の紹介や助言等を行うことなどが考えられる。

＜その他 留意点＞

人口減少トレンドを踏まえると、発災後に整備した災害公営住宅において今後空き家が増えていくであろう一方で、移住者、中長期の滞在者、観光客、若者のインターンシップ生等、滞在先としてのニーズもあると考えられる。災害公営住宅は一定の要件を満たせば被災者以外でも利用できることとなっており、そうした制度も柔軟に活用してはどうか。

【5 産業・生業（特区法以外）】

＜評価・今後の方向性＞

東日本大震災の被災地において、産業分野についても他災害と比較しても手厚い支援が行われてきた結果、宮城県、岩手県では域内GDP、製造品出荷額のいずれも全国平均を上回るペースで回復し、各県の震災前の水準を上回っており、着実に復興が進捗している。被災地と同様の課題を抱える東北他県をはじめとした被災地以外の自治体との公平性も考慮する必要がある。

【5－1 グループ補助金】

地震・津波被災地域においては、中小企業等の施設・設備の復旧が概ね完了していることを確認。

そのため、本事業は、復興の基本方針において、「中小企業等グループの再建支援については、事業者の責に帰さない事由によりこれまで復旧を行うことができなかった事業者に限り、支援を継続する」と記載されているとおりの対応とする。なお、事業者の責に帰さない事由により、予定していた工事が期日に終了しない場合には、引き続ききめ細やかな対応を行うことが必要と考えられる。

【5－2 津波立地補助金】

令和5年度末時点で約500件、約2,000億円を交付決定し、新規地元雇用者目標6,000人を達成見込み（採択ベース）であり、復興の基本方針に記載のとおり、令和5年度末で公募が終了していることを確認。

採択された事業者等に対して、事業者の責に帰さない不可抗力的な事案に配慮しつつ、予定通り運用期限の令和7年度末までに事業が完了するよう必要な進捗管理等のモニタリングを実施することが必要と考えられる。

令和8年度以降は、各自治体において、当事業で蓄積された産業基盤を元に、商工会等のステークホルダーを広げながら、特色を生かし産業政策・地域振興策を行うことになる。政府においても事業環境の変化を注視しつつ、必要に応じて中小企業施策をはじめとする各種施策等の情報提供を行っていただきたい。

【5 産業・生業（特区法以外）】

＜評価・今後の方向性＞

【5－3 二重ローン対策（CREB、産業復興機構）】

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構、産業復興機構ともに、制度上、支援期間の満了が令和8年度以降となることから、第2期復興・創生期間後も事業が継続（いずれも、新規の支援決定は終了済み。）

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構においては、震災から13年を経て、今後、機構の事業再生計画期間（支援決定から最長 15 年）の終了する案件が多く発生することが見込まれることから、令和6年4月及び6月には、被災事業者の再生支援を一層促進するため、関係省庁より金融機関等に対し、機構と連携して機構の支援完了に向けて必要な支援を行うこと等を要請する文書が発出されているところ。引き続き、金融機関等と連携しつつ、事業者の再生に取り組んでいただきたい。

産業復興機構においては、令和4年度以降、債権買取から最長10年間の支援期間満了により、事業者が金融機関から融資を受けて産業復興機構に一括返済して債権を買い戻すEXIT時期が到来している。そこで令和4年4月には、政府系金融機関に対し、民間金融機関等とも連携の上、個別事業者の実情やニーズに応じて経営再建に資する融資・保証制度の活用を積極的に提案すること等を要請する文書を、関係省庁より発出されたところ。引き続き、金融機関等と連携しつつ、事業者の再生に取り組んでいただきたい。

【5－4 新しい東北（新ハンズオン支援事業／結の場）】

※ 本項目については、岩手県・宮城県を念頭に記載。

新ハンズオン支援事業では、延べ324社の個社支援、延べ92件・368社のグループ支援を実施したことに加え、結の場を延べ40回開催（岩手県12回、宮城県16回、福島県12回）する中で、被災地企業から延べ364社、首都圏等の支援提案企業から延べ1,027社が参加し、被災地企業の売上向上や販路拡大等に一定程度貢献している。また、支援ノウハウも蓄積されてきたことから、復興の基本方針に記載のとおり、令和7年度末までに事業が完了することとしてはどうか。

今後は必要に応じて、県庁や商工団体が主体となって新ハンズオン支援や結の場と同様の事業を行うことを可能とするべく、復興庁が、本事業で蓄積した支援ノウハウ・知見を共有する等の所要のサポートを行うことにより、被災地域において個々の実情に応じた持続可能な生業再生・産業振興に役立ててもらうほか、支援を受けた事業の成果を追い、発信していくことも重要であると考えられる。

【5 産業・生業（特区法以外）】

＜評価・今後の方向性＞

【5－5 産業・生業（新しい東北（新ハズオン支援事業・結の場以外））】

産官学が参加した意見交換会や顕彰等により、産業・生業の再生、コミュニティの形成等の復興に取り組んできたことを確認。

令和7年度末までの事業完了に向け、

- ・優良事例の発掘やワークショップの開催等を通じた、これまで蓄積したノウハウの普及・展開
- ・地域づくりハズオン支援事業についての被災地内外への普及展開

（第2期復興・創生期間中に過年度成果等のフォローアップが実施されているところ、自治体等との連携事例や他地域への横展開の状況が整理されるとともに、伴走型支援を行う際に有用なノウハウを自治体や中間支援組織の参考となるような形で取りまとめられる予定）

- ・令和8年度以降は被災3県が「新しい官民連携推進協議会」が果たしてきた機能（例えば各県での官民の連携体制の構築や各県のイベントの情報発信など）を必要に応じて引き継いでいくことができるための関係者との調整

などを行っていただきたい。

＜その他 留意点＞

震災から時間が経過し復興が進む中で、産業構造も変わっていく「過渡期」にある。海外から日本に工場が回帰しているというような明るい材料があり、そのようなチャンスも掴むべく、自治体において細かく状況分析を行い、今後の取り組みに関して、創意工夫を凝らす必要がある。

【6 産業・生業（特区法）】

<評価・今後の方向性>

復興推進計画

【税制上の特例】

税制上の特例措置の適用期限は、令和7年度末であり、この間に特例が活用されるよう、引き続き、地方公共団体を通じて、積極的な周知を図ることが重要であると考えられる。

【金融上の特例】

金融上の特例（復興特区支援利子補給金）について、地震・津波被災地域においては、近年の認定件数は減少傾向。

こうした状況を踏まえ、令和8年度以降、新規の認定をしないこととする。

なお、原子力災害被災地域においては、復興の進捗状況や地元のニーズを勘案し、制度の在り方を検討いただきたい。

【規制・手続上の特例】

現在も対象区域において、ニーズがあり、特例が活用されている。こうした状況を踏まえ、引き続き被災地のニーズに応じた柔軟な対応が求められる。

復興整備計画

現在も対象区域において、ニーズがあり、特例が活用されている。こうした状況を踏まえ、引き続き被災地のニーズに応じた柔軟な対応が求められる。

【7 地方単独事業等：人材確保対策への支援】

＜評価・今後の方向性＞

※ 本項目については、岩手県・宮城県を念頭に記載。

復興庁スキームは、あくまでも、現役の地方公務員の派遣（総務省スキーム①）や被災自治体による任期付職員の直接雇用（総務省スキーム②）を補完する措置であり、復興関係業務に必要な人員数は大幅に減少しており、かつ被災自治体による直接雇用に余力があることを確認。

こうした状況を踏まえ、復興庁スキームの派遣駐在は令和7年度末をもって終了することで良いのではないか。

なお、復興庁は、被災自治体が職員の募集情報を広く全国に発信したい場合に、同情報を復興庁ホームページにも掲載する等、被災自治体の自主的な取り組みを支援いただきたい。

総務省スキーム①②の在り方については、震災復興特別交付税の在り方とともに検討する必要があると考えられる。

＜その他 留意点＞

一般的に、自治体における技術者採用は非常に困難になってきており、被災地は特にそのハードルが高いことも踏まえ配慮が必要であり、人材確保対策を被災自治体に円滑に移行していくにあたり、被災自治体が一般施策を活用しようとしている場合には、一般施策の制度紹介等、必要な伴走的支援の実施も検討いただきたい。

【7 地方単独事業等：震災復興特別交付税】

＜評価・今後の方向性＞

令和3年度以降の震災復興特別交付税については、財政需要が見込まれない項目の廃止や、福島県及び福島県内市町村以外の新規事業の措置を終了とするなど、必要に応じて見直しが行われている（令和2年12月21日付け総務省自治財政局財政課復興特別交付税室事務連絡）。

今後、第2期復興・創生期間の後の復興のあり方について、検討を進める中で、震災復興特別交付税の在り方についても関係省庁にて連携しつつ検討を行っていただきたい。

＜その他 留意点＞

震災復興特別交付税については、額も大きく、今後の在り方を検討するにあたっては、震災復興特別交付税を入れて被災自治体の負担をゼロとしていたことの影響は問われるのではないかと。これがあつたことで被災地における実情に合わせた自由度の高い活動の実現につながつたと言える一方で、事業が過大となつてしまったことなど課題が見えた点もある。今後の検討にあたっては、バランスよく成果と課題の双方を整理いただきたい。

【8 震災伝承】

＜評価・今後の方向性＞

第2期復興・創生期間中において、引き続き、「復興政策10年間の振り返り」等の普及展開や、教訓継承サイトのコンテンツの充実、検索性の向上等を通じて、震災の記憶や教訓を継承する取組を推進していただきたい。

東日本大震災の風化防止と教訓の継承の取組は、令和8年度以降も継続する必要があるが、国、地方公共団体、民間がそれぞれの役割を果たしながら連携して進めることが重要である。

令和7年度の2025年日本国際博覧会（2025年大阪・関西万博）の開催に合わせ、より多くの方に被災地まで足を運んでいただけるよう、展示テーマに関する「復興のストーリー」の制作及び展示内容や被災地住民による地域の状況や魅力等についての情報発信を充実させつつ、被災自治体と連携し「万博を通じて描いた被災地の未来像」の保存に取り組んでいただきたい（令和7年度末までに対応）。

＜その他 留意点＞

語り部の高齢化も進んでいるが、震災後しばらく口をつぐんでいた方の中には時間を経た後に語り部を始める方もいる。震災の伝承において、被災者の生の声は最も効果的に災害の体験を伝えるものであるため、被災者の経験が活かされるようにしてもらいたい。地方公共団体における伝承施設等の展示物の更新などの継続的な魅力づくり、学会における伝承に対する研究の進展、また民間における語り部の伝承活動を持続可能なものとする取組にも期待。

また、日本国内、世界各地で起こる災害への対応に資するため、ノウハウ提供を積極的に行えるとよい。

結びにかえて

令和6年4月以降の会合及び現地視察を通じて、地震・津波被災地域については、現行基本方針にて「第1期復興・創生期間内に公共インフラ整備等を中心にほとんどの事業が完了していること、過去の大規模災害における取組事例、一般施策による対応状況等を踏まえ、第2期復興・創生期間において、国と被災地方公共団体が協力して被災者支援を始めとする残された事業に全力を挙げて取り組む」とされているとおり、各施策において地域の状況に応じたきめ細かい対応が行われ、第2期復興・創生期間における復興事業の役割の全うに向けて着実に取組が進捗してきていることが確認された。

具体的には、ハード整備や住まいとまちの復興、産業・生業の再生等の分野は、令和7年度までの事業終了に向けて周知等を行う段階となっている。今後は、第2期復興・創生期間後への施策の円滑な移行のため、これまで復興庁や関係省庁に蓄積されたノウハウを各地方公共団体や地域の関係団体に共有するなど必要な対応を行うとともに、必要に応じて情報提供や助言等を行っていくことが求められる。

一方で、心のケア等の被災者支援や被災した子どもに対する支援については、引き続き丁寧な実態把握を行いながら、復興施策に代わる一般施策での適切な措置の担保などきめ細かな対応もあわせて検討する必要がある。その際、第2期復興・創生期間内での復興事業の完了が困難である場合においても、第2期復興・創生期間終了までの可能な限り早い段階で、復興事業完了に向けた具体的な道筋をつけることが求められる。

このほか、地方創生施策の活用をはじめとした全国共通の課題に対応する一般施策との連携が行われていることも確認された。

東日本大震災という未曾有の事態に対応するため、「前例のない手厚い支援」が行われてきた結果、復興は大きく前進したと言える。被災地方公共団体が立ち直るため、大災害の発生直後には、このような国等からの力強い支援が必要不可欠であることが示された。一方で、このような大災害の後であっても、各地方公共団体が本来の役割を発揮し、自ら地域課題に対応することができることが肝心であり、「支援頼み」により地域の力が損なわれるということのないように工夫しなければならない。東日本大震災の発災から13年以上が経過し、その復興の在り方を検討する中でも、このような視点は大切である。

今回、本ワーキンググループにて総括し、今後の方向性を議論した地震・津波被災地域における復興施策について、第2期復興・創生期間に必要な取組を全力で行うとともに、議論の中で挙げられた検討課題も含めて、今後の災害対応にあたっての経験と教訓を整理し継承されいくことを期待したい。震災の教訓継承については、今後も災害やリスクの懸念される国内外においては、被災地域のみならず必要な活動であり、新たな教訓も含めて今後もその内容を効果的に伝え、安全で安心できる社会構築に活かしていく必要がある。

結びにかえて

第5回会合からは、原子力災害被災地域におけるこれまでの取組や成果等を踏まえた復興施策の総括を行うこととなる。原子力災害被災地域では、復興・再生に向けて中長期的な対応が必要である。避難指示解除の時期等によって地域ごとの復興の段階が様々であり、その状況に応じて本格的な復興・再生に向けた取組が行われているなど、地震・津波被災地域とは復興の進捗状況が大きく異なる状況がある。一方で、復興財源の確保にあたって国民負担が生じている状況は共通しており、復興施策として行うことの妥当性について国民から理解が得られるかという視点は、原子力災害被災地域に係る議論においても同様に重要である。引き続き、可能な限り客観的な指標を基に、これまでに行われた施策の成果の検証に資するよう、充実した議論を行ってまいりたい。

なお、地震・津波被災地域において「水産業・水産加工業」というテーマは扱わなかったが、これは、現在行われている主な支援がいずれも原子力災害対応（ALPS処理水の海洋放出に係る対応）としての性質が強いためであり、これからの原子力災害被災地域に係る議論の中で扱っていく。